

令和7年12月定例会

# 浪江町議会会議録

令和7年12月 9日 開会

令和7年12月16日 閉会

浪 江 町 議 会

# 令和7年浪江町議会12月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号 (12月9日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	7
一般質問	14
平本佳司君	15
佐々木勇治君	34
佐々木茂君	46
横字史年君	59
散会の宣告	73

## 第 2 号 (12月10日)

議事日程	75
出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	77
職務のため出席した者の職氏名	78
開議の宣告	79
議事日程の報告	79
請願・陳情の付託	79
議案第79号から同意第7号の一括上程、説明	79
延会について	117
延会の宣告	117

### 第 3 号 (12月16日)

議事日程	1 1 9
出席議員	1 2 2
欠席議員	1 2 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 2
職務のため出席した者の職氏名	1 2 3
開議の宣告	1 2 4
議事日程の報告	1 2 4
議案第 7 9 号の質疑、討論、採決	1 2 4
議案第 8 0 号の質疑、討論、採決	1 2 4
議案第 8 1 号の質疑、討論、採決	1 2 5
議案第 8 2 号の質疑、討論、採決	1 2 5
議案第 8 3 号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第 8 4 号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第 8 5 号の質疑、討論、採決	1 2 7
議案第 8 6 号の質疑、討論、採決	1 2 7
議案第 8 7 号の質疑、討論、採決	1 2 8
議案第 8 8 号の質疑、討論、採決	1 2 8
議案第 8 9 号の質疑、討論、採決	1 2 9
議案第 9 0 号の質疑、討論、採決	1 2 9
議案第 9 1 号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第 9 2 号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第 9 3 号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第 9 4 号の質疑、討論、採決	1 3 3
議案第 9 5 号の質疑、討論、採決	1 3 4
議案第 9 6 号の質疑、討論、採決	1 3 6
議案第 9 7 号の質疑、討論、採決	1 3 7
議案第 9 8 号の質疑、討論、採決	1 3 7
議案第 9 9 号の質疑、討論、採決	1 3 9
議案第 1 0 0 号の質疑、討論、採決	1 3 9
議案第 1 0 1 号の質疑、討論、採決	1 4 0
議案第 1 0 2 号の質疑、討論、採決	1 4 1
議案第 1 0 3 号の質疑、討論、採決	1 4 2
議案第 1 0 4 号の質疑、討論、採決	1 4 3
議案第 1 0 5 号の質疑、討論、採決	1 4 3
議案第 1 0 6 号の質疑、討論、採決	1 4 4
議案第 1 0 7 号の質疑、討論、採決	1 4 4

議案第108号の質疑、討論、採決	145
同意第7号の質疑、採決	145
請願・陳情審査報告	146
陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	146
発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
日程の追加	150
浪江町議会議員報酬等特別委員会委員の選任について	151
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	152
町長挨拶	152
閉会の宣告	153

浪江町告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和7年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年11月12日

浪江町長 吉田 栄光

1 日 時 令和7年12月9日（火） 午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	横	字	史	年	君	2番	佐	藤	勝	伸	君
3番	鈴	木	幸	治	君	4番	山	本	幸一	郎	君
5番	紺	野		豊	君	6番	武	藤	晴	男	君
7番	紺	野	則	夫	君	8番	佐々	木		茂	君
9番	佐々	木	勇	治	君	10番	半	谷	正	夫	君
11番	松	田	孝	司	君	12番	平	本	佳	司	君

不応招議員（なし）

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

令和7年浪江町議会12月定例会

議事日程（第1号）

令和7年12月9日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（12名）

1 番	横 字 史 年 君	2 番	佐 藤 勝 伸 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	山 本 幸 一 郎 君
5 番	紺 野 豊 君	6 番	武 藤 晴 男 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	佐々木 勇 治 君	10 番	半 谷 正 夫 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	平 本 佳 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 栄 光 君	副 町 長	山 本 邦 一 君
副 町 長	成 井 長 祥 君	教 育 課 長	横 山 浩 志 君
代 表 監 査 委 員 長	宮 口 勝 美 君	総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	戸 浪 義 勝 君
企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
産 業 振 興 課 長	蒲 原 文 崇 君	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 浦 龍 爾 君
住 宅 水 道 課 長	金 山 信 一 君	建 設 課 長	宮 林 薫 君
市 街 地 整 備 課 長	今 野 裕 仁 君	健 康 保 険 課 長	松 本 幸 夫 君
浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	中 野 隆 幸 君	介 護 福 祉 課 長	木 村 順 一 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 兼 津 島 支 所 長	西 健 一 君	教 育 総 務 課 長	鈴 木 清 水 君

生涯学習課長兼  
浪江町公民館長兼  
浪江町図書館長  
長岡秀樹 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	次	長
中野 夕華子 君		今野 雄一 君
書記		
岡本 ちり 君		

---

◎開会の宣告

- 議長（山本幸一郎君） ただいまの出席議員数は12人であります。  
定足数に達しておりますので、令和7年浪江町議会12月定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎開議の宣告

- 議長（山本幸一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本幸一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、11番、松田孝司君、12番、平本佳司君を指名します。
- 

◎会期の決定

- 議長（山本幸一郎君） 日程第2、会期の決定を議題にします。  
お諮りします。今期定例会の会期は、タブレット端末の格納のとおり、本日から16日までの8日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から16日までの8日間とします。  
会期中の会議についてお諮りします。9日、10日及び16日を本会議とし、11日から15日までは委員会等のため休会としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。  
よって、会期中の会議はこのとおりと決定しました。
- 

◎諸般の報告

- 議長（山本幸一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
議長としての報告事項は、タブレット端末に格納したとおりですので、ご了承ください。

---

◎行政報告

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。  
町長。

[町長 吉田栄光君登壇]

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

本日ここに、令和7年浪江町議会12月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に先立ち、改めて、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

まず初めに、昨夜発生した北海道・三陸沖地震に伴う当町の対応状況についてご報告をいたします。

昨日、12月8日23時24分、福島県沿岸に津波注意報が発表され、当町においても警戒本部を設置し、午前0時に浪江町防災交流センター、幾世橋防災コミュニティセンターの2か所の避難所を開設し、町ホームページ等により周知をいたしました。

各避難所における避難者状況につきましては、浪江町防災交流センター7人、幾世橋防災コミュニティセンターはありませんでした。

翌9日午前5時には、生徒・児童の安全を考慮し、なみえ創成小中学校、なみえにじいろこども園の休校、休園を決定したところであります。

午前6時20分、津波注意報が解除されたことから、浪江町防災交流センター及び幾世橋防災コミュニティセンターの両避難所を閉鎖し、7時20分に警戒本部を解散したところであります。

現時点において、人身被害、物件被害等の報告は受けておりません。今後も余震による津波等災害が懸念されますので、関係機関と連携を取りながらさらなる災害対策に努めてまいる考えであります。

それでは、9月定例会以降の行政執行の主なものについて報告をいたします。

11月22日、23日の2日間、十日市祭が震災後15年ぶりに従来の新町通りにおいて開催されました。会場には130の露店が並び、震災前の記憶を思い起こすような大変なにぎわいを見せ、町民同士が久しぶりに顔を合わせる場面も見られるなど、2日間でおおよそ3万5,000人の方にご来訪いただいたところであります。民謡歌手で名

誉町民の原田直之さんやふるさと応援大使のLumi Unionにも出演いただき、ステージを大いに盛り上げていただきました。

同会場においては、第5回なみえ水素まつりを同時に開催し、事業者等の連携した町内実証事業等の取組紹介や水素で走る自転車やゴーカートなどの体験ブースや水素で飛ばすロケット等、子供向けのアトラクションを設け、町内での水素利活用の理解促進に取り組みました。ステージイベントとして、なみえ脱炭素アワード2025の授賞式を開催し、町内で創造的、独創的な脱炭素の取組を行っている10団体を表彰させていただきました。

今後もなみえ水素タウンの構想及びゼロカーボンシティの実現に向けてさらなる普及に取り組むとともに、引き続き町内のにぎわい創出の取組を推進し、町民同士の再会など、町内の交流人口拡大を推進してまいる考えであります。

次に、浪江町功労者表彰式についてご報告いたします。

11月3日、文化の日に株式会社如水において、第53回浪江町功労者表彰式を執り行いました。式では、多年にわたり地方自治の発展、教育の振興発展などにご尽力をいただいた方々に対し、ご功績をたたえ、特別功労表彰3名、功労表彰3名、復興功労賞1名、善行表彰3名に賞状及び記念品を贈呈いたしました。

次に、令和7年度町政懇談会についてご報告をいたします。

10月18日から11月15日まで、県内外7か所で開催し、69名の町民の方に出席をいただいたところであります。意見交換では、町内の医療・介護施設の充実、町道の環境保全、特定帰還居住区域の除染状況、帰還困難区域の森林整備、高速道路無料化の継続要望など多岐にわたるご意見をいただきました。いただいたご意見は、いずれも重要な課題であり、今後、町政運営にしっかりと反映をさせてまいる考えであります。

次に、復興・創生に向けた要望活動についてご報告をいたします。

浪江町議会議長と共に、9月25日、自由民主党東日本大震災復興加速化本部、谷本部長に、10月29日に鈴木農林水産大臣、30日には牧野復興大臣、11月6日に山田原子力災害現地対策本部長に対し、浪江町の復興・創生に向けた要望書を提出いたしました。

本要望では、令和7年度末に終期を迎える第2期復興・創生期間以降の柔軟かつ十分な予算の確保や特定帰還居住区域の柔軟な設定、農林水産業の再生に向けた支援などについて要望したところであります。引き続き議会とも連携をしながら、浪江町全域の避難指示解除の実現とさらなる復興の加速のため、要望活動に取り組んでまいる考えであります。

次に、ふるさとCM大賞について報告をいたします。

KFB福島放送及び東邦銀行主催の第24回ふくしまふるさとCM大賞2025において、地域おこし協力隊の隊員が制作した作品が特別賞を受賞しました。最優秀賞、優秀賞に次ぐものであり、駅周辺整備事業により解体予定駅舎をユニークな視点でPRする内容となっております。12月7日からテレビCMとして放送されております。

次に、町内のにぎわい創出イベントの取組についてご報告をいたします。

10月18日、請戸海岸において浪江浜まつりが開催されました。昨年に引き続き2回目の開催となった今年は、玉ノ井部屋のちゃんこ長で浪江町出身力士の東浪関を招いてちゃんこ鍋を振る舞っていただいたほか、請戸で水揚げされたホッキガイの浜焼きをご来場者の皆様に振る舞われ、およそ3,500人の方々にご来場いただいたところでもあります。引き続き沿岸部のにぎわい創出に向けて取り組んでまいる考えであります。

次に、水素エネルギー普及の取組についてご報告をいたします。

水素利活用の国際連携を進めているランカスター市とアメリカ国内での水素事業に取り組んでいる企業が10月13日から10月18日に来日されました。来日期間中は、町内の水素関連取組等をご視察いただき、水素関連事業者との意見交換等を実施するとともに、郡山市で行われた再生可能エネルギー産業フェア、リーフふくしまにおいて共同ブースを出展し、各都市や共同体での取組をPRしました。

また、同会場において町の水素関連事業者等連絡会を開催し、多くの民間事業者の参加をいただき、水素利活用普及拡大に向けて意見を交わしたところでもあります。

引き続き各都市との連携を軸とし、民間企業なども含めた水素利活用推進の枠組みを広げ、水素社会実現を目指していくとともに、国際的社会の中でも存在感が発揮できる取組を展開してまいる考えであります。

次に、企業誘致に関する取組についてご報告をいたします。

9月及び12月に県内高校生を対象とした町内企業見学ツアーを開催いたしました。このツアーは、福島県内の高校生に浪江町の復興の様子や立地企業の事業内容を見学していただくことで、町の魅力や企業の先進的な取組を知っていただき、町内企業への就職や定住につながることを目的に、昨年度に引き続き実施したところでもあります。

9月11日に勿来工業高校建築科の1年生20名、12月8日に白河実業高校建築科2年生、12月4日に浪江町と双葉町が共同で小高産業

技術高等学校の生徒を招き、地域の企業を見学したほか、震災遺構請戸小学校や道の駅なみえなどを訪れ、町の被災状況とその後の復興の歩みを感じていただいたところでもあります。

参加した生徒からは、震災による被害の甚大さへの驚きと地域産業の先進性に関心を持ったこと、卒業後は浜通りに就職し、ふるさとに恩返ししたいといった声が聞かれました。今後も町内企業の従業員確保に向け、高校生等の学生が地域産業へ理解を深める取組を進めてまいる考えであります。

また、10月2日、3日に福島イノベーション・コースト構想推進機構が主催する企業立地現地見学ツアーが開催されました。10月3日には本町へ12社14名が来訪し、完成したばかりの棚塩RE100産業団地や棚塩産業団地を見学したほか、道の駅なみえにおいて昼食と、職員との情報交換を行いました。また、ツアー開催後には参加企業を職員が訪問するなど、ツアーをきっかけとした誘致活動を進めているところでもあります。

さらに、浪江町防災交流センターの隣接地に施設整備を進めていたイガラシ綜業株式会社の福島営業所兼浪江研究所が完成し、10月25日に完成祝賀会が開催されました。

イガラシ綜業株式会社は、茨城県日立市に本社を有し、電気工事業などを営む企業で、浪江研究所ではインフラ整備点検用の非破壊検査ドローンや水素ドローンの研究開発などを行います。同社は茨城県内において、産業人材の育成や地域振興に関する取組を展開されており、今後、当町の復興まちづくりにおいても大いに貢献いただけるものと期待しているところでもあります。

引き続き魅力ある仕事づくりと町内での雇用の場の創出のため、企業誘致に取り組んでまいる考えであります。

次に、特定復興再生拠点区域の水稻試験栽培について報告をいたします。

9月20日、室原地区、10月4日、津島地区において試験水田の稲刈りを行いました。それぞれの復興組合を中心に地域の方にもご協力をいただきながら実施したところでもあります。収穫したお米は、福島県での放射性物質検査の詳細な最終結果を待っている状況ではありますが、速報段階では不検出となっております。

今後、最終結果を基に地域と相談させていただきながら、本格的な作付が可能となるよう取り組んでまいる考えであります。

次に、農業に係る大学等の復興知を活用した人材育成基盤構築事業の取組について報告をいたします。

10月4日、5日の2日間、東京農業大学の学生約27人が農業体験

とワークショップを行いました。

初日は、令和5年3月末に避難指示が解除された津島地区において水稲試験栽培ほ場での稲刈りやはさ掛け体験などを行い、終了後には地域の方たちから震災前の津島地域の様子などを聞かせていただきながら意見交換を行ったところであります。

2日目は、雨により予定していた稲刈り体験が実施できなかったことから、町内を視察後、役場会議室において、お米のパッケージデザインに関する講義やワークショップを行いました。学生の皆さんが考えた案の中から関係者の協議により選定されたパッケージデザインの浪江復興米が12月中に道の駅なみえで販売される予定となっているところであります。

地域農業の活性化に向け、町としても引き続き関係機関と連携し活動してまいる考えであります。

次に、新規就農者の確保に向けた取組についてご報告をいたします。

9月15日に東京都、10月30日にいわき市で行われた就農フェアに浪江町として出展し、多くの就農希望者と面談を行うことができました。また、10月18日、19日には、農業担い手の確保のため町外の方を対象に町内ツアーを行ったところであります。

参加者は隣県の方や、遠くは関西圏の方もおり、浪江町の状況を知らない方がほとんどでありましたので、営農体験も含め、町の復興状況や町内施設の案内、営農者のほ場視察や意見交換などを行いながら、まずは浪江町を知ってもらう取組を進めたところであります。

今年度につきましては、あと2回ツアーを予定しており、引き続き新規就農者の確保に力を入れて取り組んでいく考えであります。

次に、成田市産業まつりについて報告をいたします。

10月8日、9日の2日間、成田市公設地方卸売市場で開催されました第45回成田市産業まつりに浪江町として出展をいたしました。今回の出展は、市場で取り扱う農産物及び水産物の販路開拓として、成田市が浪江町を訪問した縁からの出展となりました。浪江町のPRのほか、なみえ焼きそば、農産物及び水産物の6次化商品など販売を行い、当町自慢の商品を多くの来場者の手に取っていただいたところであります。

成田市公設地方卸売市場は成田空港に近く、農・水産物の輸出も積極的に取り組んでおり、販路の一つとして、当町の農・水産物が海外の消費者に届く窓口となる可能性があります。今後、農業者、漁業者のご協力を得ながら、多くの方に浪江産のおいしい農・水産

物を届ける取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、首都圏での請戸ものを中心とした浪江の農林水産物PRについて報告をいたします。

情報発信交付金を活用して実施しております農林水産物情報発信事業において、首都圏のレストランにおいて、台湾及びタイのインフルエンサーを招聘した会食イベントを実施し、福島県へのインバウンド需要の高い国への浪江の農林水産物の魅力を広く発信していただくとともに、10月の1か月間、レストラン3店舗でなみえフェアを展開し、請戸ものなど海産物を中心に、ニンニクやエゴマ、イチジクなどを使用していただきながら生産者の思いなどにも触れることができる形でPR活動を展開したところであります。

首都圏や海外に向けて農林水産物の魅力を広く伝えるとともに、浪江フェアを実施いただいたレストランからは、継続的な取引の引き合いをいただくなど、請戸ものの品質のよさを高く評価いただき、販路開拓にもつながる取組とすることができました。引き続き農林水産物の地域ブランド確立に向けたPR活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策の取組についてご報告をいたします。

全国的に被害が急増しており、町内での目撃情報も過去最多となっている熊の対応について、10月14日に市街地への熊出没を想定した緊急銃猟訓練を道の駅なみえ裏の河川敷で実施いたしました。緊急時の対応の流れや捕獲隊、猟友会、警察等の関係機関との現場での役割分担や連携方法について、具体的な動きを確認し理解を深めることができました。

また、国からはクマ対策パッケージが示されるなど、制度・予算拡充の動きがありますので、国・県の制度を活用しながら農地への防護柵設置や箱わな、センサーカメラ等の拡充を順次進めてまいりたいと考えております。

次に、福島国際研究教育機構、エフレイに関する取組についてご報告をいたします。

ワールドロボットサミット2025過酷環境F-R-E-Iチャレンジが10月10日から12日までの3日間、福島ロボットテストフィールド及び浪江地域スポーツセンター秋桜アリーナを会場に開催されました。災害時の過酷な環境の下でロボットやドローンが活躍するための技術を競い合う国際大会で、世界中の様々な国や地域からチームが集結し、それぞれの技術力が競われ、最先端のロボット技術に触れる貴重な機会となったところであります。

次に、浪江駅西側地区の公民連携まちづくりに関する取組につい

てご報告をいたします。

10月15日、道の駅なみえにて、浪江駅西側地区共創会議の第1回基盤整備部会を開催いたしました。当日は30団体45名の町民、事業者の方々にご参加をいただき、道の駅なみえの視察や事例説明を通して、浪江駅西側地区における宅地と公共用地境界部の整備の考え方等についてご理解を深めました。

11月5日には、浪江町地域防災センターにて浪江駅西側地区共創会議第2回コミュニティ部会を開催いたしました。部会では、ウェブ参加も含め101名51団体の参加があり、第1部の全体説明では復興庁からエフレイ施設の整備状況の報告や参加者3名の方による事業提案ピッチなどが行われました。第2部のワーキンググループでは、個別事業ワーキングとまちづくりワーキングに分かれ、個別事業ワーキングでは共創会議の会員44名により、5つの事業テーマについてチーム組成に向けた対話が行われ、まちづくりワーキングでは町民の方15名により、駅西側地区のまちづくりの核となるコンセプトについて意見交換が行われました。

引き続き町民や民間企業などの様々な方々と共創しながら、駅西側地区が魅力的な空間となるよう共創の取組を推進してまいります。

次に、総合健康診査についてご報告いたします。

9月9日から11月26日にかけて、19歳以上の方を対象に総合健康診査を実施いたしました。多くの方に総合健診の機会を得られるように、県内各地9か所において延べ22回実施し、3,100名の方が受診されました。感染症対策のため事前に意向調査を行い、会場、日時を割り振ることで密を避けるとともに、待ち時間の短縮を図りました。

また、総合健診終了後に同会場にて、40歳以上74歳以下の方に対してお声がけをし、保健師及び栄養士により一人一人個別に保健指導を実施いたしました。2,020名の方がこれらの指導に応じ、今後の生活における留意点、改善点などについて指導や助言、相談を行いました。

なお、県外に避難されている方につきましては、各都道府県の医療機関で受診ができる施設検診の案内を送付し、避難先においても健診の機会が損なわれることのないように対応してまいります。引き続き町民の皆様の健康維持増進に努めてまいります。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

10月4日、浪江にじいろこども園の運動会を小中学校の体育館で開催いたしました。今年は普段楽しんでいるリズム遊びや運動遊びを競技に取り入れることで、子供たちは慣れ親しんだ動きの中で自

信を持って参加をいたしました。会場にはたくさんの御家族が応援に見え、子供たちの元気あふれる姿に大きな拍手を送っておいりました。

10月28日第15回こどもの笑顔フォトコンテスト表彰式を役場にて開催しました。今年度は50点の応募があり、福島県写真連盟の会員による審査の結果、金賞をはじめ15点の入賞作品が選出され、賞状と記念品を贈呈いたしました。どの写真も、見ている私たちまで笑顔にしてくれる素晴らしい作品でした。応募された作品はふれあいげんきパークに12月26日まで展示をしております。

10月30日には、児童生徒の主権者教育の一環として、子ども議会を開催いたしました。なみえ創成小中学校の児童生徒42名が子供議員となり、班編成の上、14問の一般質問が行われ、子供たちの視点で政策提言をいただきました。未来を担う若い世代からいただいた意見を真摯に受け止め、町政運営に生かしてまいります。

次に、生涯学習関連について報告いたします。

縣市町村対抗大会において9月13日、軟式野球大会、10月4日、ソフトボール大会が開催され、熱戦を繰り広げました。11月16日には第37回ふくしま駅伝競走大会が開催され、チーム全員が一丸となって力走し、総合で35位、町の部で15位となりました。

町内はもとより遠方から浪江町代表チームへ参加された選手の皆様に厚く御礼を申し上げます。

また、社会教育事業として、10月20日に国文学研究資料館と浪江町の間で学術交流・協力に関する基本協定の締結を行いました。今後は、町に関わる文献や資料の保存・活用、教育・文化事業での連携、人材交流などを通して町の歴史と文化を未来へ継承し、地域の学びと研究の発展に取り組んでまいります。

以上、9月定例会以降現在までの取組についてご報告をさせていただきました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の制定及び改正案件15件、契約の締結案件5件、損害賠償額の決定及び和解案件1件、町道の認定及び廃止案件1件、指定管理者案件2件、令和7年度補正予算案件6件、同意案件1件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（山本幸一郎君） 以上で行政報告は終わりました。

---

## ◎一般質問

○議長（山本幸一郎君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により、質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となります。一問一答方式では、質問、答弁合わせて60分以内となります。

質問は質問席で行います。

通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件については撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力お願いします。

なお、一般質問は通告順に許可します。質問、答弁とも簡潔にお願いします。また、質問はあくまでも質問に徹し、要望やお願い、お礼の言葉を述べることは慎むようお願いします。

---

◇平 本 佳 司 君

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君の質問を許可します。

12番、平本佳司君。

[12番 平本佳司君登壇]

○12番（平本佳司君） おはようございます。12番、平本佳司であります。議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、質問方式の方法は一問一答方式を使わせていただきますので、よろしくをお願いします。

質問に入る前に、昨夜の地震により、当町も津波注意報が出されました。対応に当たっていただいた職員の皆様、大変お疲れさまでございました。

限られた時間でございますので、早速質問に入らせていただきます。

質問事項の1、町政懇談会についてから入らせていただきます。

先ほど町長から行政報告がありました。その中に町政懇談会においての参加人数等の報告がありましたので、(1)は削除させていただきます。(2)のほうから移らせていただきます。

先ほど報告がありましたように、参加者から様々なご意見があったと思います。その意見を聞いて、どう思っているのか、どう受け止めているのか。また、69名の参加人数の中から、その人数は多いのか少ないのかも含めて教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

意見交換の時間では、町内の医療・介護施設の充実、町道の環境保全、特定帰還居住区域の除染状況、帰還困難区域の森林の整備、高速道路無料化の継続要望など、多岐にわたるご意見をいただいております。これらの意見はいずれも重要な課題でありますので、今後の町政の運営にしっかりと反映させていただきたいと考えております。

また、参加者につきましては、2年前の前回と比べれば減少傾向にあるというような状況でございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 我々議会も議会報告会を行いました。町内では11名でしたけれども、いわき4人、福島1人、二本松2人と、トータルしても18名の参加者のみでした。やはり議会に対して期待していないのではないかなと、また、浪江に関心がなくなったのではないかなという思いが、何とも言えない気持ちになったところがございます。

参加者から様々なご意見をいただいたと思いますけれども、今後どのようにそれを進めていくのかを（3）のほうに入らせていただきます。

帰還困難区域の住民からの意見が非常に多かったように見えますが、どのように今後の国に対応策、解決策を交渉していくのか、対策をお考えですか、お尋ねします。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 平本議員の国への今後の対応策、そして解決策の交渉、そして対策のおただしであります。議員ご指摘のとおり、帰還困難区域の住民からの意見等は、本年6月20日付で閣議決定されました第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更についての中において、帰還困難区域の森林における活動の在り方について記載があったことに対するご不安の声があったことは承知しています。町政懇談会の場でもお答えをいたしましたとおり、政府の方針として、大きな考え方が示されたものであり、当町としても帰還困難区域の森林を多く抱える中で早急な方針を示すよう国に求めてきたところでもあります。国としても一歩前進したものと受け止めております。

一方で、具体的にどのように進めていくのかにつきましては、まだ事務的な協議も行われていない状況でございます。今般の町政懇談会において町民からご不安の声が強かったということにつきましては、国ともしっかりと共有しておりますし、今後具体的な協議

となった際には、特に安全・安心を大前提とした協議をしてまいる考えであります。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 私も何か所かに参加させていただきまして、町民からのご意見を聞かせていただきました。8年前、平成29年3月の帰還困難区域以外のところの解除のときを思い出して、まるであのときと同じかなというふうな気持ちになったところがございます。今後とも町民に寄り添って、県も含めてですけれども、国に協議していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

あとは（4）に入らせていただきます。

同じく町として個人的意見を地域全体の総意として取り組むことはあってはならないと思います。帰還困難区域の皆さんの意見を聞きますと、早く解除してくれ、あるいは、解除はまだ早いんじゃないかなというふうな二通りの意見が多かったような気がします。そういう意味でいうと、片方に寄り添って、そしてまた総意として酌み取ることはあってはならないと思います。今後、解除は地区別、個人別、あるいは地域全体で考えているのか教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 平本議員のおただしにお答えいたします。

解除の時期についてでありましょう。除染等の進捗状況を勘案しながら除染検証委員会での検証なども踏まえた上で、地区の総意をお伺いしながら慎重に判断してまいる考えであります。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） ぜひとも全体的な意見を聞きながら地区の総意を聞いてやっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

（5）に関しましては、先ほど話を聞いたとおりでございますので、ここは……、失礼いたしました。（5）に入らせていただきます。

町内開催以外の会場の参加者は、ほとんど帰還困難区域の住民でした。先ほど私が申し上げたとおり、議会報告会でも同じですけれども、ほかの地区の、今、解除されている地区の住民の参加が非常に少なかった、意見もなかったというふうな形だと思います。町に興味や関心がなくなったのではないかなというふうな思いがあります。町としてどう受け止めているのかお尋ねします。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、町政懇談会の参加者は前回に比べ減少傾向

にあります。参加していただきました町民の皆様からは、熱心なご意見、ご質問を頂戴いたしました。いずれも重要な視点からのふるさとへの強い思いと受け止めたところでもあります。また、町政懇談会に限らず、町長への手紙や復興計画第3次後期基本計画のパブリックコメントなどでも多くの意見を頂戴しているところでもあります。

非常に多くの町民が町外で避難生活を余儀なくされておりますが、十日市をはじめ大せとまつりやつしま肉まつりなど、町内でのイベントも数多く復活を果たしております。このような伝統の継承と駅周辺整備事業のような新しい町の姿を積極的に情報発信しながら、町民の皆様に関心を持っていただき、帰還につなげるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、議員の冒頭にお話がありました議会に対しての議会の懇談会ですか、その出席者数を明確に発言されて思いをお話しされました。我々も今、先ほど議員がおたのしみのように帰還困難区域以外の方というようなお言葉がありました。いまだに多くの町民の方々はふるさとの復興を願っているものと私は思っております。言葉がなくても、町政、そして浪江町の行政、復興については多くの町民の方々が関心を持って、希望を持たれていると思っておりますので、いまだに大きな責任を抱えて、今この復興の仕事をしているということは変わりはありません。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 2の町内居住者の実態と防災についてお尋ねします。

（1）町内には、9月末現在で世帯数1,538世帯、人口2,392名、うち移住者898名となっておりますが、これは10月末では2,407人になっております。若干増えております。世帯数も10世帯ほど増えております。そういう意味でいうと、この方々を行政区ごとに把握しているかどうかも含めて教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

行政区ごとに把握してありますかのご質問でございますが、行政区につきましても、区ごとの境界が複雑なこともあり、把握してはおりませんが、大字ごとに整理をしております。

次に、行政区長との連携は取れていますかのご質問についてですが、町内居住者に関して自主防災活動の推進の関係で動いている一部の行政区長は連携が取れていると思っておりますが、そのほかの行政区長の活動について、連携の把握はしてはおりません。

- 議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。
- 12番（平本佳司君） 区長との連携とれているかというふうな話で今話がありましたけれども、分かりました。
- あるいは、これは行政区、今住んでいる2,392名のほかに通い農業として結構頻繁に浪江に入っている方がいます。そういう方も含めて、区長、町等で把握しているのかどうかお尋ねします。どのぐらいの人数いるのかどうかも含めて。
- 議長（山本幸一郎君） 総務課長。
- 総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。
- 現在100ほどの生産者がいる中で、全体の4割は通い農業をしていると把握しております。ただ、その頻度につきましては、様々な品目が作られている中で、町としては詳細を把握しておりません。
- 議長（山本幸一郎君） 挙手をお願いします。
- 12番、平本佳司君。
- 12番（平本佳司君） 次に、（2）新しい建物、アパート等の入居率の実態を把握しているかということをお尋ねしたいと思います。
- ここ1年くらいでかなりのアパート等が出来上がってきました。何棟くらい新築があり、入居者数、入居率ですが、どのくらいだというのは把握しておりますか。
- 議長（山本幸一郎君） 総務課長。
- 総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。
- まず、新しい建物、アパートにつきましては、令和6年度は52棟、合計530部屋が建設されております。
- 入居率の実態につきましては、個別の実態は把握しておりませんが、管理会社に伺ったところ、入居率は約3割とのことでした。
- 議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。
- 12番（平本佳司君） これは私のほうでも個人的に調べさせていただきました。昨年の9月から1年間をかけて今年の12月まで。これ一部の事業者でございますが、私の調べでは約28棟440世帯の方が新築に入っています、出来上がりました。入居率は先ほど課長がおっしゃるとおり約3割だそうです。ほかの事業者もあると思いますけれども、かなりの建物、アパート類が増えていきます。本当に全て埋まるのかどうか心配でございますが、これを見込んで建てられたと思いますが、町はこの新築ラッシュというんですかね、それについてどういうふうにご理解しているのかお尋ねします。
- 議長（山本幸一郎君） 成井副町長。
- 副町長（成井 祥君） 今ほどのご質問についてお答えいたします。

今、新築のアパートが増えている一つの大きな要因としましては、エフレイへの期待感からというふうに受け止めているところであります。一方で、今後、浪江駅周辺整備事業の工事が本格化するというふうなこと、あるいは県道の50号についても今後、建設工事が本格化してまいりますけれども、そういった工事事業者の需要というのもある一定程度あるというふうに聞いておりますので、今後ここ数年間はそういった工事事業者の住まいというのが必要になってまいります。

一方で中長期的には、冒頭申し上げましたようにエフレイの住宅需要というふうなものもありますので、今後そういった入れ替わりもありながらも、ある一定程度、住宅需要というものはあるというふうに考えておりますので、浪江町に今、十分な住宅があるというふうなことを様々な関係者に訴えながら、一人でも多くの方が浪江に住んでいただけるよう、我々行政としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） これは今、話がありましたようにアパート等、結構増えています、戸建ての新築に関しては把握していますか。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

令和6年度につきましては戸建ては20棟新築されていると把握しております。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） そうすると、大分増えてきているのかなという感覚があります。

それでは、（3）に入らせていただきます。

（3）の町内居住者はどのようにして、この先ほどの数字でございしますが、カウントされているのかお尋ねします。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えいたします。

町内居住者については、住民課からの避難先情報データを基に避難住民届の事項が浪江町になっている方、浪江町へ転入された方、出生者、町営住宅へ入居された方、役場職員のうち、町内から通勤している方の合計から死亡された方、転出された方、町外へ避難先を移した方を差し引きしました数字を用いております。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） それでは、別な観点から申し上げます。質問い

たします。

2,392人のうちの移住者が898人、これは本当にそのぐらいいるのですかね。これは9月末ですが、ここ1か月で移住者はどのぐらい増えていきますか。1か月でどのぐらい増えているのかお尋ねしたいと思います。私は200から300人ぐらいがいいところなんではないかなと思います。どのようにカウントされてこの数字を出していただいているのかお尋ねします。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えをいたします。

議員おただしの移住者の人数につきましては898人という議員のおただしでしたが、平成23年3月11日現在に浪江町に住民登録がなく、その後に浪江町民になられた方の人数は現在900人ということになっております。これは長期的に住むか、短期的に住むかを問わず、浪江町に新しくお住まいになられた方ということで900人となっております。

また、これ以外には、福島県が移住関係の支援金の交付の前提としております移住の基準というものがございまして、こちらにつきましてはおおむね5年以上居住する意思を持ち、移り住むこと、転勤や進学等により一時的な転入ではないこと、このような要件となっておりまして、この方たちを移住者と想定した場合、統計を取り始めた令和3年度から令和6年度までの累計で510人という数になっております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 累計で約510人ぐらいかなというふうに今話されましたけれども、これは要は3.11時点で浪江の住民登録がなく、その後、住民になった方だと思いますが、その後、その方々は転出した方はどのぐらいいるのか把握しておりますか。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

平成23年3月11日後に浪江町に転入した方は、12月1日現在で2,106人おります。その後、転出された方につきましては1,586人とカウントしております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 大分、2,100人が新しく入ってきて1,500人ほどが転出したということですが、転出理由なんか、個人情報かもしれないけれども、何か分かりますか。

- 議長（山本幸一郎君） 総務課長。
- 総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。  
転出理由につきましては、把握をしておりません。
- 議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。
- 12番（平本佳司君） それでは、私もそうですが、家族は別などところに行っていて、単身のアパートに入っている方はどのようにカウントされているのか、居住人口に入っているのか入っていないのか教えてください。
- 議長（山本幸一郎君） 総務課長。
- 総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。  
町内のアパート等に入っている方につきましては、使用の形態で、会社の寮のような使用をしていたり、週に数日しかいないなど、居住について把握ができないため、カウントはしておりません。
- 議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。
- 12番（平本佳司君） それでは、アパート等に入っていて水道料金を払っている者、住民登録はしていないんですけれども、その方々はどのようにカウントされているのかお尋ねします。
- 議長（山本幸一郎君） 総務課長。
- 総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。  
さきのご質問の繰り返しになりますが、町内のアパート等に入っている方につきましては、水道のご利用があっても、先ほど申したように使用の形態で、会社の寮のように使用していたり、週に数日しかいないなど、居住について把握ができないため、住民登録がされていない方、避難届が出ていない方につきましてはカウントをしておりません。
- 議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。
- 12番（平本佳司君） なぜこのように細かく話を聞いたかといいますと、万が一のときに隣人が誰が住んでいるか分からないという状況にあります。そうすると、助け合いしながら災害から身を守ることでできないような形になると思いますので、その辺は町としてどのように考えているのかお聞かせください。
- 議長（山本幸一郎君） 総務課長。
- 総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。  
現在、町内では自主防災組織の立ち上げに向けて進んでいる地区がございます。一部地区では、地区防災計画の策定、自主避難訓練を行っておるところなどもございます。この活動では、まず地域にお住まいの方に組織立ち上げの案内を配り、参加との回答のあった方の連絡網を作り、災害が起きた際にはその連絡網を用いて発災、

避難の連絡や安否確認等行えるよう進めているところもございます。

このような体制づくりを町全体に波及させたいと考えておりますが、居住が確認された世帯に対して行政区長が積極的にお声がけをし、行政区長も登録を促すもののお断りされるケースも多々あると伺っておりますので、町としましても自主防災的な働きかけにより、地域住民の方々が連携して取り組めるように支援してまいりたいと考えております。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 今までの内容から、個人情報保護法の観点もあると思いますが、万が一、昨夜もそうですけれども、何らかの形があったときに、お互いに助け合う精神が必要なのかなと思っております。そういう意味でいいますと、一つの例を挙げさせていただきますと、先月、大分市の佐賀関の大規模火災では、出火元の男性は残念ながら亡くなってしまいました。170棟以上、強風で焼失したにもかかわらず、互いに声をかけて、犠牲者が最小限で済んだと。非常に素晴らしいことだと思っておりますが、これもひとえに隣近所のお付き合い、あるいは行政区長の感覚、感覚というか、行政区長が常日頃見守っているのかなというふうな形がありますが、これ区長と住民との把握すべきかと思っておりますけれども、町として区長と連携して住民の安全をどう取り組むのか教えてください、先ほども聞いてはいますが。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

先ほどのご質問に対してのお答えと同じとなって恐縮ですけれども、自主防災的な組織の立ち上げに加えまして、地域住民の方々が連携して取り組めるように、区長さんとも、この自主防災組織を広げるような形で住民の方々との連携を図っていけるように考えております。

また、今年の3月には地域自主防災組織につきましての講習会なども含めましてやっておりますので、そういった活動が少しずつ広がっていけばよろしいのかなと考えております。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 3の営農再開状況についてお尋ねしたいと思います。

（1）の水稻作付は、令和7年度の見込みで471ヘクタールになっておりますが、実態はどうなっているのか。また、来年度の作付面積はどのぐらい見込んでいるのか教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

令和7年度の実績としては371ヘクタールの作付となっております。次年度、令和8年度におきましては、これから年度末にかけて各営農者の営農実施計画書の受付をし、水稻の作付面積を確認してまいります。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 今年度の見込みで471ヘクタール、正式には、実態的には100ヘクタール少ないですよということでございます。なぜ令和5年290ヘクタール、あるいは令和6年度300ヘクタール、若干は伸びていますが、なかなか伸びない理由、ありますか。教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

営農再開支援事業では、令和2年度に令和7年度時点での町の営農再開見込み面積を6割と設定してございました。町としましては、水稻に限らず、営農面積の拡大に向け、各種取組を進めている中、水稻の担い手確保にも努めてまいりましたが、それぞれの経営方針や農地の確保状況、県営のほ場整備事業など、農地の条件整備後に水稻作付を予定しているといった複合的な要因から、水稻の作付面積は年々増加してはいるものの6割には達していない現状でございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） これは町として、今の推移というか、水稻作付の面積は、当初目標していた水稻作付面積と同様に、若干ですが、幾らか伸びていますが、これは目標どおりいっているのでしょうか。それとも目標数値よりは低いのでしょうか、ちょっと教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げたとおり各経営体の経営計画等もございすことから、町として作付者の支援を引き続きしていきたいと思っております。

なお、対前年比で69ヘクタールほど増加したのは、各水稻生産者の農地の新たな確保による経営規模拡大が大きな要因だと分析してございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 当初、JA双葉さくらさんが管理している苜蓿地区にあるカントリーエレベーター、そういう集出荷施設も含めて、あとは棚塩地区にある舞台ファームが管理しているところ、各300ヘクタール分ずつですから計600ヘクタールあるんですけども、これは今現在の稼働率、どのぐらいだか教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

どちらのカントリーエレベーターも面積300ヘクタールを数量換算しますと、1,786トンの処理能力がございます。その上で、棚塩につきましては1,084トン、苜蓿カントリーエレベーターにつきましては1,190トンという実績でございました。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） （2）に入らせていただきます。

町政懇談会資料には、大柿ダム幹線水路の復旧工事や通水試験がおおむね終了したため、今後は営農再開に基づいて順次、支線、水路等の復旧を進めていくということになっておりますが、どの区間が通水可能で、どの区間がまだできないのかを教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

大柿ダムからの幹線水路につきましては、小高から双葉までの導水管及び各分木工の復旧及び通水試験は完了しており、全ての区間で通水が可能となっております。

他方、分木工から先の通水については、営農再開に至っていないなどで用水路管理が未実施の路線については、分水、通水が難しいと判断してございます。

現在、通水が難しい分木工は、七社宮分水、大堀分水、小丸分水、井手分水、猿田分水などとなっております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 大分、分木工があつて、その分木工でなかなか復旧まではいっていないというふうな状況かなと思っております。

これは来年度は水稻作付したいなというところもあると思いますので、そういうところは全て通水をしていただけないかなと思っておりますので、その辺はお考えいかがでしょうか。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

町では、営農者のご要望等に基づき、営農再開に必要な水利の復

旧を実施しております。地域の営農者の方々と相談させていただきながら、計画的に復旧を進めていくことを原則としつつ、随時、または個別のご要望にも極力お答えし、営農再開を加速してまいりたいと考えてございます。

来年度の水稻作付まで、これから3から4か月の中で施工可能な工事量等もありまして、期間のない中でお応えすることが難しい場合もございますが、営農者に寄り添いながらきめ細かな対応をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 次の（4）に入らせていただきます。

農業委員会で実施いたしました調査により、非農地認定をされた荒廃農地の件数と面積を教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

農業委員会が実施した利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地として農地に該当しない旨の判断、いわゆる非農地判断を行った土地の件数と面積につきましては、令和5年度が88筆9万7,718平米、令和6年度が158筆13万506.99平米となっております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） これによって、各地権者に関して課税が変わってくるのかなと思っております。その部分で課税額は増えるのか減るのか教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

非農地判断による固定資産税の影響額でございますが、令和5年度の非農地判断により、単純な試算では、令和7年度分については約6万1,000円減額となっております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 次に、4の各団体の復活についてということでお尋ねをしたいと思います。時間がなくなってきましたので、スピーディーにやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

震災前に商工会長を中心といたしまして活動してまいりました観光協会は、今年になって解散しております。休会から解散になった理由は、どのような話合いを持ってこのような解散になったのか教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

今後の町の観光事業、関係人口拡大を図るためにも、事業者や関係団体が一体となり進めていくことが必要であり、そのためには観光協会のような組織による取組は必要と考えております。そのため現在、どのような組織においてどのような取組をしていくべきかの検討をすべく関係団体のヒアリング等を実施している状況でございます。その中で、従来の観光協会の再開、再生も検討いたしましたけれども、震災以降、活動は休止中であり、またその構成委員であります事業者、団体の多くは休止、休業、廃業の状態であり、同じ枠組みでの再開については活動実施が難しいことから、本年9月末、解散をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 今、町は請戸漁港から請戸小学校、そしてまた海浜緑地、大規模畜産施設、水素製造施設、大阪万博でちょっと有名になりましたエフラム、ほかにもエフレイ、そういうところの今後、視察等も増えてくると思いますし、駅周辺整備、あるいは産学官連携施設をはじめ様々な施設案内、様々な文化の案内、大堀相馬焼の伝承、また、震災からの復活をした現在の浪江町の現状等を誰が案内するんですかね。これ観光協会を復活させるべきであると思えますけれども、もう一度お尋ねをしたいと思えます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、そういった観光資源の案内等につきまして、やはり観光協会のような組織による取組は必要ということで考えております。

そのため、先ほどもご答弁させていただきましたが、現在どのような組織においてどのような取組をしていくべきかの検討をすべく、関係団体等のヒアリング等を今実施しております。

今後、これらの浪江町の観光の在り方につきましては、現在検討を進めており、本年度から来年度にかけ、町内事業者、団体、各組合との関係構築を含め、新しい団体の設立に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） （2）に入らせていただきます。

震災前にはシルバー人材センター等がありまして、様々な活動を

していました。現在、役場庁舎内の清掃、草刈りをまちづくり会社に委託しておりますが、新たに前のようにシルバー人材センターを立ち上げ、年配者の働く場所を設けてあげようとするべきかと思いますが、町としてどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

従前の団体であった浪江、双葉、大熊町の3町で構成する北双広域シルバー人材センターにつきましては、避難指示解除の際に再開できないかなど申し入れ、何度か協議をしてみましたが、会員の減少や事務職員の不在、事務所の確保などの問題から、再開は難しいということで令和2年に解散をされたところでございます。

その後、高齢者雇用の受皿となる団体がないことから、令和4年より、高齢者等雇用創出委託業務として、まちづくりなみえに業務委託をしております。

シルバー人材センターの設立につきましては、会員数や活動頻度が一定数以上でなければ国や県からの補助金交付がなされず、その場合は構成市町村からの補助金において運用しなければならないなどの費用面の課題があることから、新たなシルバー人材センターの設立につきましては、今後高齢者雇用数の増加や必要性を考慮しながら検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 次の（3）に入らせていただきます。

新しく、先ほど話が出ましたように、観光協会もそうですけれども、シルバー人材センターもそうですけれども、新しく、仮称でございしますが、緑地保全委員会を創設するべきではないかなと思っております。今後、駅周辺や河川敷、パークゴルフ場の海浜緑地公園などの管理は業者にお任せするのではなく、特に、そういうときじゃなくて自分たちで管理できる、周年で管理できるような組織をつくるべきかと思っておりますけれども、新たな、仮称でございしますが、緑地保全委員会みたいなものを創設する予定はございませんか。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

初めに、議員おただしにありました河川敷、2級河川につきましては、福島県の管轄でございます。

復興海浜緑地につきましては、現在、指定管理者を設けて管理をしていただく予定であり、このほか、町内の公有地につきましては、それぞれの所管している課等によって管理をしております。また、

現在整備中の浪江駅周辺地区につきましては、緑空間はじめ多くの緑地が整備される予定であります。整備後の管理については、現在のように町が業者に管理委託をするのか、新たな手法により管理をするのかはまだ決まっておりません。

町では、産業団地、公園等をはじめ多くの町有地を抱えておりますので、緑地の管理は大きな課題と受け止めております。現在の管理について、管轄ごとにある程度まとまった場所を管理委託に出しておりますが、このまとめ方がよいのか、全体的に委託したほうがよいのかなど、継続して検討してまいります。

緑地保全委員会を創設すべきでないかとのおたがしであります。国の制度で緑地保全・緑地推進法人制度というものがございます。地方公共団体以外の団体が緑の担い手として市町村の指定を受け、緑地の保全や緑化の推進を行う制度のようですので、この制度や管理手法について今後研究させていただきます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） ぜひ検討していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

次に入ります。

（4）の学芸員を配置すべきかと思いますが、町としてお考えをお尋ねしたいと思います。

これは令和5年度に、今までは旧浪江高校のところに保管しておりましたけれども、令和5年度に大堀の文化財収蔵庫に移動しております。そして、なおかつ現在は浪江高校にあるのは二本松に避難したときの10年間のふるさと博物館というふうな形で一部保管していると。町内での復興に向けて様々なところで今開発されています。今でも、遺跡まではいかなくても、住居跡や様々な浪江の先人たちが築き上げた痕跡が発見されていると聞いております。ほかの自治体では、必ず1人から2人、専門員がいると聞いております。当町においては今まで育成してこなかったかもしれませんが、我が町にもすばらしい歴史があり、文化があると思います。ぜひ文化財収蔵庫にあるものを研究したり、管理したり、または町内の様々な場面で調査する方が必要かと思いますが、町として今後、専門員を育てていくことは考えていないのかお尋ねします。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） ご質問にお答えいたします。

学芸員の配置についての考えですが、町としても、町の歴史に残すために専門的な知見を持つ職員の配置は必要と考えております。

今年度も会計年度任用職員として学芸員の募集はしておりますが、今のところ応募がない状況となっておりますが、引き続き学芸員の確保に向け努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 募集してもいないときには育ててあげればいいのかと思っておりますので、遅いかもしれませんが、これからでも育てていって、浪江町の歴史、あるいは文化含めて、そういうものも今後育成していくべきだと思いますが、検討していただければと思います。

以上です。

次に、5の駅周辺整備事業についてお尋ねをします。

交流施設や公営住宅等の概要は聞いておりますが、当初からイメージ図にありました、ここに周辺整備事業のイメージ図がありますけれども、こちらにありました民間住宅についてはどのように進捗しているのかお尋ねします。

○議長（山本幸一郎君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えいたします。

民間住宅につきましては、住宅事業者に誘致に向けたヒアリングを行っております。どの事業者も物価高騰等の影響で積極的な姿勢ではなく、現時点では公募を実施できる状況には至っておりません。引き続き事業者ヒアリングを継続し、誘致に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） それでは、全く進んでいないということですね。ぜひともイメージどおりで町民は思っておりますので、ここにやっぱり民間の住宅は欲しいのかなと思っておりますので、検討していただけないかなと思います。

隣の自治体で申し訳ございませんが、隣の自治体では、住宅不足解消のため、今年の6月の定例会において、建設費補助制度を新設しました。町内事業者には200万から450万を上限にしています。町外事業者においては150万から320万を上限にしております。また、土地取得にも上限500万を補助すると聞いておりますが、当町はそのような考えはないのかあるのか教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

当町ではデフレへの期待感などから民間アパートが活発に建設されている状況が続いており、住宅が不足している状況にはないと考

えております。このため現時点におきましては、民間賃貸住宅に関する建設費補助制度については検討しておりません。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 先ほどの話でも、結構、住宅、アパート類が多くなっていると、建設が多いということで、住宅不足にはならないのかなと思います。やはりイメージ通りにやっていくのには、民間住宅ありますので、ぜひともその辺も含めて、今後地元の不動産や、あるいは他自治体の不動産屋も含めてなんですが、検討していただいて、ぜひともイメージどおりの駅前周辺をつくっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次、公営住宅の入居状況でございますが、入居条件はどのようになっているのかお尋ねします、駅前のだけ。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 入居条件に関するご質問にお答えします。

権現堂地区公営住宅は、東日本大震災による原子力災害や津波で被災した方々の帰還や新たな住民の移住を促進し、地域を活性化することを目的とした福島再生賃貸住宅です。入居につきましては、幾世橋集合住宅、津島住宅団地と同じで、世帯の収入が基準額である月額48万7,000円を超えないこと、現に住宅に困窮していること、市町村税の滞納及び過去に町営住宅に入居していた場合の未納家賃がないことなどの条件がございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） そうすると、所得制限があつて……、これいつ頃から募集をする予定ですかね。それと、移住者も入れるのかどうか。なおかつ移住者と町民の比率等があれば教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 募集と入居の比率などについてお答えいたします。

まず、募集に関してですが、先行した津島住宅団地では、供用開始の6か月前から複数回募集いたしましたので、権現堂地区でも同様に募集したいと考えております。また、入居される方の比率に関してですが、当該住宅につきましては、単身世帯、子育て世帯、浪江町への帰還者等の様々な、移住される方も含めてですが、様々なニーズに対応するため、住戸面積が30平米のS住戸、約45平米のM住戸、約90平米のL住戸がございます。帰還される方は面積が広い

住宅を希望されますが、すぐに判断ができない場合もあると考えられますので、募集方法につきましては、今後検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 周辺整備以外のところの町並みをどう考えていますかということでございますが、これは時間がございませんので、削除していただければと思いますので、よろしくお願いします。

6の帰還促進強化補助金についてでございます。

新築する場合、県が300万、町が75万、合計375万、ほかの自治体と比べては低いのか高いのかを教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 質問にお答えします。

まず、帰還促進強化補助金に関してですが、令和4年頃から続いている建築価格の急激な上昇が、避難指示を解除した特定復興再生拠点への帰還の妨げにならないように、県が令和6年12月に創設したものです。その内容は、帰還困難区域を抱える7市町村が行う避難者が帰還し自ら居住するための新築住宅取得、または修繕等への補助金に、新築の場合300万円を上乗せするものです。基本的に避難指示が解除された帰還困難区域に帰還した世帯を対象にしておりますが、当町と富岡町については帰還が進んでいないことから、町全体が対象となっております。

これを踏まえまして、議員おただしの当町の補助額につきましては、従来の個人住宅再建支援補助金25万円と合わせて、町補助100万円、県補助300万円という内容で、その他の葛尾村、飯館村等の状況も参考にし、決定したものです。

なお、当町より支援額が高い町があることは把握しております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 近隣の自治体、申し上げます。隣の双葉町では町から500、県から300ということで、限度額が800万。その隣の大熊町においては、省エネのZEH住宅は1,000万、プラス県から300万、1,300万、富岡町では新築の経費の15%、または300万プラス300万、計600万。その補助があるそうです。我が町は限度額が300万の県の300万を合わせても375万ですので、町の補助はもう少し出せないのかも含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

県の基準のみで補助金の対象者を判断いたしますと、令和5年3月31日を境に、先に帰還した方と以降に帰還した方との間で町分、県分と合わせて補助額375万円の差が生じてしまうことから、当町では住宅の固定資産税や町内居住による経済活動等を総合的に判断した上で、町分の75万円につきましては令和5年3月30日以前の帰還世帯に対しても町独自に遡及対応といたしました。

議員おただしの補助額のさらなる引上げは、町財政の状況からは困難であると認識しております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） この帰還促進強化補助金は、今まで利用された利用者数と利用支払額を教えてください。総額2億2,350万ぐらいありますけれども、何%ぐらいなのか教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 支給実績についてお答えします。

11月末時点で、町と県の補助対象である令和5年3月31日以降の帰還世帯に対する支給実績は、新築21件7,875万円、修繕及び中古住宅購入が14件1,050万円です。町補助のみの対象となる3月30日以前の支給実績は、新築59件4,425万円、修繕及び中古住宅購入が114件2,833万7,000円の計1億6,183万7,000円で、予算額の約72.4%が執行済みとなっております。

以上でございます。

○12番（平本佳司君） もう一点ありましたけれども、時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。

拙い質問でございましたけれども、かかわらず丁寧な答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。師走の忙しい時期でもございますので、町長をはじめ職員の皆様方、体調に十分気をつけてご自愛いただければと思います。本日はありがとうございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 以上で12番、平本佳司君の一般質問を終わります。

---

○議長（山本幸一郎君） ここで、10時50分まで休憩します。

（午前10時33分）

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時50分）

◇佐々木 勇 治 君

○議長（山本幸一郎君） 9番、佐々木勇治君の質問を許可します。  
9番、佐々木勇治君。

[9番 佐々木勇治君登壇]

○9番（佐々木勇治君） おはようございます。9番、佐々木勇治です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。質問方式は一括方式です。

今回の質問ですが、1つ目に、なみえ創成小中学校・浪江にじいろこども園について、2つ目に、生活支援について、3つ目に、結婚応援事業について、4つ目に、歩道の整備状況について、5つ目に、住環境整備について、6つ目に、公用車について、7つ目に、優良農地を増やしていく政策についての7項目です。

初めの質問に入りますが、なみえ創成小中学校は、平成30年、小学生8名、中学生2名、合計10名での開校から今年で小学生61名、中学生26名と8倍以上に増加し、校舎内には空きがない状況です。2024年6月に校舎建物について質問をしたところ、今後、F-R-E-Iの立地による生徒の転入も見込まれますので、学校施設の方向性を検討するとの答弁でした。こども園の児童が増加している状況なので、生徒も比例し増加していくと考えます。新築は土地からなので、増築になると思いますが、早め早めに計画をし、実行に向けて動いていかないと先には進みません。検討から1年半が経過したので、現在の進捗状況をお伺いします。

次の質問ですが、2025年2月10日に富岡小学校で、19日に富岡中学校でバイキング給食を行いました。メニューはワカメご飯やナポリタン、ハンバーグなど12品、子供たちは作ってくれた調理員の皆さんに感謝しながら、年に一度のバイキング給食を楽しみました。おかわりをする子供も多く、中学1年生の女子生徒は、「大好きな料理ばかりで、みんなと食べると楽しさもおいしさも格別です」と笑顔で話していたそうです。

なみえ創成小中学校でも生徒が楽しめるバイキング給食を行う考えはあるのかお伺いします。

次の質問ですが、学校給食が物価高騰で苦しむ学校があり、ぎりぎりの状況が続いていると耳にしました。子供たちにとって、学校の勉強と同じくらい重要な給食です。物価高騰でおかずが減ることも危惧しますが、こども園や学校給食の質の低下がないように、どのような対策をしているのかお伺いします。

次の質問ですが、2025年7月30日午前8時25分頃、ロシア・カム

チャツカ半島沖を震源とするマグニチュード8.7の地震があり、気象庁は日本列島に津波が到達するおそれがあるとして、太平洋を中心に津波警報と津波注意報を出しました。

当町でも浪江防災コミュニティセンター、幾世橋防災コミュニティセンター、浪江防災交流センター、浪江町役場会議室を避難所として設置しました。津波が来るまでに避難する時間があったにもかかわらず、水平避難を行わず、創成小中学校に垂直避難をしたのは誰の指示なのかと、その理由をお伺いします。

次に、生活支援について伺います。

2025年3月15日、CREVAおおくまランドオープンが執り行われました。CREVAおおくまには、大熊に新たな拠点を置きたい事業者向けの貸事務所のほか、多目的ホール、コワーキングスペース、貸会議室など、一般の方でもご利用できる新たな交流やにぎわいを生み出すための施設があります。産学官施設はレンタルオフィス24部屋、多目的工房、会議室、オープン事務スペース、フリーワークスペースを整備します。CREVAおおくまは事業者向けの貸事務所家賃が入居から3年間は家賃無料とのことですが、産学官関連施設はレンタルオフィスの家賃をどのように考えているのかお伺いします。

次の質問ですが、町民の帰還を促進するため、平成23年3月11日時点で町内に居住していた方が新築、修繕、購入した場合、浪江町内の住宅に帰還した時期に応じて使用できる帰還促進強化事業補助金があります。令和5年3月31日以降で新築の場合、個人住宅再建支援事業補助金上限25万円を含め補助上限額400万円、修繕・中古住宅購入等の場合、個人住宅再建支援事業補助金25万円を含め補助上限額100万円です。

平成29年3月31日に避難指示解除準備区域、居住制限区域については避難指示が解除されました。解除後に町営住宅及びアパートに居住していた方も対象になると耳にしましたが、実際は対象者になるのかならないのかお伺いします。また、補助金の対象者がまだ未請求の場合は、過去に遡って請求ができるのかお伺いします。

次の質問ですが、町内で熊のような動物の目撃がありました。付近を通行する際は、十分に注意していただけるようお願いしますとの連絡が頻繁に来ますが、町民が知りたいのは、熊と出くわしたときや住宅内及び庭にいたときにどこに連絡すればいいのか分かりません。遭遇した際、どこに連絡すればよいのかお伺いします。

また、山形県鶴岡市の住宅で出没した熊に緊急銃猟制度による発砲を許可した判断は全国初で、警察官職務執行法に基づき警察官が

命じて猟友会が住宅地で発砲しました。当町は人の生活圏で熊が出た場合、発砲も含めどのような対応をするのかお伺いします。

なお、現在は有害鳥獣等報償金対象生物から熊は対象外になっていると思いますが、今後、対象とするのかお伺いします。

次に、結婚応援事業について伺います。

浪江 de 婚活～出会いの夏～を7月26日にふれあい交流センターで開催しました。対象年齢が25歳から45歳の独身の方で、定員は男女各8名です。参加費は男性2,000円、女性無料でした。2回目は、浪江 de 婚活～出会いの秋～を9月6日にいこいの村なみえで開催しました。対象年齢は同じでしたが、参加費が女性1,000円に変更されていました。

各場所の男女何名応募があったのかと、参加した方の生の声はどうだったのかお伺いします。また、株式会社ふくぷろを選定した理由をお伺いします。

次に、歩道の整備状況について伺います。

児童、園児の引渡し訓練は役場で行います。学校、園から役場までの道中ですが、小中学校の児童は問題ないかと思いますが、園児も徒歩で訓練を行います。道中の状況ですが、U字溝に蓋がない場所やグレーチングに段差があり、避難中にけがをしてもおかしくない現況です。0歳児6名及び1歳児7名などの年齢の方は避難車を使用すると思いますが、今の道路状況では、避難車ごと転倒も考えられます。けがをしてからでは遅いので、一刻も早く対応すべきですが、いつまでなら整備が可能かお伺いします。

次に、住環境整備について伺います。

駅周辺整備事業の一つとして、令和10年、権現堂地区に76戸、公営住宅の建設を進めています。町民が気にして耳にするのが、駅前の整備が進んできたら、駅前の再生賃貸住宅に移動したいとの声です。

そこで質問なんですが、現在入居されている幾世橋住宅団地、御殿南住宅、幾世橋集合住宅、請戸住宅団地、津島住宅団地から権現堂地区への再生賃貸住宅に転居が可能なのかお伺いします。

次に、公用車について伺います。

双葉町は、2025年11月5日、車検が切れた公用車1台を使用していたことを発表しました。町によると、7月26日で車検期間が満了しており、11月4日に判明するまで計33日、35回使用していました。自賠責保険の有効期限も8月20日で切れていました。車両満了日を知らせる通知を職員が見落とししたほか、公用車の使用者が車検の有効期限を確認していなかったことが原因です。

職員が車両点検資料を確認した際に発覚したとのことですが、当町でも同じことが起こってもおかしくない状況ですし、万が一にも起こしてはいけない事象です。町で使用している公用車の台数は何台で、そのうちリース車は何台ですか。また、公用車使用時はどのような点検を行ってから乗車しているのかお伺いします。

最後に、優良農地を増やしていく政策についてお伺いします。

震災と原子力発電所事故から14年が経過し、水稻を中心に営農再開の動きが広がるとともに、タマネギや花などの新たな品目に挑戦する取組があって、町の営農面積は震災前の約3割まで回復してきました。一方で営農者の方々からは、年齢的にいつまで農業を続けられるか分からないし、子供たちからは営農する考えはないので、整理、売却をしてほしいと言われる現況です。現在の営農や農地管理に関して不安の声も様々聞こえます。

そこで、担い手が希望を持って営農できるよう、農業復興をどのように進めていくのかお伺いします。

以上ですが、再質問は必要に応じて行います。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 佐々木議員の質問にお答えをいたします。

優良農地を増やしていく政策についていかがかと、また、今後、農業の復興はどのように進めていくのかというこの2点について、ご質問かと思えます。

非常に今の当町の農業の状況を議員は把握されているのかな、土地について担い手不足、そして事業の承継等も踏まえても非常に困難な状況の課題を抱えているというのは議員と同じく我々も認識をしているところと確認をさせていただきました。

私としましては、農業担い手不足に対応するために、農地中間管理機構を活用することや次世代型スマート農業を取り入れていく、その上で、今現在、ほ場整備事業が町内では活発に進んでまいりました。今現在進められているのは、藤橋地区、加倉地区等々、今後、請戸地区含めて検討されているような状況が見えてまいりました。どういう状況かということ、今、当町が震災、原発事故において農業がこういう状況になっているということに加えて、国内情勢はどうかということ。2割以上の農家が担い手不足により農業継続をできないような状況のことも報道があります。

その上に立って我々はどのようにしていくかと考えると、もっともっと厳しいものがあります。というのは、我々が震災事故から15年たつ中で様々な復興事業を展開してきておりますけれども、1次産業というのは非常に復興にとって大事なことであります。したがって、

この農業をいかに我々は再興させて復活していくかというのが大きな課題になっていると思います。

その上に立って今お答えをしているわけでありませけれども、効率的に作業を進める、可能とする農地をどれだけ我々が今後この次の世代につないでいくかというのが大事なことであります。そこで、私は土地改良区の理事長も兼ねておりますから、ほ場整備に係る事業執行に係る個人負担の事務費の圧縮も図ってまいりました。町内一円で、先ほど申し上げたとおりほ場整備が進んでいくものと期待をしております。加えて、今、戦後80年になりましたけれども、80年、今までは、これは化学肥料を否定するものではありません。ただ、化学肥料を中心に水稻の農業を進めてきたのが事実かと思えます。除染という形で10センチから15センチの表土をはぎ取ったということは、これはポジティブに考えればですよ、日本国内で農地の表土をはぎ取った地区となると、北海道では若干そういった作業もされているようでありませけれども、北海道以外ではこの地区だけかもしれません。

そういうことを考えていくと、我々は復興牧場という今進めておりますけれども、2,000頭余りの牛、これは酪農でありますけれども、有機とされる肥料を耕畜連携をしていこうという大きな考え方を示したところでもあります。これら有機の肥料を活用しながら農業を進めていく。先ほど申し上げたとおり、ほ場整備を進めて最低5割、5割以上のほ場整備、大区画の基盤整備を進めていくと、一定程度、次の農業が考えられる時代が来るんじゃないかなと思っています。そんなことを考えると、これはしっかりとした政策で進めていく必要があるかと思しますので、どうか佐々木議員はじめ議員の皆様にも、この農業についての関心を持っていただいて、政策提言をいただければと思っております。

長くなりましたけれども、今現在は除染をして農地保全の事業をする。農地保全後には農業の営農計画をつくって、ある意味、水稻であれば、先ほど試験栽培等のお話もさせていただきましたけれども、そういったものの過程を踏んでいくわけでありませけれども、議員が申し上げたとおり、おただしのとおり、14年過ぎ15年目に入った中での農地の荒廃は非常に課題があります、用排水等の問題もあります。こういったものを解決していく上では、今、この農地の復興を掲げる中で、国の掲げるほ場整備事業の補助金等も活用しながらつないでいくことが大事じゃないかと思っています。

長くなりました。これら全般について、今後、町として農業政策の推進を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

○議長（山本幸一郎君） 教育長。

○教育長（横山浩志君） では、なみえ創成小中学校の校舎建設についてのご質問にお答えいたします。

現在、福島再生加速化交付金の活用を目指し、増設の規模を整理しながら所要額調査を進めているところです。また、復興庁をはじめとした省庁の町内視察の機会を捉え、学校施設の現状と整備の必要性を丁寧に訴え、財源確保に努めているところです。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、バイキング給食についてのご質問にお答えいたします。

バイキング給食は、食育の一環であり、子供たちの健全な食習慣を形成するために必要なことと認識しております。次年度におきましては、子供たちの希望を把握するためのアンケートを実施し、児童生徒が主体的に食を選び、楽しみながら健康的な習慣を身につけられるよう、アレルギー等にも十分配慮の上、バイキング給食の実施を検討してまいります。

続きまして、こども園及び学校給食の物価高騰対策のご質問にお答えいたします。

浪江にじいろこども園、なみえ創成小中学校における給食の提供には、年齢別に設定された園児の推奨栄養摂取量や児童生徒に対する国の栄養基準がございます。その基準を厳守した上で、今般の物価高騰対策として、園、小中学校ともに献立や調理方法の工夫、安価な食材への切替え、仕入れ方法の見直し、既製品から手作りへの転換を進め、量も質も低下をしないように取り組んでまいりました。

しかしながら、年度末まではこれらの対策では賄い切れないことから、予算の増額や給食費の値上げを検討しております。今後も食材価格の動向を注視の上、地元食材の調達も検討しながら、栄養価を守りつつ安定的な給食提供を確保してまいります。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 教育長。

○教育長（横山浩志君） 4つ目のカムチャツカ半島沖地震の避難についてのご質問にお答えいたします。

例年行われている避難訓練、引渡し訓練は、子供たちを保護者の皆様へ1か所で円滑に引渡しするために、浪江にじいろこども園及びなみえ創成小中学校が合同で実施しておりますが、猛暑や悪天候時の徒歩避難や引渡し場所の混雑に懸念がございました。このため

今年度の訓練では、有識者である大学教授が同行の上、避難状況を動画撮影いただき、最善の避難方法、避難先の検討を始めた矢先に発生した地震でございました。

当日は、津波到達まで時間がありましたが、気温や湿度も高く、特に乳児や園児の徒歩避難による熱中症のリスクを鑑み、教育長及び教育総務課長が学校校舎への垂直避難を判断いたしました。後日、有識者からは、気象状況を鑑みた今回の避難は適正だったと評価を受けましたが、訓練どおりの避難ではなかったため、保護者の皆様には戸惑いが生じたことと存じます。

今後は有識者の意見を踏まえ、こども園及び小中学校と連携しながら、改めて最善な避難計画を策定の上、訓練を実施し、有事に備えてまいります。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 大きな2番、生活支援についての（1）産学官連携施設のレンタルオフィスの賃料をどのように考えているかのご質問にお答えをいたします。

産学官連携施設の賃料、使用料については、現在検討中ですが、施設を継続的かつ安定的に運営管理をする観点から、有料とする予定でございます。また、賃料の金額につきましては、施設の整備財源である福島再生加速化交付金交付要綱に定められております維持管理相当額をベースとして検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 大きな2、（2）帰還促進強化事業補助金について、町営住宅やアパートに居住されている方が対象になるか、また、遡及して申請できるかについてお答えいたします。

帰還促進強化事業補助金の対象は、帰還した世帯となっており、議員おただしの町営住宅及びアパートに一度居住された場合においても、住宅再建の予定がある場合は対象となり得ます。様々なご事情があると思われますので、丁寧にお聞きし、県と相談の上、事業を進めてまいります。

県補助分も含めた補助金の遡及につきましては、令和5年3月31日以降に住居を確保し帰還された世帯が対象となり、町単独分については令和5年3月30日以前に帰還した世帯が対象となりますので、遡及対応が可能となっております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） 私から2、（3）熊に関連するご質問についてお答えいたします。

熊と遭遇した際や目撃した際は、役場か警察へ連絡いただければ、双方の担当者間で即時に情報共有できる形となっており、いずれかにご連絡をお願いいたします。

なお、役場、または警察へ通報いただく旨は、広報や防災無線でお知らせしておりますが、引き続き町民の皆様への周知を心がけてまいります。

続きまして、生活圏で熊が出没した場合についてであります。現場の状況に応じて緊急銃猟を含めた対応を決定いたします。緊急銃猟を実施するための4つの条件でございますが、1つは人への生活圏への危険な侵入、またはそのおそれがあること、2つ、緊急に危険を防ぐ必要があること、3つ、銃猟以外の方法では迅速、的確な捕獲が困難であること、4つ、発砲による人的、物的被害のおそれがなく、安全が確保されていること、以上を踏まえまして、まずは役場担当者や捕獲隊による追い払いやわななどによる捕獲を試みます。追い払いや捕獲が難しくかつ発砲による安全が確保されている状況であれば、緊急銃猟の実施へと段階を移行いたします。

なお、万が一に備えまして、10月には捕獲隊や警察と緊急銃猟の予行訓練を実施しまして、緊急銃猟事態になった際の各人の役割分担や具体的な動き、連携方法を確認しました。

私から最後になりますが、熊が有害鳥獣等捕獲奨励金対象生物の対象外となっていることに関しまして、今後、周辺自治体の動向も注視しながら対象とする方向で検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、私から大きな項目の3、結婚応援事業についての（1）浪江町の婚活事業参加者の感想についてのご質問にお答えいたします。

各会場での応募状況ですが、1回目のふれあい交流センターにつきましては、男性37名、女性7名の申込みがありました。また、2回目の福島県と連携したいこいの村会場につきましては、男性53名、女性9名の申込みとなっております。

参加された方のアンケートによるイベントの評価ですが、いずれの会においても「参加してよかった」など肯定的な意見が多数寄せられております。また、2回目のアンケートの中に「浪江町でのイ

ベントが結婚に向けての後押しになった」との回答が9割近くを占め、事業の有効性が確認されたところでもあります。

委託業者のふくぷろの選定理由につきましては、同社は大熊町に所在し、相双地域の地理的、社会的特性や近隣自治体の類似事業の動向等について専門的知見を有し、地元イベントに精通していること、また、昨年度の当町で開催されました二十歳を祝う会を受託し、運営について高い評価を得ていることから、本事業の円滑な実施が見込まれると判断し、選定しております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 項目4、歩道の整備状況についてのご質問にお答えいたします。

グレーチング等の段差など、すぐに解消できる箇所は予算の範囲内で今年度から対応し、令和9年度まで解決するよう取り組んでまいります。

用地の制約や構造物の設置など、用地の設計が必要な場所については時間が必要なことも想定されますので、ソフト対策を含め、教育総務課とも連携して継続的に取り組んでまいります。

また、今後は教育総務課と建設課の職員が合同で避難道や通学路の巡回を行うなど、定期的に危険箇所を確認する機会を設け、子供たちの安全・安心の確保を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 項目5、住環境整備について、ほかの町営住宅から完成する権現堂地区住宅への転居が可能なのかについてお答えいたします。

入居要件に、現に住宅に困窮していることがございますので、原則として公営住宅から別の公営住宅への転居は認められておりません。ただし、身体的な理由や、家族構成や生活環境の変化により、現在の住宅では生活が困難になった場合等の特別な事情がある場合は、その内容をお聞かせいただき、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、私からは6番の公用車についてのご質問にお答えをいたします。

現時点で当町で使用している公用車の台数は、消防車両等の特殊車両も含めた総数で103台あります。そのうちリース車両は47台で

あります。

車両使用時の点検については、浪江町車両管理規則において定めており、運転者の遵守事項として、運行開始前に車両の始業点検を実施しなければならないとしております。始業点検の内容項目としましては、タイヤの状況、方向指示器、バックミラー及びドアミラー、エンジンオイル、前照灯、警告音、ワイパー、ストップランプ、免許証及び車両検査証等の携行品となっております。

また、運転する者の確認として、事前に検知器を用いたアルコールチェックを行っております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 再質問、佐々木勇治君。

○9番（佐々木勇治君） 再質問を行います。

初めに、なみえ創成小中学校、（1）について再質問を行います。

福島再生加速化交付金がなければ増築も難しくなると思っています。増築の際には、浪江にじいろこども園での増築工事完了1年遅れの失敗を踏まえて、分からないことも多々あるはずなので、得意分野の建設課と連携し進めていきたいと思っておりますけれども、今回からはきちんと連携できるのか、確認を込めてお伺いします。

次に、なみえ創成小中学校、（3）について再質問を行います。

献立や調理方法、安価な食材の物価高騰対策にしても、実際には限界があると思います。栄養を守るためにも、必要な予算増額は仕方のないことなので、食材が高騰したときは予算措置をしっかりと、今後対応していく必要がありますので、子供たちのためにもきちんと対応できるのかお伺いします。

次に、生活支援の（1）について再質問を行います。

家賃を有料とするのは理解しましたが、入居する方が誰もいなければレンタルオフィスの部屋が未入居となってしまいます。入居の見込みなどはあるのかお伺いします。

次に、生活支援の（3）について再質問を行います。

有害鳥獣等報酬ですが、周辺自治体の動向も見てというのは理解するものの、自分が熊に対して、その場から駆除を行うのに金額ではないでしょうけれども、幾らだったらその場に行くか、十分に考えていただきたいと思っております。そして、最終的にはぜひ高額な報償金を決定していただけたらと思っておりますので、十分検討し、決定をするのかお伺いします。

次に、結婚応援事業について再質問を行います。

株式会社ふくぷろを選定した理由は理解しました。そして、夏の出会いが男37名、女7名、秋の開催が男53名、女9名と、参加者が

参加できないほど人気だとも理解しました。参加したい方がたくさんいるなら、今年度は夏と秋の2回開催でしたが、来年からは春に1回、夏に1回、秋に1回、冬に1回など、4回ぐらい婚活回数を増やせば、おのずと出会いが増えていくと思いますので、回数を増やしていくのは可能なのかお伺いします。

また、仮交際なのか普通にお付き合いするのか分かりませんが、結婚応援事業ですので、最終的には結婚がゴールだと思います。結婚までたどり着いた場合、個人情報とかの時代なので、匿名でもよいので、何組が成立したなどは教えていただけるようにはなっているのかお伺いします。

最後に、公用車について再質問します。

役場の方は真面目なので、そんな方はいないと思いますけれども、チェック前の使用点検、チェックだと、やっていないのにやったということも書けるとと思いますので、運転手が間違いなく見える時期に車両の満了日をテプラ及びシール等で添付すること、車検が切れる車を運転することはなくなるので、実行できるのかお伺いします。

以上で再質問を終わります。

○議長（山本幸一郎君） 教育長。

○教育長（横山浩志君） 校舎建設についての再質問にお答えいたします。

今後、基本計画策定など、当初の段階より建設課をはじめ発注者支援業務を担う専門的知見を有する方々との連携を強化し、よりよい校舎建設を目指してまいります。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、給食における物価高騰対策の再質問にお答えいたします。

こども園の食材費は賄い材料費の予算で、また、小中学校の給食費は保護者の皆様にご負担いただいた後、就学支援金として扶助しておりますので、これら予算を適宜措置いたしまして、質の安定した給食を提供してまいります。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 産学官連携施設の入居見込みについてのご質問にお答えいたします。

産学官連携施設では、既に町内で活動している大学や企業の活動拠点とすることも目的の一つでございまして、町内で活動中の大学等への事業前ヒアリングにおいて、町内での拠点需要があることを把握しております。また、企業や大学等が活動拠点を選ぶ視点とし

ては、賃料の安さもありますが、その地域で活動することの価値や活動のしやすさも重要な要素であると考えております。

浪江町にはF-R-E-Iの立地をはじめ、多くの大学や企業の実証実験を受け入れてきた土壌がありますので、そういった点を踏まえ、産学官連携施設への入居希望について一定のニーズがあると捉えているところでございます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） では、私から熊の報償金に関するご質問にお答えいたします。

捕獲隊の皆様とは日頃より良好なコミュニケーションを取らせていただいております。ただ、今ほどありました議員のご懸念も踏まえまして、今後しっかりと捕獲隊の皆様と協議をして、妥当性のある金額を設定してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、結婚まで成立した場合の公表についてと、年2回から回数を増やすことについての考えについてのご質問にお答えいたします。

結婚に至った場合の情報提供につきましては、婚活イベント参加者にアンケートを行い、近況の把握に努めていますが、現時点で結婚に至った情報は入っておりません。結婚に至ったとの情報を得られた場合は、個人情報観点から氏名等の公表は控えさせていただきますが、結婚成立数の報告はできるものと考えております。

また、事業の回数を増やすことは可能かの質問ですが、今回、男性の参加希望者は募集定員をはるかに超える人数の応募がありましたが、一方で女性につきましては、いずれの会も応募が少なく、参加者の確保に大変苦慮したところです。職員が個人的に声掛けをしながら応募期限をぎりぎりまで延長するなどしてようやく開催できたこともあり、回数を増やすことについては難しいと考えております。

今後につきましては、回数を増やすのではなく、今回の結果を検証し、婚活事業の内容の充実を図っていきたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

テプラでの表示ということで、目に見える形での工夫ということ

だったと思いますが、まず車検の管理につきましては、基本的に各車両所管課にて行うこととしております。総務課でも車両台帳にて、車検満了日及び車検満了までの残日数を表示して、一目で分かるようにし、二重でチェックできる体制にしております。

また、車検後には車検証の写しを各課から総務課へ提出することにしております。

なお、リース車は、リース社より車検のお知らせはがきが来ますので、総務課より車両所管課へ届けております。

先ほど申し上げました始業点検の中でも免許証及び車検証等の携行品の確認、こちらは、車検証につきましては車の窓についている車検の有効期限と、そちらを確認することになっておりますので、改めて議員おただしのテプラ等による表示はしない方向で進めさせていただければと考えております。

以上です。

○9番（佐々木勇治君） 再々質問はありません。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（山本幸一郎君） 以上で9番、佐々木勇治君の一般質問を終わります。

---

○議長（山本幸一郎君） ここで、昼食休憩のため1時10分まで休憩といたします。

（午前 1 時 3 4 分）

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午後 1 時 10 分）

---

◇佐々木 茂 君

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君の質問を許可します。

8番、佐々木茂君。

[8番 佐々木茂君登壇]

○8番（佐々木茂君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。一問一答方式で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、なみえ焼きそばの件について。これは、なぜこの問題を取り上げるかということ、朝日と読売新聞で、実は報道されて、私は実はこの問題は町とは関係ないというような発言もあったかのように聞いております。しかし、それはないだろうと。実は、私は1年生のとき、先輩の皆さん方に笑われながらも、なみえ焼きそばをこの

町の名物として普及させたらどうだろうかということで質問させていただいたことがございます。そして答弁もいただいて、飲食店のほうの組合の方にご相談申し上げるということで、なみえ焼きそばを普及させ有名にしたいということで、B-1グランプリに出したらどうかと、一般質問をさせていただいたのはこの私です。それで、役場の皆様のご努力もありまして、次の年かその次の年、500万から700万ぐらいの多分、予算を計上されて、それを基に活動されたと聞いております。

しかし、この焼きそばの問題について、私は観光と町の復興というのはね、やっぱり表裏一体だと思っています。職員の皆さんも非常に努力をされています。しかし、この町の状態、実態を知っていただこうと思って、外部から多くの方がこの町に来ていただきたいという気持ちもたくさんあるんだろうと思っています。それによって理解が深まり、国もお金を出したいと、財布のひもが緩くなると、こういう相乗効果もあるんだろうと私は考えております。

それで、実はなみえ焼きそばを実際にあちらこちらで広めてきたのは、川添の私の一つ上の井戸川正伸さんです。1人で焼きそばを、なみえ焼きそばだということで広めてきたんですが、彼はまず杉乃家さんで修業をされたと聞いております。杉乃家さんからもその点は私は伺っております。そうした中から商工会の青年部、町長はOBだと思います、この人たちが何か頭が狂ったのか、申し上げますけれども、調子に乗ったのか分かりませんが、それまでは何ら努力してきたものでもありません。

それで、新聞をちょっと読ませていただきます。ただで名のれないなみえ焼きそば、売上げ2.5%徴収、商工会のPR資金にということで出ておりました。浪江町町民に親しまれてきたなみえ焼きそばの商標権を持つ商工会が10月からメニューの名称を使う店から商標権の使用許諾とロイヤリティーの徴収を始めたことが分かったと。なみえ焼きそばは、通常より太い麺とモヤシ、豚肉を濃厚なソースで炒めたご当地グルメでもあります。2008年から商工会青年部がまちおこしで普及に力を入れ、2013年には御当地グルメの大会B-1グランプリで優勝、脚光を浴びた。商工会は、2017年3月になみえ焼きそばを商標登録したと。5月になって町内外約29の事業者に対し、依頼文とし、1者3,000円の登録料とロイヤリティーとして売上げ2.5%徴収すると通知。町内では近年、商工会が中心になってなみえ焼きそばのイベントやPR活動を展開していると。ただ、企業の協賛金などが頼みとなっており、商工会は資金面で厳しく、今後は収入を確保して、なみえ焼きそばの普及につなげたいというこ

とで、ロイヤリティーを押収したと。原発事故から4か月後の避難先の二本松で営業する杉乃家は、徴収に応じず、今月からはメニュー名を杉乃家の焼きそばに変更し、のぼり旗の文字も消したと。店主の男性は、文書を一方的に送りつけられて残念だと語った。商工会によると、賛同せずメニュー名を下ろした店はほかにもあるという。これが出ていた新聞の記事であります。

私は、大体浪江の酒飲んべえと言われる人たちは、酒を飲んだ後に焼きそばを食うというのが意外と多かったと思います。普通は飲み終わるとラーメンを食って帰るといった人が多いんでしょうけれども、浪江の場合は焼きそばが多かったように思われます。それで、本論に入っていきたいと思います。

まず、この登録番号は59343835と指定を受けております。30類で登録されております。浪江町を発祥とする調理済み焼きそば及び麺は、これに該当しないとされています。さらに、参考に43類は焼きそばを飲食店が提供すること、商標上にこう書いてあります。また、2014年出願時、43類は削除、43類は先ほど申し上げましたけれども、焼きそばを飲食店が提供する。つまり飲食店の提供行為に商標権は43類なしでは含まれないとなっております。しかし、商工会が示したロイヤリティー、徴収方針は、町民や事業者などに大きな混乱を生じさせ、SNSでは批判が殺到する事態となりました。町はこの方針を事前にどこまで把握し、問題が起きる可能性をどのように評価していたのか伺いたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

今回、商工会が示したなみえ焼そばに関するロイヤリティー徴収につきまして、町では事前には把握しておりませんでしたので、ご質問の問題が起きる可能性の評価についても、評価することはできませんでした。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 多分そういう答弁が出てくるんだろうと思っていました。焼きそばについて、問題が起きている把握というけれども、もうずっと前からこういう問題が起きているということは分からなかったでは済まないだろうと私は思いますよ。

それではね、商工会が示したロイヤリティー徴収方針が撤回された経緯と理由について把握しているのか、どのように認識しているのかお伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

まず、なみえ焼そばにつきましては、議員ご説明のとおり、浪江町商工会青年部を中心に2008年からなみえ焼そばを用いたまちおこしの活動が認められ、2017年に地域団体商標を取得するに至りました。そして商工会においては、震災後も今日まで、地域ブランドとしての維持管理を継続的に行ってきたところでございます。浪江町といったらなみえ焼そばというように全国的にも認知され、多くのマスメディアにも取り上げられ、浪江町を盛り上げる特産品の一つとなっておりますが、そのブランド価値を維持するため、また、なみえ焼そばを通してまちおこしを継続するため、不足する活動費の一部として、これら取組により、直接的なメリットを供されると思われる事業者に対し、資金面の協力を要請したということで聞いております。その際、商工会が商標を持っていたことから、ロイヤリティーという言葉を使ったと伺っております。

今後より一層、関係事業者と協力しながらなみえ焼そばの普及活動を通じた地域活性に取り組んでいただければと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 今の答弁では、全体しか見ていない。やはり何でこんな問題が起きてきたかという、商工会の青年部がね、勝手なことをしたと私は思っています。それは、私が生まれたのが昭和29年、30年代に入り、宝来軒さんが中心になって焼きそばの開発を行った。それに続いたのがミヤコ食堂さん、さらにそれからまた別の流れで松乃家さん、縄のれんさん、そして杉乃家さん、大体このぐらいが主な焼きそばの販売のお店であったことは間違いございません。しかし、震災後、焼きそばを本気になってまちおこしだ、浪江のPRだ、俺たちは頑張っているぞ、こうやって運営してきたのが杉乃家さんであります。二本松の駅前頑張っておりました。あとは浪江の道の駅でもなみえ焼きそば、鹿島のパーキングエリアでも、私も時々食べるんですけども、大体3割ぐらいはなみえ焼きそばということをおっしゃっております。鈴木さんとか、旭屋さんは相馬の工業団地に製麺所を開設されて、なみえ焼きそばの普及ということで、袋に入れた麺を広く販売しているようでもありますけれども、こうした方々に対して、ロイヤリティーの徴収というようなものはいかがなんでしょう。現在、話合いによって撤回されたとも聞いておりますけれども、こんな混乱や影響が生じたということは今、答弁がありましたけれども、本当に把握されていなかったのかどうかお聞きします。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 事前に町のほうには説明がなかったの  
で、知り得ていないということでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 商標権の問題についてなんですが、製麺所のみに  
30類となりまして、飲食店は43類、非類似商標権の範囲外と言われて  
おります。ですから、飲食店に対してロイヤリティーを取ったり、  
売上げの何%とかそういうものはね、参加費用とか、そういうもの  
は徴収できないことになっていきます。これは私は法律よくは分かり  
ませんが、勉強した限り、このようにお答えをいただいております。

ですから、なみえ焼そばを名のつた老舗などが名称変更する事態  
となったということに対して、私は商工会の青年部だかなんだか分  
かりませんが、やり過ぎだと。やっぱり行政も、この町を興  
して町長が先頭に立って、みんなで町を盛り上げて、元の町をつく  
るんだという気持ちでおるときに、やはり一生懸命やっている人を  
潰しちゃ駄目だと。この気持ちで私はいっぱいです。ですから、私  
は商工会なんてもう一回出直しだと、こういう気持ちでおります。

それで、先使用事業者への配慮が不足していたということになり  
ます。地域団体商標ということで、なみえ焼そばは特別性はなく、  
通常の商標とは異なる。出願前からの商標を不正競争の目的ではな  
く使用、先使用権が認められる。商標法39条の2、先使用権は周知  
性、有名であるという商標法32条、地域団体商標では不要である  
ということになっております。

それで、2014年11月6日出願となっております、焼きそばは取  
扱店は先使用権が認められるため、さらに製麺所も先使用権が認め  
られる場合においては、一切のロイヤリティーを支払う義務はない  
と考えるのが妥当であるということもお聞きしました。

これから、私は今回の騒動を経て、商工会の商標運用体制、ロイ  
ヤリティーの扱い、説明責任、事業者との協議などについて、町と  
してはこうした再発防止のために監督やチェック体制を今後見過  
してしまうのか、それとも関わっていきたいと思っているのかお伺  
いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

まずこの地域団体商標に登録するに至った経緯としましては、先  
ほどもありましたように2008年に浪江町商工会青年部を中心に、町  
の食文化をツールとしてまちおこしをすべく、古くから町内の多く

の飲食店で提供されていた他地域に類を見ない太麺で濃厚ソースが特徴の焼きそばをなみえ焼そばと総称し、まちおこしを展開したということから、なみえ焼そばの名称が全国的に広がったということで認識しております。

それまでは各店舗、焼きそばというメニュー表記で、その屋号から、〇〇の焼きそば、どここの焼きそばというような総称で呼ばれており、なみえ焼そばという総称については、この活動以降のかなというふうに記憶しているところがございます。

その上で、ご質問いただいた事業者への配慮の部分で、不足しているんじゃないかという点につきましてでございます。こちらについても先ほどもご答弁させていただきましたが、基本的には商標登録者である商工会と事業者間でしっかりと意見交換がなされるべきと考えているところがございます。この地域団体商標を出願する際も、構成団体として飲食店の方々とも一緒になって、こういった取組をしていこうという取組の中で登録したということを知り及んでおります。そういった意味では、商標管理者である商工会と事業者間でしっかりと意見交換がなされるべきでありまして、これから焼きそばという地域ブランドをどう頑張っていくか、焼きそばを通してどういうまちおこしをしていくか、その活動をする財源についてはどういうふうに出すか、そういった部分については、商標管理者と事業者間でしっかりと把握、意見交換、意思疎通がされるべきだと考えております。

その上で、町として浪江町商工会に対して、町としての指導監督というご質問でございました。まず、商工会につきましては、商工会法に基づき設立された地域事業者が会員となり、地域全体の発展のために協力し合う団体であると認識しておりますので、町が監督する立場にはないと考えております。ただ、地域全体の発展のために活動する組織であることから、町と商工会は連絡を密にし、協力し合うことは、当然必要なことだと考えております。

今回のような事案の場合は、まずは商工会内部においてしっかりと議論、整理をしていただければと考えておりますけれども、改めて事業者に対して説明が必要な場合には、丁寧な説明をしていただきたいということで町のほうではお願いをしたいと考えております。町といたしましては、引き続きなみえ焼そば普及活動を通じた地域活性化と東日本大震災からの復興の象徴として、商工会の活動を支援していきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○ 8 番（佐々木茂君） 最後になりますけれども、この焼きそばの件で、商工会が浪江商事さんという会社、どういう会社だかよく分かりませんが、加盟料やロイヤリティーの徴収を依頼するということは、商法上非常に問題があると、グレーゾーンになっているということで、違反となるのかどうか、その責任まで商工会が問われかねない事態になっていることも事実であります。ここを私はお聞きしております。

ですから、こういう体制もありますので、町と表裏一体だろうと思う。十日市をやったって、商工会の皆さんが中心になって、町がバックアップしながらお互いにこの町を盛り上げて、ふるさと創生のために努力される、その姿があるからこそ、私は大変心配しているということで申し上げたいと思います。今後とも商工会さんとは仲よく、そしてまちづくりのために励んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

2 問目に入りたいと思います。

まず、熊について。今朝方、町長より行政報告の中に、私が質問しようと思ったのをみんな答えられてしまったようなので、確認のためにもう一度質問させていただくことになりますので、お許しただきたいと思います。さらに副議長も同じような質問をされたと思いますので、重複するかもしれませんが、申し訳ないと思いますけれども、お答えいただければありがたいと思います。

まず、町の狩猟人口は何人いるかお聞きしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

現在、町で把握しているのは、猟友会に所属する16名の方々でございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 8 番、佐々木茂君。

○ 8 番（佐々木茂君） 6 名というのは……、16、議長、すみません。

○議長（山本幸一郎君） 8 番、佐々木茂君。

○ 8 番（佐々木茂君） 私が猟友会から聞いているのは、浪江町に現在、狩猟人口として登録している数は34名と聞いています。何で16なのか、その差をちょっと説明してください。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） あくまでも私たち、猟友会に所属する方を把握してございまして、今、議員がおっしゃった34名というのはちょっと不明な数字でございます。

以上です。

- 議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。
- 8番（佐々木茂君） 実は私も狩猟のメンバーなの。そして、この間、11月15日の前に、狩猟前の講習会というのを受けてまいりました。そのとき支部長から34名おりますよというお話を聞きました。どうなんですか、これ。どっちが正しいんですか。お聞きしたいと思います。
- 議長（山本幸一郎君） 答弁調整のため暫時休議します。  
(午後 1時33分)
- 

- 議長（山本幸一郎君） 再開します。  
(午後 1時33分)
- 

- 議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。
- 農林水産課長（大浦龍爾君） 今ほど34名ということで伺ったのは、猟友会の支部のほうの双葉、葛尾、浪江で34ということを確認しました。そのうちの16名が浪江に住民登録をしているということで、改めてご答弁いたします。

- 議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。
- 8番（佐々木茂君） 大変失礼いたしました。3つの町や村ということでの総数ということで、一応、震災以降、浪江支部ということで発足を続けているということは理解しておりましたけれども、大変失礼いたしました。申し訳ございません。
- それで、次に移りますけれども、ガバメントハンターはいらっしゃいますかどうかお聞きします。

- 議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。
- 農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。
- 現在、鳥獣対策担当職員2名のうち1名が狩猟免許を持ってございまして、いわゆるガバメントハンターは1名となっております。
- ガバメントハンターに限らず、狩猟免許交付数は年々減少しております。ピークの昭和50年代では全国で約50万件で、その多くが銃猟免許を交付されておりましたが、現在では約20万件、半数以上がわな猟免許の交付となっております。また、狩猟免許を持っていても、実際に狩猟を行わない、いわゆるペーパーハンターの割合も年々増えているとの調査結果もございます。
- 失礼しました、ガバメントハンターは1名ということで、大変失礼しました。

- 議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。
- 8番（佐々木茂君） ありがとうございます。

私、前の一般質問でも役場の職員の方、やっぱり狩猟免許を持ってほしいんだという質問をさせていただきました。それは個々人の趣味と、いろんな問題があるので強制はできないというお話もいただきました。ただ、この狩猟免許をなぜ持ってほしいかというと、私は猟友会に入るとき、役場の職員の方何人か、先輩で狩猟免許をお持ちで、猟友会の射撃大会とか、あとキジ撃ち大会とか、そういうのを開いていただいて、参加をしてご指導いただいた記憶がございます。そんなことで、やはりこの熊の出没ということが起きて、あと、この帰還と農村との関係で猿の駆除ということも出てきました。イノシシは本気になって駆除されているようでありますけれども、豚熱から、最近はそれを乗り越えた新しいシンジン類と言われるような豚もイノシシも出てきたように聞いております。

そんな中で、やっぱり狩猟とかそういう問題に対して、職員の知識というよりも実践経験のある、そうした職員の皆さんが一人でも、危ないことではありますけれども、そうした勉強を取っていただけるということは、町民に対して大きな安心を与えることもできるのではないかな、このように考えております。

確かに狩猟免許を維持するのにお金がかかります。県も悪いんで、国も悪いんでしょうけれども、例えば技能試験が、私この間受けたんですけれども、私、弾当たらなかつたんですけれども、前回、3年前に受けたときは9,000円でした。今回は1万4,000円取られました。このようにどんどん、狙って値上げしているようなとんでもない考え方で持っている人が多い。そういう人たちは狩猟免許持っていない、経験もない人がそういうのを上げている。そうじゃなくて、やっぱり職員の方が狩猟免許を受けて、大体七、八万かかりますよ、何だらかんだら。あといろんな、ロッカーとかいろいろなものを買おうと十四、五万かかりますけれども。そういう面を職員の方が取るのであれば、私は補助してあげてもいいような感じ、その分、熊の被害とか何かね、未然に防止できるような体制とか、そういった知恵をいただければ、私たちは安心して町で暮らしていけるだろうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

こんなに熊の問題で、北海道だ、秋田だ、岩手だという、人殺し熊がいるようでもありますけれども、町内でもね、やっぱり人がいないから、どうしても熊があちこち徘徊して、我々の目に映る。そういう状況の中で、どうなんだろうと。山から川をつたって平地に下りてきたもんですから、あと、新聞、テレビでも分かるように、どこにいるか分からないんで、私自身、昼曾根にお墓ありますけれども、お墓参りのときもちょっと怖いんで、戦うものは持って入りま

す。そうしないと、どこから襲われるか分からないというような気持ちでおりまして。多分ね、ほかの人もお墓参りすら安心して行けないんじゃないかと思っております、できればですね、私は一応猟友会に入っていますので、周年ですね、年中許可がいただけるのであれば、駆除隊には入っておりませんが、そういう方々にご協力いただいて、お墓参りとか何かのときご心配であれば、ご案内しますよというような形もあってもいいのかなという考えも持っています。ですから、これね、面白い話なんで、面白いと言ったら失礼なんです、やっぱりみんなて共有したり話し合っただけならいいかなと思っております。

猟友会の中には駆除隊4人ですか、今ね。もう少なくなっているんだから、全員駆除隊にしたらいんじゃないかと。私も駆除隊へ誘われたことあるんですが、ただ、出動命令が定期的じゃなくて、出なくちゃいけないとかいろいろ制約があるようなので、なかなか入りづらいということもございますので、そうした点もろもろあるかと思っておりますので、今後、やっぱり皆さんでいろいろな情報を共有しながら、何がいいのか、こういうことをよくご相談して進んでいただきたいなと思っております。

それで、もう町長がお話ししたもんですから、どれから質問したらいいか分からなくなっているんですが、町は、猟友会や警察の方と連携して、駆除体制ができていますのかどうか。すみません、確認のために、申し訳ないんですが、よろしくお願いします。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

現在、町、警察、猟友会、また捕獲隊、福島県、消防など、関係機関と即時情報共有を行える体制を整えておりまして、加えまして、目撃情報があった際は近隣の方々への個別連絡や防災無線での注意喚起も行ってございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） よくテレビでどこかの分からない警察がさすまたを持って熊を押さえると。ああいうのみっともなくて恥ずかしいと私は思っている。熊なんかそんなことやってできるわけないんで。大人がああいうまねしちや駄目だって私は思いますよ。あと警察がね、今度はまた盾を持ってこうやって。熊なんか押さえられるわけないですよ。せいぜい顔を引っかけられて、顔の皮剥がされて、もう病院に入院ですよ、それでは。

ですから、そういうことがないように、やっぱり体制としては、

警察官が今度はライフル銃を使えるようになりました、緊急銃猟ということで。町長の許可が欲しいらしいんですけども。こういうことがあるもんですから、しっかりとその連携、どなたが、スラグ弾と言うんですかね、鉛玉で一発でイノシシなんかやるんですけども、これではなかなか外したときちょっと厄介だと。ライフルの場合は、体に当たった途端にきりもみのように入っていくものですからね、中の肉がぶっちゃけるような開き方をします。ですから、やっぱりライフルを持ったのが有利だなというのが私の考えなんです。ですから、そういう面も含めてご協議いただきたいと思います。

あと、町民がやっぱり熊慣れしていないから、イノシシのお尻を見て、熊だと言う人もいらっしゃる。それで警察とか町に連絡する方もいらっしゃいます。それは間違っても当然なんで、間違ってもいいんです、やっぱり大きいのがいるわけですから。そういうふうにして、何ていうんですかね。子供や高齢者を守るためには、私たちの目配りも必要なんですけど、町内をパトロールしていた人たちがいらっしゃいましたけれども、町内のね、見守り隊というんですかね。それと似たような形で、やっぱり狩猟免許を持った人、歩いていただけるようなことも少し考えていただければありがたいなと考えておりますので、そういう部分のご協議をいただきたいと思います。

それで、駆除の判断基準は、警察と町長のご判断ということが分かりましたもんですから、これについてはよくご相談いただきたいと思っております。

3番目に移りたいと思います。

9月に質問書を上げたんですけども、ちょっと時間の関係上できませんでしたので、さらに今回も出させていただきます。地方公務員法違反についてなんですけど、違反の基準はどのようなものか、また、どのような定義があるのか伺いたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

地方公務員法違反は、事実の有無と証拠性、法令、規定、倫理規範との適合性、公務への影響の程度、故意、重大な過失の有無と再発防止意欲の大きく4つの基準により判断されます。

また、地方公務員法違反の対象となる行為については、地方公務員法第30条以降に明記されておまして、主なものとしましては、公務員全体の信用を傷つける信用失墜行為、職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に支障をきたす秘密漏えい行為、政党の結成に参与したり、選挙運動を行ったりする政治活動行為、任命権者の許可なく営利を目的とする企業等に勤務する兼業禁止行為が挙げられ

ます。

なお、これらに違反した場合には、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分の対象となるほか、秘密漏えいなど一部の違反では刑事罰の対象となる場合がございます。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） ありがとうございます。

それでは、退職した公務員が在職時に担当していた事務や案件に関して、どのような場合に法令違反となるのか、考え方を、今の答弁とちょっとダブると思いますが、考え方を伺いたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

公務員は、現職及び退職した者の別によらず、地方公務員法第34条第1項の規定に基づき、職務上知り得た情報を漏らすことは禁じられております。対象となる案件については、職務を遂行する上で知り得た全ての情報が対象であり、例としましては、個人のプライバシーや信用に関わる情報、行政上の機密情報などが該当します。以上です。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） ありがとうございます。

退職後、知り得た業務内容なんですが、守秘義務というのは死ぬまで、お墓に入るまで守秘義務の義務を負うのかどうかお聞きしたいと思います。それは、私も民間企業に入っておりました時点で誓約書で約10年間、会社で知り得た情報は漏らしちゃならないというような書類を提出した記憶がございます。しかし、今は退職時点で知り得た情報であろうが何だろうが、これの制約をすることはまかりならんというような風潮も実は出てきていることも事実です。ですから、いつまでですね、これ死ぬまで、墓場まで持っていけというような話なのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 守秘義務につきましては、期限は設けておらず、退職後、生存する限りはずっと続くものと考えております。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） それではね、最後の質問に入ります。

一昨年、退職した職員に対して警察に相談して告発したという案件がありました。この問題に関連して、ほかの人についても、地方公務員法違反という疑いで警察に相談したことがあるかどうかお聞きします。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

- 総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。  
私が知り得る範囲では、これまで退職した職員に対して警察に相談をしたことはございません。
- 議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。
- 8番（佐々木茂君） 一昨年のは、警察にご相談したことないんですか。
- 議長（山本幸一郎君） 総務課長。
- 総務課長（戸浪義勝君） 失礼いたしました。おととしの件につきましては、警察には相談をさせていただいております。  
以上です。
- 議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。
- 8番（佐々木茂君） 要するに相談したということですよ。テレビでも、ご相談した結果ということで、告発したということでした。  
それで、そのほかに、この件に関して地方公務員法違反という疑いで警察に相談した事実があるかどうかお聞きします。
- 議長（山本幸一郎君） 総務課長。
- 総務課長（戸浪義勝君） これまでのほかの職員の方については、過去に在職していた職員について相談したことはございません。
- 議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。
- 8番（佐々木茂君） 実は、この件に関して、ある方なんですけれども、町が相談しない限りあり得ないんだけれども、家宅捜索を受けた方がいらっしゃいます。さらに、この方は公安からつけられ、3か月以上つけられておりました。挙句の果てにこの方は、つけられておったのを察知して、避けようとして、側溝に足を入れちゃって転倒して、実は頸椎捻挫と、あと顔面打撲というけがまで負っている方がおります。名前は出しませんが、この方が何で公務員法違反で追及されているのか、本人は家宅捜索まで受ける言われはない、申しておりますけれども、この件について記憶があるのかないのか、もう一度お聞きします。
- 議長（山本幸一郎君） 総務課長。
- 総務課長（戸浪義勝君） 記憶はございません。
- 議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。
- 8番（佐々木茂君） これ押し問答してもしょうがないんですけれども、そういう方がいらっしゃるといふことであれば、その方に対してどのような考え、どのような考え方をしているのかちょっとお聞きしたいと思います。
- 議長（山本幸一郎君） 山本副町長。
- 副町長（山本邦一君） 私のほうでお答えさせていただきます。

今、議員おっしゃった件については私ども把握しておりませんので。当然、警察の判断でそういった対応をされたのかなと考えております。私どもが相談を申し上げた関係につきましては、私どもの業務の範囲内で、何ですか、守秘義務というか、不正アクセスに係る部分に関してだけの相談ということでございますので。それ以外の部分については私どもは関与していません。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 分かりました。

警察の判断だけということだけで警察は家宅捜査をするものなのかどうか、私は非常に疑問に思うし、その人を付け回すようなことをしたのかどうか。そして、それによって重大な事故に遭ってしまった、こういう事実があることを、じゃ皆さんにご報告するという形で、これは終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山本幸一郎君） 以上で8番、佐々木茂君の一般質問を終わります。

---

#### ◇横 字 史 年 君

○議長（山本幸一郎君） 続きまして、1番、横字史年君の質問を許可します。

1番、横字史年君。

[1番 横字史年君登壇]

○1番（横字史年君） 1番の横字史年です。議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、質問方法としては、通告書に記載のとおり一括質問方式で行います。

本日は、7つの項目に沿って、町長、教育長並びに関係各位にお尋ねしたく存じます。

まず1つ目、前年度の浪江町政の評価と今後の改善についてです。

町民として、行政が企画した事業をどのように振り返り改善していくかは、予算の適切な執行を考える上で非常に注目しているところです。そこで、まず令和6年度を振り返り、町政の評価及び令和5年度から改善された点をお尋ねいたします。

次に、令和7年度及び次年度の令和8年度に向けて、前年度以前の結果や反省から現在改善を図っている内容についてお尋ねいたします。

続きまして、2番目、浪江町の財務状況についてです。

財政については、町民の方よりあまり質問を受けませんが、なじみが薄いからこそ、議会としてしっかりと財務状況を注視していかねばならないと考えています。

そこでお尋ねします。向こう10年で自主財源を主として維持管理や修繕、または新たに整備が予定される大型の事業をお尋ねいたします。

続いて、現在の財務状況をどのように評価しているのかをお尋ねいたします。

最後に、現在の財務状況を改善させるために町長はどのような考えをお尋ねいたします。

続いて3番目の項目、浪江町の教育行政及び教育現場についてです。

まず、教育行政及び教育現場において、来年度に向けて改善を図っている内容をお尋ねします。また、浪江町は、弘前大学、東北大学、東京大学及びその他多くの教育機関と連携していますが、教育においてもその連携を深化させるお考えはあるのかをお尋ねします。

そして、タブレットやスマートフォンといった機器を用いたICT教育が主流になる中で、そのデメリットや子供の脳への被害も報告され始めています。こちらどのように認識しているのかをお尋ねします。

最後に、子ども議会が今年も開催されましたが、どのように課程及び成果を評価しているのかをお尋ねします。また、実際に子供議員の質問に対して行われた答弁のうち、特に今後の参考にしている内容があれば、それもお伺いいたします。

4番目の項目、浪江町の魅力を伝える事業とその分析についてです。

事業の成果を分析する上で数字というのは有効な手法であり、現状の正しい状況を数字で認識することこそ重要と考えます。

そこでお尋ねします。浪江町に魅力を感じて新たに住み始めたいいわゆる移住者の方々について、年度ごとにその人数を把握しているのか、まずお尋ねいたします。

その上で、各課が各事業によって移住や帰還を推進しておりますが、町民はどのような事業や支援が魅力的と感じているからこそ浪江町に移住してきたのか、町の分析やお考えをお尋ねいたします。

そして、移住者だけでなく、帰還された方も含めて、現在、町が行っている事業のどれが効果的で、来年度以降も継続する価値があると分析しているのか、代表的なものをお伺いいたします。

5番目、浪江町内の山火事への対応についてです。

山火事は、消火活動に動員される消防署員や消防団員の皆様の多大な努力があってこそ現状何とか対応できていると感じています。一方で、その対応には膨大な資金的及び人的リソースがかかっていることも事実です。

そこでお尋ねいたします。震災以降、浪江町内において消防署員及び消防団員で対応した山火事のような火災の件数と実際に動員された延べ人数、想定される被害額や時間外手当などの費用を大まかで結構ですので、お尋ねします。また、火災等が年々の増加傾向であるか否かなどの分析の結果もお尋ねいたします。

6番目の項目、浪江町の起業者及び事業者の課題と支援についてお尋ねいたします。

まず、浪江町にて新たに起業を考えている個人やスタートアップなどについて、どのような支援策を新たに検討しているのかお尋ねいたします。

続いて、既存の町内事業者、特に飲食店や小売店などが直面する現状の課題をどのように認識しているのかお尋ねいたします。

最後に、7番目の項目、まちづくりにおける意見の集約方法と評価及び課題についてです。

まちづくりにおいて、住民の意見集約は極めて重要ですが、なかなか住民の参画が進まないのも事実かと思えます。

そこでお尋ねします。まず、浪江駅西側共創会議など、行政と民間が協力し、現在開発を進めている集まりがありますが、どのような位置づけで本会議に町として取り組んでいるのかお尋ねします。

続いて、現状の会議で出た意見をどのように評価し、そしてそれを意見集約ということにおいては、どのように意見集約の課題を感じているのかお尋ねします。

以上、多くの質問ですが、私の1回目の質問とさせていただきます。答弁を求めます。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 横字議員のおただしにお答えいたします。

現在の財務状況を改善されるために、町長はどのような考えをしているかというおただしであります。町の財政状況を改善させるために様々な、私が就任以来考えてきた中で、まず冒頭、お話をさせていただきます。

町長就任に当たって、今、町の財政状況を踏まえて復興状況を見させていただいたときに幾つか思うものがありました。それは、2035年に8,000人の人口を目指そうということで、復興計画が立てられております。その中で、人口ももちろん大事でありますけれど

も、町の財政運営というのが非常に大切なことでもあります。その中で、これは至ってある意味当たり前のような状況下にも捉えますが、ゼロの町でありましたから、町民が町外に避難している状況の中で、解除後の様々な経済を動かしていく中で、公設的な投資が前面に出てまいりました。F H 2 R、F L A M、復興牧場等、公設でありますよね。この財政を見た場合に、税収が非常に重圧がありますから、今後、行政を運営していくに当たってどれだけの税収が見込めるのかということで私は視点を置きました。そんなことから、公設民営の一定程度、復興の投資は必要で、進めていくべきものであります。それに同様に民間の投資を、活力ある投資を進めていく、これが一定程度の将来の税収見合いになるだろうというようなことを考えておりました。

そんなことを踏まえて、健全な財政を運営するためには、やはり将来にわたって安定的な財政基盤の構築が必要であります。浪江町復興計画第3次に基づき、農林水産業といった従来のなりわいの再生と併せて、先ほど申し上げた企業誘致の促進、これまでの公的投資から民間投資の開発を促し、活発にさせていくことであります。そして、財政基盤の強化とともに帰還者を、町民を増やすことはもとより、移住者の積極的な呼び込み等を図って居住人口を増やしていくというようなことであります。

先ほど冒頭、横字議員がおっしゃった西側地区についての開発、これは、先ほどから申し上げているとおり、公設的な投資よりは一部民間投資を誘導していくような目的がありまして、そのような計画で進めていることを承知方を願いたいと思います。

さらに、企業版を含めたふるさと納税、ネーミングライツなど、民間資金の活用も検討しながら、これまで以上に積極的な歳入の確保に努めてまいります。

また、限りある財源を有効に活用するという観点から、これまで以上に既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを図るとともに、必要に応じては事業に優先順位を設けるなど、民間委託、指定管理者制度の導入による施設運営費の抑制、アウトソーシングの導入による業務の効率化など検討し、将来的に自立した行政運営が可能となるよう、引き続き取り組んでまいる考えであります。

その他の答弁については、担当課長より答弁をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、質問の1番目の（1）令和6年度を振り返り、町政の評価及び今年度から改善された点についてのご質問にお答えいたします。

評価の手法の一つとしまして、町の最上位計画であります浪江町復興計画第3次では、P D C Aサイクルに基づく効果的な進行管理を行うこととしており、復興計画に定める5つの基本方針、16の施策30の取組について、施策ごと34の成果指標、K P Iと呼ばれる成果指標を設定しており、目標値に対する実績値等をAからDの4段階で評価する施策評価を毎年実施しております。また、事務的には、前年度の決算を踏まえ、款、項、目ごとに現状の課題や次年度以降の方向性を検証する事務事業評価を実施しております。また、当初予算の編成時などに活用しております。

令和6年度に実施をした施策評価におきましては、34の成果指標のうちA評価が18事業、B評価が8事業、C評価が7事業、D評価が1事業という結果でございました。それぞれの施策、取組において、目標達成のため毎年度改善が図られておるものとは承知をしておりますが、評価結果が令和5年から改善されたものは、防災安全の強化の取組で、防災訓練の参加者数を指標にしておりますが、こちらが大幅な増加によりC評価からA評価になっております。

こちらの防災の取組につきましては、防災交流センターなどの建設も終わりました、備品のほうも拡充しております。そういった意味では、防災力の向上というのは改善が図られたものと考えております。

これと併せまして、戸籍及び住民基本台帳の事務におきまして、町民の住民票等の郵便請求や避難先照会業務の負担が大きいということが課題としてありましたので、町外に避難されている町民の皆様の利便性向上の観点から、改善余地が大きいとの評価結果がありましたので、郵便請求に代わるコンビニ交付事業の開始に向け検討し、令和7年3月からコンビニ交付の開始につながったというような事例もございます。

続きまして、(2)令和7年度及び次年度の令和8年度に向けての前年度の結果や反省からの改善を図っている内容についてのご質問でございます。

令和7年度の、今ほど申し上げました施策評価につきましては、前年度の決算を踏まえ、現在、各課から回答をいただきまして、不明点の解消や次年度への取組におきまして、企画財政課から見て、もう少し踏み込むべきではないかなどの検討を今現在しているところでございます。3月定例会前の全員協議会において結果のご報告をさせていただきたいと考えております。

令和8年度以降に向けては、現在策定中の浪江町復興計画第3次後期基本計画におきまして、現状と課題や目指すべき姿と取組の見

直しを行っております。引き続きP D C Aサイクルに基づく進行管理を行うこととしておりますことから、新たに設定をしました指標の確認も含め、適切に今後進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2番の(1)向こう10年で自主財源を主とし、維持管理や修繕、または新たに整備が予定される大型の事業についてのおたがしでございます。

こちらにつきましては、令和6年度において既存施設につきましては、浪江町公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画というものを策定しております。この個別施設計画に基づき、各施設において保全改修等を行っていくものとなっておりますが、この計画の中で、計画期間である令和6年度から令和15年度における維持保全費用、大規模改修等に要する費用についても見込んでおるところでございます。これによりますと、各年度の保全費用の平均は年約3億7,000万円ということで想定をしております。

また、向こう10年で新たに整備が予定される大型の事業というご質問ですが、現在進められている浪江駅周辺整備事業をはじめとして、今後は浪江駅西側整備に伴うアクセス道路の整備、将来的にはなみえ創成小中学校の増築などが想定をされているところでございます。

これら復興事業につきましては、基本的には福島再生加速化交付金をはじめとした復興財源を活用して整備を進めておりますが、今後想定される事業の中では、まだ事業化の段階までは至っていない事業や具体的な財源協議まで至っていない事業などもございますので、10年という長いスパンにおいて、自主財源がどれだけ必要かといったことにつきましては、現段階で見通すことができておりません。今後も引き続き補助金、交付金を最大限に活用していくとともに、公共施設の整備に関しましては、過大な施設とならないよう、また、後年度の維持管理が負担とならないよう留意しつつ取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)現在の財務状況をどのように評価しているかというご質問でございます。

令和6年度一般会計における決算額のうち、歳入における一般財源と特定財源の構成比は、一般財源の歳入に占める割合が38.6%に対し、国・県等の特定財源が61.4%となっております。これを震災前の21年度決算と比較しますと、一般財源においては歳入全体に占める割合は75%、国・県等の交付金を含む特定財源においては25%となっております。震災前と震災後では、一般財源と特定財源の割合がほぼ逆転しているような現状でございます。震災以降、財

源を国・県等に依存している状態が続いており、自主一般財源の確保が求められる非常に厳しい財政状況であるという認識をしております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 教育長。

○教育長（横山浩志君） では、私のほうから大きな3番のところの浪江町の教育行政及び教育現場についてということで、質問にお答えいたします。

まず1つ目でございます。来年度に向けて改善を図っている内容ということですが、3点ございますが、まず第1に、子供を主体とした事業づくりの推進であります。県教育委員会の学びの変革推進プランを踏まえ、主体的、対話的で深い学びを実現するため、ICTの活用に加え、生成AIを教育現場で適切に活用する取組を進めております。

教材作成や学習支援にAIを取り入れることで、教員の負担軽減と子供たちの多様な学びの機会を広げ、より質の高い授業の展開を図ってまいります。

第2に、コミュニティスクール、いわゆる学校運営協議会の導入に向け、地域と学校が共同する仕組みづくりを進めております。地域住民や学識経験者、保護者等の皆様と熟議を重ね、学校運営に地域の声を反映させることで子供たちの健やかな成長を地域全体で支える体制を整えてまいります。

第3に保護者と児童生徒との合意形成を重視し、就学や支援の方向性について共通理解を深めてまいります。これまでも取り組んできた課題ではありますが、より一層丁寧な対話を重ね、特別支援教育を含めた多様なニーズに応える体制を強化してまいります。

以上の取組を通じて、教育行政と教育現場が一体となり、子供たちの未来を切り開く教育を推進してまいります。

2つ目でございますけれども、大学との教育連携につきましてです。

大学との教育連携につきましては、複数の大学と共同しながら地域の特色を生かした教育を展開しているところであり、今年度は新たに立命館大学の防災教育を教育課程に位置づけて、児童生徒が災害に備え、自ら考え行動できる力を育む取組を進めているところがあります。

今後は、大学の先生方の授業を授業参観に位置づけて、保護者にも見学してもらうほか、同日に教育講演会を実施するなどの工夫を重ね、大学の先生方の知見を教員や保護者へも還元しながら教育効

果の一層の向上を目指してまいります。

3つ目です。タブレット、スマートフォンということで、ICT教育の脳への被害についてでございます。

令和6年5月の町の学校長会議では、東北大学、川島隆太教授の特集記事を資料に研修を行い、長時間使用が脳に及ぼす影響について理解を深めました。これを受けて学校現場では、ICTの使用時間を適切に管理し、休憩時間の確保や紙媒体との併用を徹底しています。意見交換を手書きで整理してからタブレットで共有する工夫や板書をノートにまとめさせる取組を進め、ICTと手書きを併用して理解の定着を図っております。

さらに、児童生徒や保護者は、福島県教育委員会が主導する福島情報モラル診断を活用し、子供のインターネットの利用に関する基礎知識の習得度合いや利用状況を把握するためのアンケートを学校と家庭が共同して実施しております。こうした取組により、県下全体で歩調を合わせながら、ICTの利用に対する理解を深め、情報モラルの育成を着実に進めているところです。

加えまして、学校では保護者への説明や理解促進を図るため、長期休業を前に啓發文書を配布して、学校での適切なタブレット利用を促しております。

こうした取組によって、学習支援にとどまらず、子供たちの健全な成長や人格形成を長期的に支える教育行政の重要な柱であり、保護者や地域の理解を得ながら継続して取り組んでまいります。

最後、4点目でございます。子ども議会についてでございます。

子ども議会は、主権者教育の視点を踏まえつつ、浪江町への関心を深めることを大切にしており、こうした取組は総合的な学習の時間における探究活動とも連動しております。子ども議会終了後には、児童生徒へアンケートを実施し、町への関心が深まったことを確認できました。また、自ら考え質問を行ったことで自信が付き、探究活動に対する積極性が培われてきております。

本年度の総合学習において、中学3年生と住宅水道課が連携し、NAMIE WATERのポスターやPR動画の制作を進めるほか、中学生議員からもありましたより多くの方への情報発信についても質問がちょうありました。この質問を受け、NAMIE WATERのさらなるPRの準備を進めているところです。

なお、昨年度の小学生議員の質問を受けまして、産業振興課において、水素をもっと分かりやすいものにしてほしいという質問がございましたので、産業振興課のほうで、浪江町の水素のある暮らしというリーフレットを作成していただきました。学校では早速、次

年度の副読本として活用することにしております。

また、そのほかにも中学生からありました、市街地整備課のほうのありましたワークショップの開催、こちらのほうも打合せをして、実施に向けて計画しております。

さらには、私のほうからもお話ししましたエアコン設置、これについても補助金の申請中ということで、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、ご質問の大きな4番の

（1）浪江町に魅力を感じて新たに住み始めた方々について、年度ごとの人数の把握についてのご質問にお答えをいたします。

12番議員のほうにもお答えをしておりますが、福島県の基準であります、おおむね5年以上居住する意思を持って移り住むこと、転勤や進学等による一時的な転入ではないこと、そういった基準を踏まえた浪江町の移住者につきましては、統計を始めた令和3年度は88人、令和4年度は118人、令和5年度は157人、令和6年度が147人、こちらを合計しますと510名という数字になっております。

続きまして、（2）町民はどの事業や支援が魅力的であると感じて浪江町に住んでいるのか、町の分析についてのおただしでございます。

町へ移住された方を対象としまして、令和5年度からアンケートを実施しております、この中で評価が高かった項目としましては、自然、そして復興への取組、就業先、各種移住支援制度などが上位に挙げられておりました。また、これまで開催しました移住者交流会でのご意見としましては、自然が豊かでゆっくり時間が流れる浪江町に住んだら、東京や都会の人混みの暮らしには戻れないとか、新鮮な野菜が毎日食べられてうれしいなどのご意見もいただいております。こういったところが町民の皆様が魅力的に感じていただいたところではないかと分析をしております。

続きまして、（3）移住された方及び帰還された方に向けてどの事業が効果的で、来年度以降も継続する価値があるとの分析をしているかというおただしでございます。

移住施策につきましては、認知、交流、移住の3つのステップを施策の根幹として、令和3年度より浪江町を知っていただく移住フェアへの出展とともに、移住の検討段階で町へ生活体験をしていただく事業や移住後の家賃補助事業等を展開しているところでございます。認知、交流の段階での各種支援事業から、最終的には移住へ

つながったようなケースも複数件ございますことから、これまで実施している事業全てが効果があると考えておりました、こちらを継続してまいりたいと考えております。

特に長期的に町内で滞在できるお試し宿泊や移住後の家賃補助は利用者が年々増加しておりますので、かなりこちらは効果がある事業と分析をしているところでございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 大きな5番、浪江町の山火事への対応についてのご質問にお答えをさせていただきます。

双葉地方広域圏組合消防本部に確認しましたところ、震災以降令和6年まで浪江町内において、消防が対応した火災の件数は34件、うち山火事は5件で、山火事に動員された延べ人数は462人で、山火事の被害額につきましては、帰還困難区域内の林野であり、現在では市場価値として値がつかないことから、ゼロ円とのことでした。

また、その他の火災につきましては、損害額としまして1億7,377万6,000円が損害金として出ていると聞いております。

また、消防団員の時間外手当のご質問についてですが、火災出動以外も含まれており、外部イベントでの防火啓発活動、防火訓練をはじめとする各種訓練、その他災害出動等、多岐にわたって時間外に出動するケースがありまして、浪江町内においての山火事に出動のみの時間外手当の把握はされておりましたが、双葉消防本部全体の消防費の時間外手当の決算は、令和4年度は1,051万6,129円、令和5年度は1,451万1,013円、令和6年度は1,851万8,053円で増加傾向にあります。

次に、町の負担はどのようなもので、傾向としては、山火事も支出も減少しているのか増加しているのかのご質問についてですが、まず町の負担については、双葉地方消防本部での消防に係る予算について、広域圏組合で定めたそれぞれの町村の負担割合によって負担しております。また、こちらは広域消防の件でありまして、町の消防団につきましては、町の組織でありまして、消防団の費用は町が負担しております。

町内での火災の発生件数につきましては、過去5年間で、令和2年は1件、令和3年はゼロ件、令和4年は5件、令和5年は4件、令和6年は1件と減少傾向にあります。

なお、火災の件数と支出額の増減は必ずしも結びつくものではなく、仮に火災があっても、当日の勤務者だけで対応できれば、時間外手当は発生しないものと理解しております。また、消防団員につ

きましては、出勤された場合には出勤報酬として支出をしておりません。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、大きな6番の（1）新たに起業を考えている方への支援はどのようなものを考えているのかのご質問にお答えいたします。

浪江町において新たに起業を考えている方への支援としましては、現在整備を進めております産学官連携施設や今後整備予定の駅前交流施設におきまして、貸オフィスやコワーキングスペースなどを整備し、浪江町内にて起業をお考えの方や起業後のステージに応じて活用しやすいスペースを提供していくということで予定しております。

ただ、これらの施設整備につきましては、今後一、二年かかるということから、今現在におけるそのようなスペースへの要望、今現在すぐに使いたいと、そういった方いらっしゃいます。そういった要望に対応すべく、町が管理する遊休施設を活用し、登記可能なシェアオフィスを速やかに提供できるように現在準備をしている状況でございます。

続いて、（2）の町内事業者への直面する課題をどのように認識しているかのご質問にお答えいたします。

今年度実施いたしました物価高騰対策において、町内事業者向けに一律5万円の給付事業を行ったところでございますが、その交付手続の際に事業者アンケートを実施したところでございます。まだ全事業者からの回答の集計には至っておりませんが、現時点での集計の中での、困り事という項目がありましたが、その中では、物価高騰、それから人員不足、スタッフ不足、顧客確保などのご回答が多くみられたところでございます。町といたしましては、これら課題解消のための施策について引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 7番の（1）浪江駅西側地区共創会議の位置づけについての質問にお答えいたします。

令和5年、福島国際研究教育機構、略称F-R-E-Iが当町に設立されたことを受け、浪江国際研究学園都市構想を令和6年3月に策定いたしました。F-R-E-Iを含めた多様な主体が共生する持続可能なまちづくりの実現というビジョンを掲げ、共創によるコミュニ

ティ形成の必要性を位置づけております。さらに、構想に掲げたタウンセンターのうち、浪江駅西側地区の整備方針やゾーニングについてまとめました浪江駅西側地区整備計画を令和7年3月に策定しております。

公民連携でのまちづくりを進めていく重要性から、共創の仕組みづくりを構築していくことをまとめております。これらに基づき、浪江駅西側地区共創会議を設立し、運営しているところでございます。

続きまして、(2) そこで出された意見をどのように評価し、意見を集約していくのかという質問にお答えいたします。

これまでの浪江国際学園都市構想や浪江駅西側地区整備計画の策定において、住民ワークショップやパブリックコメントを実施し、広く町民の意見を反映する取組を進めてまいりました。浪江駅西側地区共創会議から生まれた貴重なご意見やご示唆は、今後実施する事業者公募や統一的なまちづくりを形成するまちづくりガイドラインに反映し、発展のあるまちづくりにつなげるものと考えております。

今年度は事業者による事業企画や事業組成を優先し、事業者参加に合わせた開催日時としておりましたが、来年度以降は町民が参加しやすい開催日時や会議のコンテンツづくりについてさらに検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 1番、横字史年君。

○1番（横字史年君） ご回答ありがとうございます。幾つか再質問させていただきます。

まず1つ目の項目の浪江町政の評価と改善についてです。

A B C Dというような評価で事業を振り返るという話がありました。具体的にお伺いしたいのですが、例えばC、もしくはDになってしまった場合、その事業は、例えばやめてしまうのか、もしくは改善してより上位のA Bに持っていくのか、どのように運用しているのかお伺いいたします。

続きまして、それに関連して、定期的に人事異動等があると思いますが、その際に前任者が進めていた事業の引継ぎ等については、こちらのA B C Dといった評価以外に何かあるのかどうかお伺いいたします。

続きまして、大きな項目3番目、教育行政についてお伺いいたします。

(4) で、子ども議会で実際に話された内容が町の行政にも取り

入れられているというお話はありました。とてもすばらしいことだと思いますし、実際に取り入れるに至らなかった事業提案、質問もあるかと思えます。そういった町の行政の結論と申しますか、どのように検討したかといったようなものは、実際に子供たちにどのようにフィードバックされているのでしょうか、お伺いいたします。

そして4番目について、4の(2)どのように魅力だと感じているから浪江に来るのかということについて質問させていただきます。

アンケートの結果では、自然だったり復興でしたり、様々なことが魅力に挙げられて、すばらしいなと思っております。しいて上げるとするならば、浪江独自の魅力としてどのようなものを挙げられていたのか、お伺いしたいと思います。今後、事業を進める上で差別化というものがいつか必要となってきますので、それに向けてどのように認識しているかお伺いしたいと思います。

大きな項目6番目の(2)現状の課題について再質問させていただきます。

こちらアンケートを行っているとのことで、承知しました。その上で、人員不足や物価高騰、産業振興課だけでは解決策が見つけられないものも多いのではないかなと思います。その上で、例えば産業振興課で集めたアンケートをほかの課への共有等はされているのでしょうか。複数課にまたいで対策が練られているのかお伺いしたいです。

以上で私の再質問を終わります。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 再質問の施策評価のCDとなった場合の対応ということでございます。

こちらにつきましては、原則、Aというのが目標達成、それ以上の成果を上げるということの評価になりますので、それを目指して全ての事業をAに引き上げるという考えでやっております。ただし、こちら復興計画の10年間という長いスパンの中の5年区切りでやっている施策ですので、情勢の変化などで当初考えていた指標とは達成目標が合っていないなんていうのもまれにございますので、そういったものは見直しをするということはございますが、基本的にはもうAに持っていくということで、改善を年々していくということの内容になっております。

○議長（山本幸一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本邦一君） 今ほど企画課長が答弁した中で、事務事業評価、ABCと評価したものをどのように人事異動がある中で引き継いでいるのかというようなご質問でございますけれども、職員の人

事異動の際は必ず引継ぎ書というのを作成します。その作成した上で、前任者から後任の方へ課題の共有、もしくは進捗状況等についてもしっかり申し送りを行って、なおかつ上司のほうに報告する形を取っております。

また、各課長が人事異動の対象となった場合につきましては、それぞれの所管の副町長がしっかりとその状況を確認しているところでございます。

また、全体の事業の進捗、課題認識を共有するため、やはり定期的に町長、副町長、教育長、そして各課長からなる庁議を開催しております。先ほど企画課長がご答弁申し上げました復興計画の施策評価の共有をはじめ、重要事項の確認、調整、意思決定を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 教育長。

○教育長（横山浩志君） では、子ども議会のほうの、なるべく子供たちの願いをかなえたいという思いでやっているところですが、全てができないところも実際ございまして、それをどのようにフィードバックしていくかということなんですが、学校の学びの中で、子ども議会だけに向けて学びをしているわけではなくて、年間を通した総合的な学習の時間ということで、中学校、小学校ともに年間70時間を使って学んでおります。1年の学びの中の一つとして、この子ども議会、子供たちが感じたものということで、これが質問になって、返ってきたりもしているところでございます。

各課のほうの学びの中で、実際、子供たちが各課への質問やら講話を聞いた中で、また新たな質問を投げかけたり、また自分の質問がなぜうまく反映されていないのかなんていうところも、各課のほうの説明とか今後の学びの中で、子供たちも気づいていきながら、また新しいものが出来上がっていくのかなんていうことで、子供たちが最適な学びを通して、フィードバックしているという現状でございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 移住者の方が魅力的だと感じる部分で、浪江町特有の部分のご質問でございます。

こちらアンケートを取らせていただいた結果で一番多かったのが復興への取組に共感をしたということですのでいただいております。これは浪江町独自というか、この12市町村が共通の魅力というか、取組をしていることなのかなとは思っています。

その次が、就業先ということが2番目に来ております。浪江町が多く産業が立地をしておりますして、先端産業なども多く立地をしております。そういったところで魅力的な企業が多いということは、一つ、浪江町の強みではあるかなと思っております。

また、数はさほど多くはないんですが、人柄が良いということで評価をいただいております。こちらは先日、とある会合のほうで、何かをやろうとして移住をされていた人に対しては非常に協力的だと。ただし、何も自分からやらないような人にはあまり関与してこないの、何かをやろうとして入ってきた人にとっては非常にやりやすいし、人ともつながりやすいなということでおっしゃっていただいたこともあります。そういった人柄というのも、浪江町の強みの一つではないかなと考えております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 大きな6番の（2）事業者アンケートの共有化についてのご質問にお答えいたします。

現在まだ全ての事業所から上がってきていないということで、全て集計ができましたら、クロス集計等々も行いながら、各課共有させていただき、経済対策の施策に生かしていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 1番、横字史年君。

○1番（横字史年君） 大変誠実な答弁を多くいただけたかなと思います。再々質問はありません。引き続き協力して様々な事業に注視していければかなと思っております。ありがとうございました。

○議長（山本幸一郎君） 以上で1番、横字史年君の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（山本幸一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦勞さまでした。

（午後 2時40分）

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

令和7年浪江町議会12月定例会

議事日程(第2号)

令和7年12月10日(水曜日)午前9時開議

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 請願・陳情の付託   |
| 日程第2  | 議案第79号 浪江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について                |
| 日程第3  | 議案第80号 浪江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について                  |
| 日程第4  | 議案第81号 職員等の旅費に関する条例の制定について                                   |
| 日程第5  | 議案第82号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第6  | 議案第83号 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について            |
| 日程第7  | 議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について                          |
| 日程第8  | 議案第85号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                               |
| 日程第9  | 議案第86号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                            |
| 日程第10 | 議案第87号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について                              |
| 日程第11 | 議案第88号 職員の給与に関する条例の一部改正について                                  |
| 日程第12 | 議案第89号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第13 | 議案第90号 浪江町印鑑条例の一部改正について                                      |
| 日程第14 | 議案第91号 浪江町宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について                         |
| 日程第15 | 議案第92号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める                  |

			条例の一部改正について
日程第16	議案第93号		浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第94号		工事請負契約の締結について（地デジ再送信システム復旧工事その4）
日程第18	議案第95号		工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事（建築工事））
日程第19	議案第96号		工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事（電気設備工事））
日程第20	議案第97号		工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事（機械設備工事））
日程第21	議案第98号		物品購入契約の締結について（GIGAスクール端末購入）
日程第22	議案第99号		自動車事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について（追認）
日程第23	議案第100号		浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第24	議案第101号		指定管理者の指定について（福島いこいの村なみえ）
日程第25	議案第102号		指定管理者の指定について（浪江町スポーツ施設及び浪江町復興海浜緑地（多目的広場））
日程第26	議案第103号		令和7年度浪江町一般会計補正予算（第4号）
日程第27	議案第104号		令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第28	議案第105号		令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）
日程第29	議案第106号		令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第30	議案第107号		令和7年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第31	議案第108号		令和7年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第32	同意第7号		教育委員会委員の任命について

出席議員（12名）

1 番	横 字 史 年 君	2 番	佐 藤 勝 伸 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	山 本 幸 一 郎 君
5 番	紺 野 豊 君	6 番	武 藤 晴 男 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	佐々木 勇 治 君	10 番	半 谷 正 夫 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	平 本 佳 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 栄 光 君	副 町 長	山 本 邦 一 君
副 町 長	成 井 祥 君	教 育 長	横 山 浩 志 君
代 表 監 査 委 員	宮 口 勝 美 君	総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	戸 浪 義 勝 君
企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
産 業 振 興 課 長	蒲 原 文 崇 君	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 浦 龍 爾 君
住 宅 水 道 課 長	金 山 信 一 君	建 設 課 長	宮 林 薫 君
市 街 地 整 備 課 長 補 佐 兼 F - R E I 立 地 室 長	伴 場 裕 史 君	健 康 保 險 課 長	松 本 幸 夫 君
浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	中 野 隆 幸 君	介 護 福 祉 課 長	木 村 順 一 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	西 健 一 君	教 育 総 務 課 長	鈴 木 清 水 君
兼 津 島 支 所 長			

生涯学習課長兼  
浪江町公民館長兼  
浪江町図書館長  
長岡秀樹君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	次	長
中野		今野
華子		雄一
君		君
書記		
岡本		
ちり		
君		

---

◎開議の宣告

- 議長（山本幸一郎君） ただいまの出席議員数は12人であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

- 議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。
- 

◎請願・陳情の付託

- 議長（山本幸一郎君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。  
今期定例会において受理した陳情1件は、会議規則第95条の規定により、タブレット端末に格納した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

なお、所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長宛てに報告をお願いします。

---

◎議案第79号から同意第7号の一括上程、説明

- 議長（山本幸一郎君） お諮りします。日程第2、議案第79号 浪江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第32、同意第7号 教育委員会委員の任命についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。  
よって、日程第2、議案第79号から日程第32、同意第7号までを一括議題とします。

日程第2、議案第79号 浪江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田栄光君） おはようございます。  
議案第79号 浪江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明をいたします。

本案は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、浪江町における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例の制定をするものであります。

詳細については、教育総務課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案第79号を資料によりご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

まず、1、制定の趣旨でございますが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、以下これを最低基準と称しますが、その最低基準につきましては、児童福祉法第34条の16の規定により内閣府令で定める基準に従い、またはこれを参酌して条例で定めることとされており、本条例を制定するものです。

なお、乳児等通園支援事業とは、保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満を対象として、月10時間以内の枠内で柔軟に利用できるいわゆるこども誰でも通園制度の中心施策でございます。

次に、制定内容ですが、目次は、3章3節30条及び附則から成る本条例の目次を規定したものです。

第1条は、本条例の趣旨を規定したものです。

第2条は、この条例において使用する用語の意義について規定したものです。

第3条は、最低基準としての目的を規定したものです。

第4条及び5条は、乳児等通園支援事業者、以下これを事業者と称しますが、町と事業者は、この最低基準の向上とこれを越える設備、運営の向上を図るべきことを定めています。

第6条は、事業者の一般原則を規定したものです。

第7条は、事業者による非常災害対策に関し規定したものです。

第8条は、事業者による安全計画の策定等に関し規定したものです。

次のページをご覧ください。

第9条は、自動車を運行する場合の所在の確認に関し規定したものです。

第10条及び11条は、事業所の職員に関し規定したものです。

第12条は、乳児等通園支援事業に他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準に関し規定したものです。

第13条は、事業者における利用乳幼児の平等の取扱いの原則を規定したものです。

第14条は、事業所における虐待等の禁止に関し規定したものです。

第15条は、事業者による衛生管理等に関し規定したものです。

第16条は、事業者による食事の提供に必要な設備に関し規定したものです。

第17条及び18条は、事業所に備えるべき規定及び帳簿に関し規定

したものです。

第19条は、事業所における職員の秘密保持に関し規定したものです。

次のページをご覧ください。

第20条は、苦情への対応に関し規定したものです。

第21条は、乳児等通園支援事業の区分に関し規定したものであり、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業に区分し、それぞれの事業区分を定めています。

なお、一般型とは、定員を別に設け、在園児と合同または専用室を設けて受入れを行う方式であり、余裕活用型とは、事業所に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合に定員の枠を活用して受入れを行う方式です。

第22条から第26条までは、一般型乳児等通園支援事業に関し規定したものです。

第27条及び28条は、余裕活用型乳児等通園支援事業に関し規定したものです。

第29条は、事業者における電子的記録の取扱いに関し規定したものです。

第30条は、規則への委任規定であり、その他必要事項があれば、それらについては規則で定めるとするものです。

最後に、3、施行期日ですが、この条例は、第24条、こちらは一般型乳児等通園支援事業における設備及び職員の基準の特例に関する規定になりますが、この部分については令和8年4月1日から、これ以外の部分は公布の日から施行するとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 日程第3、議案第80号 浪江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第80号 浪江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明をいたします。

本案は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、浪江町における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

詳細については、教育総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案第80号資料によりご説明申し上げます。

26ページをお開きください。

まず、1、制定の趣旨でございますが、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、子ども・子育て支援法、以下法と称しますが、この第53条の3において準用する法第46条の規定により内閣府令で定める基準に従い、またはこれを参酌して条例で定めることとされており、本条例を制定するものでございます。

次に、2、制定内容でございますが、目次は、3章2節34条及び附則から成る本条例の目次を規定したものです。

第1条は、本条例の趣旨を規定したものです。

第2条は、特定乳児等通園支援事業者、以下これを事業者と称しますが、事業者の一般原則に関し規定したものです。

第3条は、利用定員の基準に関し規定したものです。

第4条は、事業者による面談に関し規定したものです。

第5条は、正当な理由のない提供拒否の禁止に関し規定したものです。

第6条は、町が行うあっせん及び要請に対する協力に関し規定したものです。

次のページをご覧ください。

第7条及び第8条は、事業者による乳児等支援支給認定の確認及び申請援助に関し規定したものです。

第9条は、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況等の把握に関し規定したものです。

第10条は、事業者による特定教育・保育施設等との連携に関し規定したものです。

第11条は、特定乳児等通園支援、以下これを通園支援と称しますが、通園支援の提供の記録に関し規定したものです。

第12条及び第13条は、通園支援の提供に係る費用額の受領等に関し規定したものです。

第14条は、通園支援の取扱い方針に関し規定したものです。

第15条は、通園支援に関する評価等に関し規定したものです。

第16条は、事業者による相談及び援助に関し規定したものです。

次のページをご覧ください。

第17条は、緊急時等の対応に関し規定したものです。

第18条は、乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知に関し規定したものです。

第19条は、事業者における運営規定に関し規定したものです。

第20条は、事業者における職員の勤務体制の確保等に関し規定したものです。

第21条は、事業者における利用定員の遵守に関し規定したものです。

第22条は、掲示等に関し規定したものです。

第23条及び第24条は、事業者における乳児等支援給付認定子どもの平等な取扱い及び虐待等の禁止に関し規定したものです。

第25条は、事業者における秘密の保持等に関し規定したものです。

第26条は、事業者による情報の提供等に関し規定したものです。

次のページをご覧ください。

第27条は、事業者における利益供与等の禁止に関し規定したものです。

第28条は、事業者における苦情解決に関し規定したものです。

第29条は、事業者による地域との連携等について規定したものです。

第30条は、事業者における事故発生の防止及び発生時の対応に関し規定したものです。

第31条は、特定乳児等通園支援事業の会計の区分に関し規定したものです。

第32条は、事業者における記録等の整備等について規定したものです。

第33条は、事業者における電磁的記録等の取扱いに関し規定したものです。

第34条は、規則への委任規定であり、その他必要事項があれば、それらについては規則で定めるとするものです。

最後に、3、施行期日ですが、この条例は令和8年4月1日から施行するとするものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、議案第81号 職員等の旅費に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第81号 職員等の旅費に関する条例の制定についてご説明をいたします。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の種目、支給要件等を改めるため、全部改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案資料によりご説明をさせていただきます。

43ページをお開きください。

主な制定の内容でございます。

第2条、こちらは用語の定義でございます。

下段、第5号において、扶養親族と規定されていたところ、扶養の別ではなく、職員と同一生計の同居家族を対象とするため、家族に改めるものでございます。

次のページをご覧ください。

第6条、旅費の種目について規定するものでございます。

車賃をその他の交通費に、宿泊料を宿泊費に、移転料を転居費に、着後手当を着後滞在費に、扶養親族移転料を家族移転費に、旅行雑費を渡航雑費に改め、食卓料を廃止しまして、包括宿泊費を新設をとするものでございます。

次のページをご覧ください。

第9条、鉄道賃について。鉄道による移動の場合の鉄道賃の支給について規定をしております。

特別急行や普通急行等の利用要件である片道100キロ以上のもの等の距離制限が廃止をされております。

続きまして、下段、第12条、その他の交通費をご覧ください。

第9条から第11条までの規定以外の方法による交通費の支給について規定をしております。

第1項第1号は乗合バス、第2項はタクシー等、第3号はレンタカーや自家用車等による場合の費用について規定し、第4号では駐車場代や高速道路使用料等の付随費用も旅費の対象とする旨規定をしております。

第2項では、自家用車による場合で、旅行者が職員である場合は、1キロにつき25円を乗じて得た額とし、旅行者が職員以外である場合には、1キロにつき37円を乗じて得た額を旅費として支給するものでございます。

次のページをご覧ください。

第13条、宿泊費です。

宿泊に要する費用について都道府県ごとに上限額を定め、原則当該上限額の範囲内で実費支給とするものです。

3行下の括弧をご覧ください。

①町長等、こちらは町長等につきましては、当該別表の指定職職

員等の欄に掲げる額、こちらで例を掲げておりますが、東京都の場合、2万7,000円を上限とするものです。

また、②としまして、町長等以外の職務にある者につきましては、東京都の場合、1万9,000円を上限とするものでございます。

一番下の14条をご覧ください。

包括宿泊費として、こちら新設をしております。パック旅行のように、交通費と宿泊費を一体に支給する場合について規定をしているものでございます。

次のページをご覧ください。

第15条、宿泊手当について、旅費の支給について、原則実費支給となること、昼食代は通常時でも必要なものであること等を踏まえ、昼食代を含む諸雑費及び目的地内を巡回するための交通費を賄う旅費である日当から宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費、夕朝食代の掛かり増しを含む、そして宿泊手当に制度性質を見直し、当該宿泊手当の支給について規定するものでございます。

3行下をご覧ください。

国内につきましては、一律2,400円を支給するとなっております。

次のページをご覧ください。

第19条、近距離の転居に係る転居費等の制限です。

こちらにも新設であります。同一市町村内における転居について。公舎への入居または退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費・着後滞在費及び家族移転費は支給しないことについて規定をしております。

また、20条は、旅費の支給の上限を設けております。旅費の支給額は旅費の種目ごとに計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を合計した額とする旨を規定するものでございます。

次のページをご覧ください。

一番下、第25条及び第26条につきましては、旅費の調整です。

実費を超えることになる部分の旅費等については、支給しない旨を規定しております。

次のページをご覧ください。

3、施行期日であります。

第1条、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

次のページをご覧ください。

第2条につきましては、経過措置、第3条につきましては、規則への委任、下段、附則第4条から第7条までは、当該条例が全部改正となることに伴い、関係条例の規定中、職員等の旅費に関する条

例の条例番号等を改正するものであります。

米印としまして、当該条例が議決され公布されたときに条例番号を確定するために、議案上程番号については黒丸表記とさせていただきます。

先ほど申しました附則第4条から7条までにつきましては、次のページをご覧ください。

第4条、浪江町固定資産評価審査委員会条例の一部改正、第5条は、浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正、第6条は、行政区長設置条例の一部改正、第7条は、語学指導を行う外国青年の給与等に関する条例の一部改正について適応するとなっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第5、議案第82号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第82号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明をいたします。

本案は、南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させるため、福島県市町村総合事務組合規約を変更する必要があることから、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第6、議案第83号 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第83号 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案書により説明をさせていただきます。

記載のところ中段、第6条中7円73銭を8円38銭に改めるとしてありますが、こちらはビラの1枚当たりの作成単価の改正でございます。

続きまして、第9条中541円31銭を586円88銭に改めると記載してありますが、こちらはポスター1枚当たりの作成単価の改正でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第7、議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案資料により説明をさせていただきます。

64ページをお開きください。

主な改正内容についてご説明をいたします。

第1条中、第8条の改正につきましては、給与勧告に伴い、給料月額を引き上げるため改正するものです。

第9条の改正につきましては、特定任期付職員の期末手当について、令和7年12月期の支給割合を100分の95から100分の97.5に改正し、勤勉手当について、令和7年12月期の支給割合を100分の87.5から100分の90に改正するものです。

第2条につきましては、9条の改正となっております。

特定任期付職員の期末手当について、令和8年度以降の支給割合を100分の97.5から100分の96.25に改正し、勤勉手当について、令和8年度以降の支給割合を100分の90から100分の88.75に改正するものです。

3、施行期日です。

1、この条例中、第1項の規定は公布の日から、第2条の規定は

令和 8 年 4 月 1 日から施行し、第 1 条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 8 条の表の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 9 条第 2 項の規定は令和 7 年 12 月 1 日から適用するとしております。

2、この条例第 1 条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び期末手当は、第 1 条改正後条例の規定による給与及び期末手当の内払いとみなすとしております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第 8、議案第 85 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第 85 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 議案資料により説明をさせていただきます。71 ページをお開きください。

2 の主な改正内容についてご説明いたします。

第 1 条中、第 2 条の改正です。育児休業をすることができない職員について定めております。

育児休業をすることができる非常勤職員の範囲をその養育する子が 1 歳に達する日からその養育する子が 1 歳 6 か月に達する日に拡大するものです。

第 19 条の改正です。こちらは第 1 号の部分休業となります。部分休業を第 1 号部分休業に名称を改正するもの、19 条の 2 から 5 の追加であります。1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1 日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できる部分休業制度に関する規定を定めております。

3、施行期日であります。

第 1 条、この条例は公布の日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

第 2 条につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第 9、議案第 86 号 職員の勤務時間、休

暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第86号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案書により説明をさせていただきます。

82ページをお開きください。

2の主な改正内容であります。

第8条の3の改正、こちらは第1項改正においては早出、遅出出勤の請求ができる職員の範囲を小学校に就学している子のある職員から小学校義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のある職員に拡大するもの、また、第4項改正においては、早出、遅出勤務の請求ができる職員の範囲に、障害者の雇用の促進に関する法律に規定する障害者を追加するものです。

3は、施行期日であります。

この条例は、公布の日から施行するとしております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第10、議案第87号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第87号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告等に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案資料により説明をさせていただきます。

86ページをお開きください。

2の主な改正内容を説明いたします。

第1条につきましては、第2条の改正であります。

期末手当の算定基礎額に乗ずる割合について、令和7年12月期の期末手当の支給割合を100分の160から100分の162.5に改正するもの、第2条につきましては、第2条の改正で、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合について、令和8年度以降の支給割合を100分の161.25に改正するもの、続いて、第3条及び別表の改正です。こちらにつきましては、町長等の旅費支給については、職員等の旅費に関する条例にて一括対応できるよう規定するため、第3条及び別表を削除しております。

3、施行期日であります。

1、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の町長等の諸給与支給に関する条例第2条後段の規定は令和7年12月1日から適用するとしております。

以下につきましては記載のとおりでございますので、後ほどご確認をしていただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第11、議案第88号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第88号 職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 議案資料によりご説明をさせていただきます。

97ページをご覧ください。

2の主な改正内容です。

第1条につきましては、第20条の改正、こちらは期末手当です。職員に係る令和7年度12月期の期末手当の支給割合を100分の125から100分の127.5に、定年前再任用短時間勤務職員に係る令和7年度12月期の期末手当の支給割合を100分の67.5から100分の70に改正するもの、また第21条の改正、こちらは勤勉手当についてでございます。職員に係る令和7年度12月期の勤勉手当の支給割合を100分の105から100分の107.5に、定年前再任用短時間勤務職員に係る令和7年度12月期の勤勉手当の支給割合を100分の57.5から100分の60に

改正するもの、また別表第1及び別表第1の2の改正、こちら給料表でございます。給料表のうち、初任給を中心に若年層に重点を置き、給料月額を引き上げるため、改正するものです。

続いて、第2条につきましては、第12条の改正、こちら通勤手当でございます。通勤手当の支給上限を7万600円から7万7,000円に改正するもの、また、第20条の改正、こちらは期末手当でございますが、職員に係る令和8年6月期以降の期末手当の支給割合を100分の126.25に改正するもの、定年前再任用短時間勤務職員に係る令和8年6月期以降の期末手当の支給割合を100分の68.75に改正するものです。

次のページをご覧ください。

第21条の改正、こちらは勤勉手当です。職員に係る令和8年度6月期以降の勤勉手当の支給割合を100分の106.25に改正するもの、定年前再任用短時間勤務職員に係る令和8年度6月期以降の勤勉手当の支給割合を100分の58.75に改正するものです。

3は施行期日です。

第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するとしております。

以下につきましては、後ほどご確認をしていただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第12、議案第89号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第89号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の一部改正に伴い選挙長等の費用弁償額が引き上げられたこと等のため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 115ページをお開きください。

議案資料により説明をさせていただきます。

2の主な改正内容です。

第4条の改正につきましては、第3項に規定されている2,000円

加給については、現行上日当の性質を有し、職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、日当が宿泊手当と制度性質の見直しが図られたことから、当該給付についても廃止とするものでございます。

また、別表の改正であります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、最近における物価の変動、選挙等の執行状況を踏まえ、選挙長等の費用弁償額が引き上げられたことから、浪江町においても同様の取扱いとするため、選挙執行時の選挙長、投票所の投票管理者等の費用弁償額を引き上げるものでございます。

3の施行期日です。

(1) この条例は公布の日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定は令和8年4月1日から施行するとしております。

以下につきましては、後ほどご確認をしていただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第13、議案第90号 浪江町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第90号 浪江町印鑑条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、窓口における印鑑登録証明書の交付申請時に、マイナンバーカードを提示することにより印鑑登録証明書の交付を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第90号資料により説明いたします。

125ページをお開きください。

2の主な改正の内容でございます。

印鑑登録証明書について、窓口における交付申請及び交付と、多機能端末機、いわゆるコンビニ等で証明書の発行を受け付ける機器になりますけれども、この多機能端末機における交付申請及び交付を分けて規定するものでございます。

第12条2項につきましては、従来、印鑑登録証を提示して申請するとしたものをこれ以外にマイナンバーカードを提示し、統合端末によって暗証番号を入力して申請を行う方法を規定したものでございます。

次に、第12条第3項につきましては、第1項及び第2項の申請があったときは印鑑登録証、またはマイナンバーカードと印鑑登録原票の登録事項を照合し、申請内容を適正であることを確認した上で印鑑登録証明書を交付することを規定するものとしたところでございます。

126ページをお開きください。

第13条第1項につきましては、マイナンバーカードまたはスマートフォンに登載された利用者証明用電子証明書、こちらは利用者本人であることを証明するための暗証番号のことでございますけれども、こちらを用いた多機能端末での印鑑登録証明書の交付申請について規定するものでございます。

第13条第2項につきましては、1項と同様な条件で交付について規定するものでございます。

3、施行期日でございますが、この条例は令和8年3月1日から施行するものとしたところでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第14、議案第91号 浪江町宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第91号 浪江町宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、宿泊施設福島いこいの村なみえの改修工事により、令和8年4月より、本館2階から4階までの客室が供用可能となることから、所要の改正を行うものであります。

詳細については、産業振興課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、議案第91号 浪江町宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

主な改正内容でございますが、131ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第11条関係、客室用利用料金の改正でございます。

区分、本館客室、施設内容に、和室2人部屋12帖を追加し、1人利用の場合、2人利用の場合、それぞれの利用料金の上限を設定するものでございます。

今回の改正は、現在改修中のいこいの村本館の2階から4階の客室についてツインルームとして整備していることから、利用料金の

上限額の追加設定をする改正でございます。

130ページの議案資料にお戻りください。

3、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第15、議案第92号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第92号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、浪江町における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改めるため、本条例の改正を行うものであります。

詳細については、教育総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案第92号資料によりご説明申し上げます。

133ページをお開きください。

2、改正内容でございますが、第15条第1項第1号の改正は、用語について所要の改正を行うものでございます。

第25条の改正は、児童福祉法の条項ずれに伴い、所要の改正を行うとともに、幼保連携型認定こども園または幼稚園である特定教育・保育施設の職員については、禁止すべき虐待等の行為を認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる行為とするものです。

次に、3、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

134ページ、135ページは、本改正条例の新旧対照表でございますので、ご参考になさっていただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第16、議案第93号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第93号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、浪江町における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改めるため、本条例の改正を行うものであります。

詳細については、教育総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案第93号資料によりご説明申し上げます。

138ページをお開きください。

2、改正内容でございますが、第12条の改正は、児童福祉法の条項ずれに伴い所要の改正を行うものです。

第17条第2項の改正は、児童相談所等における利用開始前の健康診断に加え、母子保健法の規定による健康診査については、乳幼児等の利用開始前の健康診断等に代えることができるとするものです。

第23条第2項の改正は、家庭的保育者については、町長指定等の研修を修了した保育士であることを基本といたしますが、認定地方公共団体の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、地域限定保育士でもよいとするものです。

なお、地域限定保育士は注にもございますように、内閣総理大臣の認定を受けた都道府県等、いわゆる認定地方公共団体の区域内では保育士と同様に業務を行うことができる資格制度として児童福祉法上に創設されたものであり、一定の条件を満たせば、通常の保育士として当該都道府県等以外で業務を行うこともできるとされています。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項の改正は、小規模保育事業所A型、B型、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所に置く職員のうち、保育士については、認定地方公共団体の区域内にある事業所にあつてはそれぞれ当該区域に係る地域限定保育士でもよいとするものです。

附則第8条及び第9条の改正は、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置の特例に関し、前記地域限定保育士の配置を踏まえた改正のほか、所要の改正を行うものです。

次のページをご覧ください。

3、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

最後に、140ページから145ページまでは本改正条例の新旧対照表

になりますので、後ほどご参考になさっていただければと思います。  
説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第17、議案第94号 工事請負契約の締結について（地デジ再送信システム復旧工事その4）を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第94号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、地デジ再送信システム復旧工事その4について、地方自治法第234条第1項の規定による随意契約により、株式会社ユアテック相双営業所所長、福田孝之と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、議案書によりご説明をいたします。

- 1、契約の目的、地デジ再送信システム復旧工事その4。
- 2、施工箇所、浪江町大字井手地内ほか。
- 3、契約の方法、随意契約。
- 4、契約金額、5,808万円。
- 5、契約の相手方、福島県南相馬市原町区牛来字石橋92番地5、株式会社ユアテック相双営業所所長、福田孝之。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和8年10月30日までとなっております。

本事業につきましては、平成21年度地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して整備をいたしました地デジ再送信システムについて、令和4年度から6年度にかけて送受信環境を復旧させるとともに、テレビの受信設備を復旧してまいりました。

令和7年度は井手・小丸地区のテレビ受信環境を復旧するものとなっております。

続きまして、業者選定の理由でございます。

1つ目としましては、本工事が通信設備の工事の中でも有線ビジョン放送設備を扱う業務で、必要とされる専門的かつ高度な知識、技術能力を有することが求められるため、日本CATV技術協会が認定する資格を有することで一般放送の業務を的確に遂行するに足りる技術能力があることが保証されるため、資格の要件としており

ます。

2つ目としましては、本工事は令和4年度から6年度に当該事業が復旧工事を施工した伝送路等を活用し、井手・小丸地区に新たな伝送路及び引き込み線を整備するものでございますので、当該事業をこれまでの同一事業者が請負うことにより、一元化した施工管理が図られ、効率的、補償等による責任も明確になることから、これまで4年から6年にかけて契約をしております株式会社ユアテックと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきまして、随意契約とさせていただきたいと思っております。

次に、資料147ページをご覧ください。

議案第94号資料1でございますが、こちらは、整備対象地区につきましては、井手地区及び小丸地区の地上デジタル放送難視聴世帯を対象としております。対象の世帯数としましては、井手地区が43世帯、小丸地区が164世帯となります。なお、小丸地区の164世帯の中には、NHK共聴組合が大堀も含んだ組合となっていたため、大堀地区の世帯も含まれた数を記載しております。

次に、148ページをご覧ください。

議案第94号資料2でございます。

工事概要となります。

本工事は井手・小丸地区の難視聴地域に新たに共聴伝送路設備を敷設する工事を行います。内訳といたしましては、伝送路設備加入者宅用設備、新規の光ケーブル4,589メートルを敷設する工事を行うものでございます。

次に、149ページをご覧ください。

こちらは、井手・小丸地区、今回整備を予定しておる光ケーブルのルート図となっております。

ご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第18、議案第95号 工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事（建築工事））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第95号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江にじいろこども園増築工事（建築工事）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札の落札者となった横山建設株式会社代表取締役社長、佐藤祥一と契約を締結する

に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、浪江にじいろこども園増築工事（建築工事）。
- 2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、3億7,400万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,400万円。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社代表取締役社長、佐藤祥一。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和8年11月30日となっております。

次ページの資料1をご覧ください。

既存園舎も含めたパース図でございます。

次ページの資料2をご覧ください。

施設等の配置でございます。赤枠が今回の増築園舎、青枠は既存園舎でございます。増築園舎及び園庭を囲むフェンス設置等の外構工事も実施いたします。

次ページの資料3をご覧ください。

増築園舎の平面図でございます。

左下の表、主な工事概要でございますが、鉄骨造1階建て、全体の面積は1,197.34平方メートルでございます。

4つの保育室は南側に位置し、2歳児から5歳児までそれぞれ定員を30名といたします。既存園舎では0歳児の定員12名、1歳児の定員18名とし、合わせまして定員150名となります。

各保育室の間にトイレを設置いたしまして、園児の利便性を高めるとともに、双方の担任保育教諭の目が届く配置とした上、南側中央には職員室を配置し、担任以外の職員も園庭等を注視できる配置といたしました。

北側には遊戯スペース、調理室等を整備いたしまして、既存園舎での狭隘による不便等を解消いたします。また、既存園舎とは渡り廊下で接続をいたします。

次のページ、資料4をご覧ください。

増築園舎の立面図でございます。

次ページの資料5は、入札の結果表でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 日程第19、議案第96号 工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事（電気設備工事））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第96号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、浪江にじいろこども園増築工事（電気設備工事）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札の落札者となった双葉設備工業株式会社代表取締役社長、阿字芳久と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案書によりご説明をいたします。

1、契約の目的、浪江にじいろこども園増築工事（電気設備工事）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億6,060万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字込堂60番地1、双葉設備工業株式会社代表取締役社長、阿字芳久。

6、工期、議会の議決を得た日から令和8年11月30日となっております。

次ページの資料1をご覧ください。

増築園舎内の着色箇所に197台の照明器具を設備いたします。

次ページの資料2をご覧ください。

園舎の増築に当たり、既存園舎遊戯室倉庫内の着色箇所にテレビの共同受信設備を改修いたします。

次ページの資料3をご覧ください。

増築園舎の着色箇所にドアホン3セット設置いたします。

次ページの資料4をご覧ください。

増築園舎内の着色箇所にスピーカー32個を設置いたします。

次ページの資料5をご覧ください。

増築園舎内の着色箇所には火災報知設備として感知器を94個設置いたします。

次ページの資料6をご覧ください。

増築園舎内の屋根に太陽光発電パネルを設置いたしまして、発電した電気は園内で消費し、売電はいたしません。倉庫内のオレンジ色の箇所にパワーコンディショナー、玄関先の青色箇所に表示装置を設置いたします。

次ページの資料7は、入札の結果表でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第20、議案第97号 工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事（機械設備工事））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第97号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、浪江にじいろこども園増築工事（機械設備工事）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札の落札者となった双葉設備工業株式会社代表取締役社長、阿字芳久と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案書によりご説明をいたします。

1、契約の目的、浪江にじいろこども園増築工事（機械設備工事）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、9,680万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字込堂60番地1、双葉設備工業株式会社代表取締役社長、阿字芳久。

6、工期、議会の議決を得た日から令和8年11月30日となっております。

次ページの資料1をご覧ください。

給湯及び衛生器具の設備でございます。

まず、緑色の箇所の給湯設備は、西側の増築園舎外にガス給湯器、保育室、トイレ等の手洗い場に電気温水器を設置いたします。

次に、オレンジ色の箇所の衛生機器設備は、大人用トイレ、ベビーチェア、ベビーシートを備えた多目的トイレ、園児用トイレ、シャワーパン、調理室内等の手洗い器であり、表に記載の組数を設置いたします。

次ページの資料2をご覧ください。

空調設備でございます。

オレンジ色の箇所にパッケージエアコン12組、また、青色の箇所にはハウジングエアコン2組を設置いたします。

次ページの資料3をご覧ください。

換気設備でございます。

緑色の箇所に全熱交換機を2組、オレンジ色の箇所は換気扇、青色の箇所は厨房換気でございます。

次ページの資料4は、入札の結果表でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第21、議案第98号 物品購入契約の締結について（G I G Aスクール端末購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第98号 物品購入契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、G I G Aスクール端末購入について、地方自治法第234条第1項の規定による随意契約により落札者となった株式会社エフコム代表取締役社長、斎藤正弘と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案書によりご説明申し上げます。

- 1、契約の目的、G I G Aスクール端末購入。
- 2、納入場所、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。
- 3、契約の方法、随意契約。
- 4、契約金額、1,012万440円。
- 5、契約の相手方、福島県郡山市堤下町13番地8号、株式会社エ

フコム代表取締役社長、斎藤正弘。

6、納期、議会の議決を得た日から令和8年1月30日となっております。

次ページをご覧ください。

議案第98号資料によりご説明申し上げます。

目的でございますが、国策であるGIGAスクール構想第2期の実現のために、公立の小学校、中学校等に整備する学習者用コンピュータにつきましては、福島県教育長が事務局を担うふくしまGIGAスクール推進協議会において共同調達を行いました。この端末機についてなみえ創成小・中学校へ整備し、児童・生徒へ個別的な学びや協働的な学びを提供するものでございます。

2、購入台数でございますが、132台でございます。内訳は学習者、児童・生徒用が86台、予備機が12台、指導者、教職員用が34台でございます。

3の購入機器でございますが、ダイナブッククロームブックC70でございます。ノートパソコンとしてもキーボードを取り外してタブレットとしても使用できる機器でございます。

4の納入場所でございますが、なみえ創成小・中学校でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

○議長（山本幸一郎君） ここで、10時25分まで休憩といたします。  
(午前10時09分)

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。  
(午前10時25分)

---

○議長（山本幸一郎君） 日程第22、議案第99号 自動車事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について（追認）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第99号 自動車事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について（追認）について説明をいたします。

本案は、自動車事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決に付すべきところ、これを経ずして損害賠償額を決定し和解していたことについて、追認議決を求めるものであります。

9月定例会に追認議案にご同意をいただいたところでありますが、

9月定例会に提案が間に合わなかった本件について、議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 議案書により説明をさせていただきます。

- 1、事故発生日時、令和7年2月18日午前10時51分頃。
- 2、事故発生場所、福島県福島市小倉寺字寺坂地内。
- 3、相手方は記載のとおりでございます。
- 4、事故の概要、走行中に路面凍結により横滑りをし、ガードレールに衝突し、損傷させたものです。
- 5、損害賠償額、13万8,897円。
- 6、和解事項、本和解成立後は本件に関し一切異議申立請求を行わない。
- 7、和解年月日、令和7年8月28日。

町長が説明でも申し上げたとおり、9月議会に間に合わなかったため、今回の追認を求めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第23、議案第100号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第100号 浪江町道路線の認定及び廃止についてご説明をいたします。

本案は、防災林造成等により町道路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 議案資料に基づいて説明いたします。

172ページをご覧ください。

認定、廃止路線の一覧が掲載されております。

認定路線は3路線、廃止路線が5路線でございます。

174ページの議案資料2をご覧ください。

廃止路線の位置図です。

青い線で示されている青丸のついたところが路線の起点、矢印の先が終点となります。

こちらは、県の防災林整備事業等に伴い路線を廃止するものです。

続いて、認定路線について説明いたします。

173ページの議案資料1をご覧ください。

認定路線の位置図です。

こちらについては、廃止手続後、赤い線で示されている該当路線を改めて認定するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第24、議案第101号 指定管理者の指定について（福島いこいの村なみえ）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第101号 指定管理者の指定について（福島いこいの村なみえ）についてご説明をいたします。

本案は、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき選定し、指定管理者の候補者となった一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、議案書により説明いたします。

175ページをお開きください。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び位置、名称、福島いこいの村なみえ。位置、浪江町大字高瀬字丈六10番地。

2、指定管理者となる団体等の名称、代表者及び住所、団体等の名称、一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団、代表者、理事長小黒敬三、住所、浪江町大字高瀬字丈六10番地。

3、指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなっております。

続きまして、次ページの議案第101号資料をご覧ください。

指定管理者に管理を行わせる目的でございますが、福島いこいの村なみえは、町民の保養と憩いの場を創出する施設であるとともに、交流、関係人口拡大推進拠点施設と位置づけ、設置の目的である観光並びにレクリエーション等の滞在利用の増進を図り、観光産業の活性化に資する施設の役割を果たすために指定管理者制度により運営をしておりましたが、令和8年3月末で指定管理期間が満了することから、引き続き指定管理者制度を活用し、民間事業者の知識及びノウハウを生かして、柔軟なサービスの提供及び効果的、効率的

な管理運営を推進するため、指定管理者により管理を行わせるものでございます。

続いて、指定管理者の選定方法でございますが、浪江町の公の施設に関わる指定管理手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理候補者の公募を行い、審査会の審査を経て、一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団に決定したところであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第25、議案第102号 指定管理者の指定について（浪江町スポーツ施設及び浪江町復興海浜緑地（多目的広場））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第102号 指定管理者の指定について（浪江町スポーツ施設及び浪江町復興海浜緑地（多目的広場））についてご説明をいたします。

本案は、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき選定し、指定管理者の候補者となった株式会社サンアメニティを指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、生涯学習課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、議案第102号についてご説明いたします。

177ページをご覧ください。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び位置、名称、町営野球場、浪江町大字小野田字下原1番地、町営幾世橋グラウンド、浪江町大字北幾世橋字植畑11番地、町営高瀬野球場、浪江町大字高瀬字丈六44番地、町営高瀬クラブハウス、浪江町大字高瀬字丈六44番地、町営加倉運動公園、浪江町大字加倉字下加倉40番地1、町営津島総合グラウンド、浪江町大字下津島字大和久56番地6、なみえ運動公園、浪江町大字権現堂字矢沢町16番地1、浪江町地域スポーツセンター、浪江町大字権現堂字下馬洗田5番地2、浪江町復興海浜緑地多目的広場、浪江町大字請戸字御壇ノ西及び持平地内。

2、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所、団体等の名称、株式会社サンアメニティ代表取締役、大隈太嘉志、住所東京都北区王子3丁目19番7号。

3、指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとな

ります。

続きまして、178ページ、議案資料をご覧ください。

指定管理者に管理を行わせる目的についてご説明いたします。

浪江町スポーツ施設は、町民の心身健全な発達と明るく豊かな生活を形成する施設として設置した施設となっております。また、浪江町復興海浜緑地多目的広場は、交流人口の拡大や町民の健康づくりなどにより、にぎわいあふれる交流の場として設置した施設となっております。

これらの施設について、指定管理者制度を活用し、民間事業者の知識及びノウハウを生かし、柔軟なサービスの提供と効率的な管理運営を推進し、施設の設置目的を効果的に達成させるため、指定管理による管理を行わせるものとなります。

続きまして、指定管理者の選定方法についてですが、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、指定管理者の公募を行った結果、3者からの応募があり、指定管理者選定委員会の審査を経て、株式会社サンアメニティを指定管理候補者に選定しております。

次に、下に赤枠で囲んである施設が既存施設の管理対象施設となっております。

青枠で囲んである施設が現在整備中の管理対象施設となります。

主な管理対象施設の内容ですが、浪江町地域スポーツセンターにつきましては、コスモスアリーナ、駐車場、なみえ運動公園につきましては、グラウンド、トイレ、浪江町復興海浜緑地多目的広場につきましては、管理棟等の建物、パークゴルフ場、駐車場、町営高瀬野球場及びクラブハウスにつきましてはグラウンド、クラブハウスとなります。

また、下段に記載しております休止施設の町営野球場、町営幾世橋グラウンド、町営加倉運動公園、町営津島総合グラウンドにつきましても、稼働している施設との一体管理による経費削減と指定管理者による自主事業等の活用や将来の町事業等の有効活用を見据えた除草等の管理をしてもらうことになっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第26、議案第103号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第103号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億6,236万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を451億1,738万円とするものであります。

詳細については、企画財政課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。

議案集の190ページをお開きください。

まず、歳入の主なものからご説明をさせていただきます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億4,917万8,000円の増につきましては、震災復興特別交付税の交付決定による増となっております。企業立地補助金や福島再生加速化交付金を主たる財源として、駅前に整備する商業施設や交流施設などの補助裏の負担分として交付されるものとなっております。

続きまして、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金2億9,780万8,000円の減につきましては、主に節1総務費国庫補助金において、デジタル基盤改革支援補助金の減となっております。自治体情報システム標準化・共通化の事業を次年度以降の実施をすることとしたことに伴います予算の減額となっております。

続きまして、目8農林水産費国庫補助金1億2,440万3,000円の増につきましては、農地バンクを通じて農地を集積、集約化を行っている地域及び地権者に対する協力金、こちらの財源として交付されているものでございます。

191ページをご覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産費県補助金9,945万6,000円の減につきましては、主に節1農業費県補助金において実績見込みによる営農再開支援事業補助金の減などによるものとなっております。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3億8,361万4,000円につきましては、財源の調整、その次の目2浪江町復旧・復興基金9億4,606万8,000円の増及びその下目7浪江町帰還・移住等環境整備基金繰入金6億8,382万3,000円につきましては、復興事業の進捗に伴い、基金から繰入れをするものとなっております。

192ページをご覧ください。

款21町債、項2町債、目4公営住宅建設事業債2億6,800万円の増につきましては、駅前公営住宅建設に係る財源とするものでございます。

193ページからは、歳出のご説明となります。

まず、議会費をはじめとしまして、各科目において報酬、給料、職員手当、共済費の補正がございますが、これにつきましては、主に人事異動によります所属替え、また福島県人事委員会勧告によります給与等の改正、会計年度任用職員の任用数の変動に伴う補正となっております。

それぞれにつきまして、総額で申し上げます。

報酬は380万円の増、給料は2,796万8,000円の増、手当は1,704万5,000円の増、共済費は648万3,000円の増となっております。このほかパートタイム会計年度任用職員の任用数の変動により、費用弁償が10万5,000円増額となっております。

それでは、人件費以外の歳出の主なものについてご説明をいたします。

194ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費1億7,035万8,000円の増につきましては、主に節24積立金におきまして、福島再生加速化交付金を財源として公共施設の維持、修繕費用として公共施設維持基金へ積立てをするものでございます。

目6企画費5億8,968万8,000円の増につきましては、主に節22償還金利子及び割引料におきまして、継続事業で実施しております水道施設整備事業におきまして、前年度分の事業終了に伴う返還金となっております。

目7情報管理費2億3,073万5,000円の減につきましては、主に節12委託料におきまして、自治体情報システム標準化・共通化事業を次年度以降の実施としたことに伴います歳出予算の減額となっております。

目14移住推進費9億1,259万9,000円の増につきましては、主に節14の工事請負費におきまして、今年度から令和9年度にかけて整備をいたします駅前交流施設整備に係る予算を計上するものでございます。

202ページをご覧ください。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費1,810万9,000円の増につきましては、排水管布設工事などの上水道事業に係る補助金の増となっております。

項4環境保全費、目1ゼロカーボン推進費3,606万4,000円の増につきましては、主に節23投資及び出資金において、地域エネルギー会社の設立に係る出資金を計上しております。

203ページをご覧ください。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費 1 億 1,717 万 8,000 円の増につきましては、主に節 18 負担金補助及び交付金におきまして、農地バンクを通じて農地を集積、集約を行っている地域、地権者に対して支出する機構集積協力金の予算を計上しております。

目 4 営農再開支援事業費 1 億 2,148 万円の減につきましては、主に節 18 負担金補助及び交付金におきまして、営農再開に係る各種補助金の実績見込みなどに伴う予算の減額となっております。

204 ページをご覧ください。

款 6 農林水産業費、項 2 農業土木費、目 1 農地保全管理費 3 億 374 万円の減につきましては、今年度予定をしておりました酒田地区及び立野中地区の基盤整備を翌年度実施としたことに伴う歳出予算の減額となっております。

同じく項 3 林業費、目 1 林業振興費 4,460 万 2,000 円の増につきましては、主に節 12 委託料におきまして、末森地区の林道整備に係る調査設計及び福島森林再生事業において次年度整備を予定しておりました請戸・両竹地区を前倒しで実施することに伴う予算の増額となっております。

205 ページをご覧ください。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 9 駅前商業施設整備事業費 9 億 4,264 万 1,000 円の増につきましては、主に節 14 工事請負費におきまして、今年度から令和 9 年度にかけて整備を予定しております駅前商業施設の整備に係る予算を計上しております。

207 ページをご覧ください。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 4 まちづくり整備事業費 6,750 万円の減につきましては、主に節 12 委託料におきまして、駅前で整備を予定しております地域活性化施設の基本設計を行っていましたが、物価高騰などにより概算工事費が過大となったため、引き続き基本設計を行うことにより、実施設計の業務が翌年度に後ろ倒しになったことに伴う予算の減額となっております。

183 ページにお戻りください。

第 2 表 継続費補正変更でございます。

款 4 衛生費、項 3 上水道費、事業名が水道施設整備事業、管網モデルに基づく基幹管路整備 A 地区、そしてその下の B 地区、さらにその下の C 地区、こちらにつきましては、デザインビルド方式により各区間で施工を順次行っておりますが、実地調査の結果及び福島県との協議などに時間を要することから、設定事業年度を 1 年変更し、年割額等を変更するものでございます。

184 ページをご覧ください。

継続費補正追加でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、駅前交流施設整備工事管理業務委託及び駅前交流施設整備工事、こちらにつきましては、隣接する商業施設及び芝生広場との合冊工事により、工期を25か月で予定をしております、本年度から令和 9 年度までの継続費を設定をさせていただくものでございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、事業名、野菜等集出荷貯蔵施設等建築工事管理業務委託及び野菜等集出荷貯蔵施設等建築工事につきましては、本体工事の工期が12.5か月で想定されておりますので、本年度から令和 8 年度までの継続費を設定をするものでございます。

款 7 商工費、項 1 商工費、事業名、駅前商業施設整備工事管理業務委託及び駅前交流施設整備工事につきましては、先ほど交流施設でご説明をした内容と同じでございます、本年度から令和 9 年度までの継続費を設定をするものでございます。

185ページをご覧ください。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名、請戸地区排水路整備事業及びその下の棚塩地区排水路整備事業につきましては、両地区の津波による被害などにより雨水が滞留している箇所を改修するため、排水工事を実施するもので、熱中症対策など労働環境の改善や工期の平準化を図るため、本年度から令和 8 年度まで継続費を設定して事業を実施するものでございます。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、事業名、地域活性化施設基本設計業務委託につきましては、物価高騰などにより概算工事費が過大となったため、引き続き基本設計業務を実施することに伴いまして、本年度から令和 8 年度まで継続費を設定して事業を実施するものとなっております。

続きまして、継続費補正の廃止でございます。

款 6 農林水産業費、項 4 水産業費、事業名、さけ採捕付帯施設設置工事管理業務委託につきましては、業務調整の結果、建設課で委託をしている発注者支援業務の中で実施することとしたため、継続費を廃止するものでございます。

186ページをご覧ください。

ここからは、第 3 表、繰越明許費補正追加でございます。

款 6 農林水産業費、項 3 林業費、事業名、林道境沢線改良事業につきましては、帰還困難区域の林道復旧について国及び県と協議を進めた結果、最初の復旧路線として末森地区の林道境沢線が選定をされておりまして、帰還困難区域の林道整備を進めるため、早期の復旧を目指す必要があるため繰越明許費を設定し、速やかに事業着

手をするものでございます。

款6農林水産業費、項3林業費、事業名、福島森林再生事業、請戸・両竹地区につきましては、福島県による追加の予算配分により次年度に予定をしていた請戸・両竹地区の森林整備を前倒しで実施をするもので、年度内の完了が見込めないため予算を繰り越すものとなっております。

款7商工費、項1商工費、事業名が仮施設設解体事業につきましては、中小企業基盤整備機構による仮施設設整備事業において建設をしました仮施設設について、入居者の退去に伴いまして、早急に撤去解体して土地を返却する必要があることから、繰越明許費を設定しまして速やかに事業に着手をするものでございます。

187ページをご覧ください。

こちらは第4表、地方債補正変更となっております。

記載の事業につきましては、財源調整の結果、記載しているとおり、限度額を変更するものでございます。

最後に、213ページにつきましては、補正予算後の基金の運用状況となっております。後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第27、議案第104号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第104号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億1,610万1,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） それでは、予算書、事項別明細書により説明いたします。

219ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節4事務費等繰入金256万円の増につきましては、歳出の事務費増に伴う一般会計からの繰入金でございます。

次に、220ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 256 万円の増につきましては、今年度の人事異動及び福島県人事委員会の勧告に基づく人件費の補正増でございます。

次に、款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金 328 万円の増につきましては、前年度分の国・県補助金の実績額確定による返還金でございます。

次に、221 ページをお開きください。

最後に、款 8 予備費 356 万 6,000 円の減につきましては、財源調整によるものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 日程第 28、議案第 105 号 令和 7 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第 105 号 令和 7 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,774 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 6,303 万 4,000 円とするものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 浪江診療所長。

○浪江診療所事務長（中野隆幸君） それでは、予算書、事項別明細書によりご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

款 1 診療収入、項 1 外来収入、目 2 浪江診療所診療収入、節 2 社会保険診療報酬収入 30 万円の増並びに節 3 後期高齢者診療報酬収入 50 万円の増につきましては、診療実績見込みによる増でございます。

次に、款 1 診療収入、項 2 諸検査等収入、目 2 浪江診療所諸検査等収入、節 1 諸検査等収入 120 万円の増につきましては、带状疱疹ワクチン接種等の実績見込みによります増でございます。

次に、款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 仮設津島診療所県補助金 1,012 万 1,000 円の減並びに目 2 浪江診療所県補助金 1,468 万 3,000 円の減につきましては、歳出の両診療所管理費の減に伴います福島県地域医療復興事業補助金の減でございます。

228 ページをご覧ください。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目3仮設津島診療所繰入金1,282万5,000円の減につきましては、歳出の仮設津島診療所管理費の減による一般会計繰入金の減でございます。

次に、目4浪江診療所繰入金1,778万5,000円の増につきましては、歳出の浪江診療所管理費の人件費の増に伴います一般会計繰入金の増でございます。

次に、款7国庫支出金、項1国庫補助金、目2浪江診療所国庫補助金9万7,000円の増につきましては、診療報酬等におけるオンライン資格確認システム導入による増でございます。

229ページをお開きください。

ここからは、歳出のご説明になります。

款1総務費、項1施設管理費、目1仮設津島診療所管理費、節2給料から節4の共済費までの266万円の増につきましては、福島県人事委員会の勧告によります給料等の改正に伴う人件費の補正でございます。

次に、節12、1,600万円の減につきましては、医師の勤務体制の変更によります減でございます。

節13使用料及び賃借料308万6,000円の減につきましては、医師宿舍借上料の利用がなかったことによりまして、232万1,000円の減及び自動血球計数測定装置借上料について、入札により額が確定したことから76万5,000円を減額するものでございます。

次に、節14工事請負費163万円の増につきましては、自家用電気工作物の高圧気中開閉器の更新に伴う補正でございます。

次に、節18負担金補助及び交付金15万円の減につきましては、非常勤での診療となっており、日本医師会等への支払いが不要となることから減額するものでございます。

次に、目2の浪江診療所管理費、節2給料から次のページの節4共済費までの1,851万円の増につきましては、人事異動によります所管替え及び福島県人事委員会の勧告によります給与等の改正並びに医療事務を委託しておりましたが、会計年度任用職員に変更したことに伴う人件費の補正でございます。

次に、節12、1,331万1,000円の減ですが、内訳としまして、X線テレビシステム保守プランの見直しによりまして、医療費機器保守点検委託料の減、それから医療事務を予定しておりましたが、会計年度任用職員に変更したことに伴う医療事務委託料の減、それから医療事務委託を行わなかったことによりまして、レセプトチェックシステムを廃止したことによる委託料の減でございます。

最後に、款2医業費、項1医業費、目1仮設津島診療所医業費

800万円の減につきましては、医薬材料費の支出見込みによるものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第29、議案第106号 令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第106号 令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ424万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億6,628万5,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 議案集236ページをご覧ください。

補正予算事項別明細書によりご説明をいたします。

まずは歳入です。

款7繰入金、目1一般会計繰入金、目2地域支援事業繰入金54万円の増は、地域支援事業費の増によるものです。

同じく目4その他一般会計繰入金370万9,000円の増は、今年度の人事異動及び福島県人事委員会の勧告による給与等の改正に伴うものです。

続きまして、歳出になります。

議案集237ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費340万9,000円の増は、主に今年度の人事異動及び福島県人事委員会勧告によるものです。

同じく節11役務費10万円の増は、第三者行為求償事務に係る手数料、同じく節12委託料55万9,000円の増は、令和7年度税制改正に伴う介護保険システム改修委託料です。

項2徴収費、目1賦課徴収費30万円の増は、節11役務費で介護保険に関する通知のための通信運搬費です。

議案集238ページをご覧ください。

款2保険給付費、項3高額サービス費、目1高額介護サービス費10万円の増及び項4高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費10万円の減は、給付実績によるものです。

款3地域支援事業費、項3包括的支援事業任意事業費、目1包括的支援事業任意事業費54万円の増は、地域支援事業実施に伴う補正

増です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第30、議案第107号 令和7年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第107号 令和7年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業、収益的収入で974万9,000円を増額し、収益的支出220万円を増額し、資本的収入で836万円を増額、資本的支出で1,194万4,000円を増額するものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 補正予算説明書によりご説明をいたします。

議案集247ページをご覧ください。

3条予算、収益的収入です。

款1水道事業収益、項2営業外収益、目2補助金974万9,000円の増は、上水道の高料金対策に要する経費として、一般会計に交付された普通交付税を財源とした町からの補助金です。

下の段、収益的支出です。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費68万円の増、目2配水及び給水費71万円の増及び目4総係費81万円の増につきましては、人事異動及び福島県人事委員会の勧告に基づく補正となっております。

続きまして、248ページをお開きください。

資本的収入です。

款1資本的収入、項2補助金、目1補助金836万円の増は、資本的支出、建設改良費に対する国の福島再生加速化交付金等を財源とした町からの補助金です。

次に、下の段、資本的支出になります。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2配水及び給水施設改良費1,194万4,000円の増は、節工事請負費で、県道長塚請戸浪江線の拡幅工事に併せて施工する配水管布設工事260万2,000円の増及び節委託料で、大字酒井地区の配水管布設詳細設計934万2,000円の増によるものです。

続きまして、245ページにお戻りください。

継続費に関する調書、補正後です。

デザインビルド方式により、各区間で設計、施工を順次行っておりますが、実地調査の結果、また、県との協議等に時間を要することから、令和8年度まで工期を延ばすとともに、記載のとおり金額を補正するものです。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 日程第31、議案第108号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第108号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、公共下水道事業、収益的支出で82万円を増額するものがあります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 補正予算説明書によりご説明いたします。

253ページをご覧ください。

3条予算、収益的支出です。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費45万円の増及び目4総係費37万円の増につきましては、人事異動及び福島県人事委員会の勧告に基づく補正となっております。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 日程第32、同意第7号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 同意第7号 教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

本案は、浪江町教育委員会委員の大清水久雄氏が令和7年12月24日で任期満了となることから、後任の委員として同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回同意を求める大清水久雄氏は、現職の浪江町教育委員会委員であり、教育行政の識見を有し、人格が高潔で教育委員として適任であり、引き続き本町の教育振興にご尽力いただきたいと考えておりますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

---

◎延会について

○議長（山本幸一郎君） お諮りします。質疑については16日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

16日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

---

◎延会の宣告

○議長（山本幸一郎君） 本日はこれで延会します。

（午前11時13分）

令和7年12月11日（木曜日）	常任委員会
令和7年12月12日（金曜日）	常任委員会
令和7年12月13日（土曜日）	休日
令和7年12月14日（日曜日）	休日
令和7年12月15日（月曜日）	休会

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

令和7年浪江町議会12月定例会

議事日程(第3号)

令和7年12月16日(火曜日)午前9時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第79号 | 浪江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について                |
| 日程第2  | 議案第80号 | 浪江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について                  |
| 日程第3  | 議案第81号 | 職員等の旅費に関する条例の制定について                                   |
| 日程第4  | 議案第82号 | 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第5  | 議案第83号 | 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について            |
| 日程第6  | 議案第84号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について                          |
| 日程第7  | 議案第85号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                               |
| 日程第8  | 議案第86号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                            |
| 日程第9  | 議案第87号 | 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について                              |
| 日程第10 | 議案第88号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について                                  |
| 日程第11 | 議案第89号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について                 |
| 日程第12 | 議案第90号 | 浪江町印鑑条例の一部改正について                                      |
| 日程第13 | 議案第91号 | 浪江町宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について                         |
| 日程第14 | 議案第92号 | 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について       |

日程第 1 5	議案第 9 3 号	浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 6	議案第 9 4 号	工事請負契約の締結について（地デジ再送信システム復旧工事その 4）
日程第 1 7	議案第 9 5 号	工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事（建築工事））
日程第 1 8	議案第 9 6 号	工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事（電気設備工事））
日程第 1 9	議案第 9 7 号	工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事（機械設備工事））
日程第 2 0	議案第 9 8 号	物品購入契約の締結について（G I G A スクール端末購入）
日程第 2 1	議案第 9 9 号	自動車事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について（追認）
日程第 2 2	議案第 1 0 0 号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第 2 3	議案第 1 0 1 号	指定管理者の指定について（福島いこいの村なみえ）
日程第 2 4	議案第 1 0 2 号	指定管理者の指定について（浪江町スポーツ施設及び浪江町復興海浜緑地（多目的広場））
日程第 2 5	議案第 1 0 3 号	令和 7 年度浪江町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 6	議案第 1 0 4 号	令和 7 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 7	議案第 1 0 5 号	令和 7 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 8	議案第 1 0 6 号	令和 7 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 9	議案第 1 0 7 号	令和 7 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 0	議案第 1 0 8 号	令和 7 年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 1	同意第 7 号	教育委員会委員の任命について
日程第 3 2	請願・陳情審査報告 陳情第 2 号	物価上昇に見合う年金引上げを求める陳

- 情書
- 日程第 3 3 発委第 5 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用  
弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 4 発議第 2 号 物価上昇に見合う年金引上げを求める意  
見書（案）
- 日程第 3 5 発議第 3 号 浪江町議会議員報酬等調査特別委員会設  
置に関する決議（案）
- 追加日程第 1 浪江町議会議員報酬等調査特別委員会委員の選任につい  
て
- 日程第 3 6 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（12名）

1 番	横 字 史 年 君	2 番	佐 藤 勝 伸 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	山 本 幸 一 郎 君
5 番	紺 野 豊 君	6 番	武 藤 晴 男 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	佐々木 勇 治 君	10 番	半 谷 正 夫 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	平 本 佳 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 栄 光 君	副 町 長	山 本 邦 一 君
副 町 長	成 井 祥 君	教 育 課 長	横 山 浩 志 君
代 表 監 査 委 員 長	宮 口 勝 美 君	総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	戸 浪 義 勝 君
企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
産 業 振 興 課 長	蒲 原 文 崇 君	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 浦 龍 爾 君
住 宅 水 道 課 長	金 山 信 一 君	建 設 課 長	宮 林 薫 君
市 街 地 整 備 課 長	今 野 裕 仁 君	健 康 保 険 課 長	松 本 幸 夫 君
浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	中 野 隆 幸 君	介 護 福 祉 課 長	木 村 順 一 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 兼 津 島 支 所 長	西 健 一 君	教 育 総 務 課 長	鈴 木 清 水 君
生 涯 学 習 課 長 兼 浪 江 町 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長	岡 秀 樹 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	次	今	野	長	一	君
		中	野				雄		
書			記						
		岡	本						
			ち						
			り						
			君						

---

◎開議の宣告

- 議長（山本幸一郎君） おはようございます。  
ただいまの出席議員数は12人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 9時00分)
- 

◎議事日程の報告

- 議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。
- 

◎議案第79号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第1、議案第79号 浪江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第79号 浪江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第80号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第2、議案第80号 浪江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第80号 浪江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第3、議案第81号 職員等の旅費に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第81号 職員等の旅費に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、議案第82号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第82号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第5、議案第83号 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第83号 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第6、議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第7、議案第85号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第85号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第8、議案第86号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第86号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第9、議案第87号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第87号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第10、議案第88号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第88号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第11、議案第89号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第89号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第12、議案第90号 浪江町印鑑条例の一

部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、紺野豊君。

- 5番（紺野 豊君） 浪江町印鑑条例の一部改正については反対はございませんけれども、印鑑登録証明書の登録人数、今現在の。加えて、浪江のマイナンバーカードの所有者人数、普及率とかな、その辺の2点教えてください。
- 

- 議長（山本幸一郎君） 暫時休議します。

（午前 9時13分）

---

- 議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前 9時13分）

---

- 議長（山本幸一郎君） 住民課長。

- 住民課長（柴野一志君） 浪江町の印鑑登録者数ということで1万1,144名となっております。それから、マイナンバーカードの保持者数ということで、こちらが1万1,046名でございます。

以上でございます。

- 5番（紺野 豊君） 了解です。

- 議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第90号 浪江町印鑑条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第91号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第13、議案第91号 浪江町宿泊施設の設

備及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、佐々木勇治君。

○9番（佐々木勇治君） 131ページの新旧対照表で、左側でコテージ客室5名1万円、1人利用の場合ですよ。3人部屋で8,000円、1人部屋で7,000円。本館客室なんですけれども、5名で1万2,000円、和室4名で1万円。和室2名でなぜ9,000円とか8,000円じゃなくて1万2,000円に上がったのか、どんな経緯なのかお伺いします。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲浦文崇君） 今般の規約改正につきましては、本館2階から4階、今、改修しています客室のほうを整備するに当たりまして、ツインルームとして今整備していることから、この料金表にない形態なものですから、追加させていただいたというところがございます。

また、この料金の上限値になりますけれども、こちらについては近隣の宿泊施設等々を見て、大体この辺が妥当な金額だということと、今回新しい部屋には本館、基本的には浴室というかシャワールームがないんですけれども、新しい改装したところにはシャワールームのほうを設置させていただくということで、ほかの部屋と機能的に若干違うというところもありまして、料金の設定をさせていただいたというところがございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第91号 浪江町宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第92号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第14、議案第92号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第92号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第93号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第15、議案第93号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第93号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第94号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第16、議案第94号 工事請負契約の締結について（地デジ再送信システム復旧工事その4）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、平本佳司君。

- 12番（平本佳司君） 12番、平本です。よろしく申し上げます。

今回上程されました地デジ再送信システム復旧工事でございますが、復旧箇所は井手地区43世帯分、小丸地区164世帯分ということでございます。まだ帰還困難区域であり、解除予定年も決まっていないのに、なぜ今なのか教えてください。

また、この地区で帰町されている方、希望されている方は何世帯ぐらいあって、今後いつ頃使えるようになるのか教えてください。  
以上でございます。

- 議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

なぜ今の時期、この整備かというご質問にお答えします。

こちらは、震災前から地上デジタル放送の難視聴地区ということで、NHK共聴組合というものができて、共同のアンテナを立ててデジタル放送を受信した世帯となっております。震災後、そういった組合が解散したことに伴いまして、このエリア的に難視聴世帯だということで事業的に復旧するものでございます。こちらは総務省の補助金を活用しまして、帰還困難区域であっても、そういった難視聴だったところを視聴できるように回復するという復旧工事という補助事業がありますので、そちらを活用させていただいております。こちらは特定帰還居住区域のエリアにもなっておりますが、こちらは2029年までに環境整備して帰還をするという制度になっておりますが、こちらにつきましてはインフラ復旧ということで条件としてございますので、こうしたテレビを見られるというような環境を整備するのも必要なインフラ復旧と認識しておりますので、まだ解除の時期等は決まっていないんですが、復旧をさせておくというのは、これは浪江町としましても必要なインフラ整備と考えておりますので、今回整備をするものでございます。

帰町される方の対象世帯数等につきましては、各行政区ごとにお示しはしていない状況ですので、今回、何世帯が帰るということは

ご回答できませんので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 分かりました。これは質問の趣旨は、今でなく  
ていいんじゃないのかなという部分があって、なぜ今なんだという  
ことがまず1点目です。

そのほかに、今後このような箇所が何か所ぐらいあるのか教えて  
ください。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 今回事業を実施するに当たって、なぜ  
今なのかというご質問ですが、令和4年からずっと共聴組合が解散  
した地区を順に解消を図ってまいりまして、今年度当初は井手地区  
のみの予定をしておったんですが、総務省と意見交換といたしますか、  
総務省と補助金の調整をしている中で、小丸地区も整備できるとい  
う予算の配分をいただきましたので、今回、小丸地区まで拡大をさ  
せていただいたというものでございます。このような難視の地区、  
共聴組合があって難視だったというエリアにつきましては、今回の  
整備をもちましてエリア的に難視だったところは解消できるという  
ことで、今回、事業を進めるものでございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第94号 工事請負契約の締結について（地デジ再送  
信システム復旧工事その4）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山本幸一郎君） 起立多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第17、議案第95号 工事請負契約の締結  
について（浪江にじいろこども園増築工事（建築工事））を議題と

します。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 12番です。

95号に関しましては、この上程の図面を見させていただきました。これは、設計図の中に調理室が設置されております。今までは小・中学校、要は創成小・中学校のところで給食を作って配膳していたのかなと思いますけれども、なぜ改めて調理する場所が必要なのか教えてください。その分、別な形で利用したほうがいいのかなと思いますけれども、その辺も含めて教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） ご質問にお答えいたします。

調理室の整備につきまして、現在、にじいろこども園内の調理室において給食を調理いたしまして提供しているところですが、開設当時の30名の規模での調理になってございまして、大変狭隘でございまして。そのため新たに増設する園の中で改めて調理室を整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） そうしますと、今まで使っていた調理室というか、そういうところは別な方法で利用するのかどうかをお尋ねします。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） ご質問にお答えいたします。

現在使用している調理室は、アレルギー食や離乳食などの調理に活用してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○12番（平本佳司君） 分かりました。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番、横字史年君。

○1番（横字史年君） 避難についてお伺いいたします。

今回、新しく増築されることで子供たちの人数も増えると思われませんが、地震もしくは津波のときの避難の動線についてどのようにお考えか教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） ご質問にお答えいたします。

避難につきましては、現在、大学の防災の専門家などにも入っていただきながら、最善な避難ルートというものを考えているところ

でございます。人数が増えましても、子供たちの安全を最優先に進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第95号 工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事（建築工事））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第18、議案第96号 工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事（電気設備工事））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第96号 工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事（電気設備工事））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第97号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第19、議案第97号 工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事（機械設備工事））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、横字史年君。

○1番（横字史年君） こちらの機械設備の空調等についてお伺いいたします。

現状、多数のエアコン等が設置される予定だと思いますが、実際の運用においてその空調エアコンが当たらない、もしくは使えない、使わない部屋などはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） ご質問にお答えいたします。

今回の増設するこども園につきましては、空調は床輻射空調というものを採用してございますので、室温を均一に保つことができまして、部屋全体を温めたり冷やしたりすることができる、そういった空調を採用してございますので、当たらない部屋などはなく、園児たちにも快適に過ごしていただけるものを採用してございます。

以上でございます。

○1番（横字史年君） 分かりました。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第97号 工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事（機械設備工事））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第98号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第20、議案第98号 物品購入契約の締結について（G I G Aスクール端末購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） G I G Aスクール端末購入費でございますが、現在、生徒数も含めて86台と予備を入れて、予備は12台というような形で、教職員を含めると132台となっておりますが、今後、児童数が増えてくる可能性も出てきます。そういう場合は、これは同機種をもう少し置いておかなければならないのかなと思います。予備が12台で間に合うのかということも含めてお伺いをしたいと思えます。

一、二年では変わらないと思えますけれども、3年目ぐらいにはまた変わってくるのかなと思いますので、使い方も変わってくるのかなと思いますので、その辺の考え方を教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） ご質問にお答えいたします。

予備の台数といいますのは、一定の算定式に基づいて台数が決められてございまして、この台数を整備するものでございまして、今後、児童・生徒が増えた場合に、一定期間、県の補助を頂けると聞いておりますので、県と協議しながら適宜整備してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○12番（平本佳司君） いいです。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第98号 物品購入契約の締結について（G I G Aスクール端末購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第99号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第21、議案第99号 自動車事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について（追認）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第99号 自動車事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について（追認）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第100号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第22、議案第100号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第100号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎議案第101号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第23、議案第101号 指定管理者の指定について（福島いこいの村なみえ）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、紺野豊君。

○5番（紺野 豊君） 指定管理者の指定ということで、今回、一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団、理事長、小黒敬三になっているんですけども、このなった経過、加えて何者ぐらい公募があったのか、併せて選定基準のほうも教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲浦文崇君） こちら指定管理者の選定スケジュール及び選定過程についてのご質問にお答えしたいと思います。

初めに、9月24日に公募を開始をさせていただきました。その後、現地説明会ということで実施させていただいて、希望する事業所様もほうにお集まりいただいて現地説明会をさせていただきました。その際は3者ほど来ていただいて、説明をさせていただいたところですが。ただ、その後、10月24日に公募の締切りになるんですけども、実際の公募につきましては1者のみということのご応募をいただいたところでございました。

その後、頂いた提案書を基に1次審査、2次審査を行いまして、選考審査会によって内容の精査をさせていただきました。その中で、審査の得点が6割以上、合計得点200点満点だったんですけども、そのうち120点の6割以上取れば合格ということで要綱上させていただいております。その中で、当該事業所につきましては153.76点、100点満点でいくと76.5点を獲得したということで、6割以上ということで選定をさせていただいたという中身になってございます。

以上でございます。

○5番（紺野 豊君） 分かりました。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第101号 指定管理者の指定について（福島いこいの村なみえ）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第102号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第24、議案第102号 指定管理者の指定について（浪江町スポーツ施設及び浪江町復興海浜緑地（多目的広場））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、横字史年君。

○1番（横字史年君） 管理を行わせる施設についてお伺いいたします。

この中での復興緑地はまだ完成していないと理解しておりますが、それ以外の施設について、まだ本来の用途であるスポーツ等ができないような状況にあるものがあれば教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） では、ご質問にお答えいたします。

今現在スポーツ等ができない施設につきましては、今、休止施設であります町営野球場、町営幾世橋グラウンド、町営津島総合グラウンド、町営加倉運動公園の4施設となっております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 1番、横字史年君。

○1番（横字史年君） ご回答ありがとうございます。

その上で、まだ休止している施設についての指定管理については、どのような指定管理の内容になるのでしょうか、教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） では、ご質問にお答えします。

休止施設にしている4施設の管理内容につきましては、月1回程度の巡視・清掃、年2回程度の除草作業等を予定しております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 1番、横字史年君。

○1番（横字史年君） ありがとうございます。よく分かりました。

その上で、もしもこの休止施設を例えば何かしらの用途に使いたいとなった場合、指定管理者の許可を取れば使えるのか、それとも

町もしくは県・国等の何かしらの指定が解除されない限り使えないのか、使い方についてお伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） では、ご質問にお答えします。

休止施設につきましては、指定管理者で使用する意向があれば協議をしてまいりますので、もしも活用したいというのであれば、指定管理者と町との協議の上で使わせることは可能だと考えております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第102号 指定管理者の指定について（浪江町スポーツ施設及び浪江町復興海浜緑地（多目的広場））を採決します。  
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第103号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第25、議案第103号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第103号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第104号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第26、議案第104号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより104号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第105号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第27、議案第105号 令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第105号 令和7年度浪江町国民健康保険直営診療

施設事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第106号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第28、議案第106号 令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第106号 令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第107号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第29、議案第107号 令和7年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第107号 令和7年度浪江町水道事業会計補正予算

(第2号)を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(山本幸一郎君) 起立全員であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第108号の質疑、討論、採決

○議長(山本幸一郎君) 日程第30、議案第108号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本幸一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本幸一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第108号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(山本幸一郎君) 起立全員であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎同意第7号の質疑、採決

○議長(山本幸一郎君) 日程第31、同意第7号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本幸一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより同意第7号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎請願・陳情審査報告

- 議長（山本幸一郎君） 日程第32、請願・陳情審査報告を議題とします。

---

◎陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 陳情第2号 物価上昇に見合う年金引上げを求める陳情書を議題とします。

付託中の委員会から、タブレット端末の格納のとおり審査報告が提出されております。事務局長より朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

- 議長（山本幸一郎君） ただいま朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教・厚生常任委員会委員長、紺野則夫君、登壇でお願いします。

〔文教・厚生常任委員長 紺野則夫君登壇〕

- 文教・厚生常任委員長（紺野則夫君） それでは、趣旨説明を行います。

陳情第2号 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出についての審査結果についてご説明を申し上げます。

現在、日本国内の高齢者世帯の3分の2は、公的年金が家計収入の全てとなっております。しかしながら、後期高齢者医療負担や介護保険料、国民健康保険税などの値上げに加えて物価が高騰し続けている現状により、年金生活の実質可処分所得は大きく減少している現状にあります。

このことから、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善が必要であると委員会では判断いたしました。

よって、本陳情については、その趣旨が十分に理解できるものであり、事務局長朗読のとおり採択すべきと決定したものであります。

議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます。

- 議長（山本幸一郎君） 以上で趣旨説明を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより陳情第2号 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出についての審査結果についてを採決します。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、陳情第2号については採択することに決定しました。

---

○議長（山本幸一郎君） ここで10時15分まで休憩とします。

（午前 9時55分）

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時15分）

---

#### ◎発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第33、発委第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（山本幸一郎君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、鈴木幸治君、登壇で願います。

〔議会運営委員長 鈴木幸治君登壇〕

○議会運営委員長（鈴木幸治君） 発委第5号の提案理由についてご説明をいたします。

町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正に伴い、町長等の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定することに準じて、議会議員の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第34、発議第2号 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書（案）を議題とします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（山本幸一郎君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の紺野則夫君、登壇でお願いします。

7番、紺野則夫君。

〔7番 紺野則夫君登壇〕

○7番（紺野則夫君） それでは、提案理由のご説明をいたします。

本件は、先ほどの物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出についての審査結果に基づき、意見書の提出が妥当と認められることからご提案申し上げるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発議第2号 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第35、発議第3号 浪江町議会議員報酬等調査特別委員会設置に関する決議（案）を議題とします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（山本幸一郎君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の紺野則夫君、登壇でお願いします。

7番、紺野則夫君。

〔7番 紺野則夫君登壇〕

○7番（紺野則夫君） それでは、発議第3号の提案理由のご説明を申し上げます。

当町における議員報酬は、平成10年4月1日に改定され、四半世紀にわたり現行のままであります。

政務活動費においては、政務調査費として平成14年6月に条例を制定し、現在、申請により交付されておりますけれども、全議員が申請しているものではございません。当初は、14年前、東日本大震災に伴う原発事故の惨劇により、全ての町民は着の身着のままで全国に避難という過酷な生活を強いられてきました。帰還困難区域を除き、避難指示は解除されたものの、いまだ9割の町民は町外で避難生活を送るなど特殊な状況であることから、議員活動が広域化しており、議員の成り手不足が懸念されるところであります。

そういったことが相まって、前回の選挙において無投票となりました。そのことを踏まえ、議員定数削減調査に関する特別委員会を設置し、適正な議員定数調査に向けた議論がなされました。今年4月の議会選挙では12名に削減したことにより選挙戦になったものの、今後における当町議会議員選挙について定数を上回るものかどうかは不確実な状況であります。

さらに、物価高騰により議員活動が制約されるなど、活動もまま

ならぬ状況となってきたところでもあります。また、議員自体が副業化している昨今、議会はもちろんのこと、議員として品性を保ち、二元代表制を基本とした議会審議がなされることは当然であります。副業化自体を見直し、議員の専門性を追求すべきと考えるものであります。

このような状況を踏まえ、適正な議員報酬及び政務活動費について調査・研究をするため、特別委員会の設置を求めるものであります。

議員各位のご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発議第3号 浪江町議会議員報酬等調査特別委員会設置に関する決議（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山本幸一郎君） ここで議会運営委員会開催のため暫時休議します。

（午前10時32分）

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時39分）

---

#### ◎日程の追加

○議長（山本幸一郎君） お諮りします。浪江町議会議員報酬等特別委員会の設置に伴い、タブレット端末に格納しましたとおり、浪江町議会議員報酬等特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追

加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、浪江町議会議員報酬等特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

◎浪江町議会議員報酬等特別委員会委員の選任について

○議長（山本幸一郎君） 追加日程第1、浪江町議会議員報酬等特別委員会委員の選任についてを議題とします。

○議長（山本幸一郎君） 資料格納のため暫時休議します。

（午前10時40分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時43分）

○議長（山本幸一郎君） お諮りします。浪江町議会議員報酬等特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、タブレット端末の格納のとおり、佐藤勝伸君、鈴木幸治君、紺野則夫君、半谷正夫君、平本佳司君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君は、浪江町議会議員報酬等特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。

これより委員の方は、第1委員会室にお集まりいただき、委員長及び副委員長を互選されるようお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） ここで暫時休議します。

（午前10時45分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前11時01分）

○議長（山本幸一郎君） ただいま浪江町議会議員報酬等特別委員会に

において委員長に紺野則夫君、副委員長に平本佳司君が互選されましたので、報告します。

---

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（山本幸一郎君） 日程第36、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員会委員長から、タブレット端末の格納した申請書のとおり、閉会中の継続審査又は調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

---

◎町長挨拶

○議長（山本幸一郎君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田栄光君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る12月9日の本定例会開会以来、慎重かつ熱心にご審議を賜り、ご提案申しあげました全ての議案についてご承認をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

全ての議案が重要ではありますが、中でも議案第95号から97号の浪江にじいろこども園増築工事の工事請負契約の締結につきましては、現在定員が90名のところ65名を受け入れておりますが、今後の子育て世代の増加に対応するために、60名の増員の150名を定員とする建築工事であります。安心して子育てができる環境は、移住者を含む地域住民の生活基盤を安定させるとともに、地域経済の再生を支える重要な柱となりますので、引き続き環境の充実に尽力をまいります。

また、議案第98号 物品購入契約の締結につきましては、国が推奨する1人1台端末の導入による第2期GIGAスクール構想が実現いたします。デジタル学習とアナログ学習を組み合わせ、それぞれのメリットを生かした児童・生徒一人一人に応じた個別最適化さ

れた学びと、今後、エフレイ・産学官連携も含めた多様な人との交流を通じた協働的な学び等によって、学習に対する興味関心をさらに高め、最適な学びの実現を図ることで、未来を支える人材の育成に努めてまいる考えであります。

一般質問においては、今後のまちづくりにおける重要課題について、提案を含めご質問をいただきました。町内のコミュニティーや生活環境、教育、防災に関すること、農業や産業に関すること、浪江駅周辺整備事業に関すること、有害鳥獣の対応とそれに伴う住民の安全対策に関すること、町の財政状況に関することなど、いずれのご質問も全て重要なものであり、町として真摯に受け止め、今後の町政執行に生かしてまいりたいと考えているところであります。

年が替わりますと、いよいよ令和8年を迎えます。浪江町の復興計画につきましては、令和3年度から7年度までの5年間を前期基本計画に基づき取組を実施しておりましたが、現在、令和8年度以降の5年間の復興の道筋を示すための後期基本計画の策定を進めているところであります。

議員の皆様をはじめ町民の皆様と描いてきた浪江町の目指すべき復興の姿を実現するため、これまで以上に国・県をはじめとした多くの関係機関の皆様と連携を深め、引き続き復興に向けた必要な施策を推進してまいる考えであります。

結びになりますが、師走を迎え寒さが身にしみる季節となってまいりました。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、あわせ全ての町民と穏やかな年を迎えられますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

令和7年12月16日、浪江町長、吉田栄光。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（山本幸一郎君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年浪江町議会12月定例会を閉会します。

（午前11時07分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 山 本 幸 一 郎

署 名 議 員 松 田 孝 司

署 名 議 員 平 本 佳 司